

有馬滿盛
ニ新當流
ク劍術ヲ受

滿盛 滿平ク二男、常陸國鹿島領津賀郷ニ多出生、東照宮三州岡崎ニ被爲
入候節被爲召、家之劍術、新當流御相手御指南仕り、仍多岡崎ニ定詰仕候
者、千石被下へく、在所にも上下仕候者、五百石可被下旨被仰出、在所にも
罷越申度旨申上、五百石拜領、御劍術每度御相手仕、家之極秘御傳受申上
候、爲褒賞青江貞次之御太刀拜領、劍術書物不殘御前に差上、若相果候者、
悴清七郎某に被下置候様奉願死、悴清七郎、東照宮に奉勤之内、筑紫名護
屋へ三田來庄右衛門と申之の、討手御用被仰付罷越、首尾好討捕申候
處、不慮之仕合ニ多相果、悴あく家絶、津賀大膳政勝、孫有馬豊前滿秋、東照
宮に被召出奉勤候内、每度家之劍術御指南被成下、大炊介滿盛申上候極
秘、不殘御傳受被成下、於紀州師範仕、門弟取扱申候、有馬彦八滿英迄、相續
師範仕、門弟取扱申候處、滿英養子勝英、痛所有之、右流儀相續難仕、末家有
馬文藏吉尙四男、紀伊殿家中竹森傳次右衛門次忠儀、滿英門弟ニ多、流儀
相續仕、師範今以竹森家ニ多相續、門弟取扱、有馬大炊介滿盛、東照宮をり
拜領仕候青山貞次之御太刀、豊前滿秋をり彦八滿英迄所持仕候處、紀伊
頼宣卿御所勞之節、御快然爲御祈禱、願書差添、紀州和歌山東照宮御宮に

元和二年四月十七日

元和二年四月十七日

五三〇

奉納仕、右之趣紀伊光貞卿及御聞寄特之事思召候、家之重寶候間、返し被下置旨、元祿五年四月被仰渡、御別當雲蓋院をり請取所持仕候、此御太刀、紀州罷在

政信

政信 東照宮に被召出、御劔術御相手御指南申上候、津賀安房守政隆をり、代々常陸國鹿嶋領津賀之郷ニ居住、上杉景勝爲御退治、東照宮野州小山に被御出馬之刻、政信儀馬鷹卷物持參奉獻、譜代之者召連御迎よ罷出、人數少々御用ニ可相立旨申上候處、御感よ思召、政信居邑敵境よ候間罷歸堅固よ可相守旨上意ニ有、早速歸邑、其節逆徒之催促ニ隨不申候ニ付、津賀之郷没落、政信討死、

滿秋

滿秋 津賀豐前政信の長男、東照宮に被召出、御劔術御相手御指南申上候、父豐前政信討死之刻、未幼稚ニ有、知音之者方ふ落去仕候、十三歳罷成候節、右之段被爲聞、伏見御城に被爲召、松平右衛門佐御披露、東照宮に御目見、御懇之上意在之、滿秋幼年ニ付、松平右衛門佐養育仕候様被遊御預、東照宮へ被召出、駿州志太郡、駿東郡之内貳百石被下置、御側向御用等被仰付相勤、御役之品者十八人衆と申内ニ有、御用等相勤、御供も仕、慶長十八

年、紀伊賴宣卿依御願、賴宣卿附、大坂兩御陣御供、寛文三年、賴宣卿御意、幼年、東照宮御側近相勤候者之儀候間、日光御宮に拜禮可仕旨、同年六月十七日、日光拜禮仕候、寛文七年致仕、同十二年十二月四日死、葬紀州和歌山金龍寺、東照宮に拜領之品、

御小箆筒

一ツ 但し葵御紋付、

御扇子

二本 但し金地、

御壺

一ツ

鍊御藥研

二ツ 但し葵御紋付、

御藥御製法、御側ニ有被仰付候、

御木太刀

二本 但し御稽古之節、被遊御用候、

右之品々、紀州罷在、同姓方ニ今以所持、

〔本朝武藝小傳〕三術 有馬豐前守(或秋)

有馬豐前守者、有馬流刀槍達人也、奉仕東照宮、而言上其技藝、而後被附於紀州、賴宣卿其子彦八郎者、繼其藝居紀州、

〔有馬家傳〕六〇朝野舊聞哀稿 三月有馬豐前滿秋、大御所様より家之極意

有馬滿秋ニ刀槍術ヲ受クヲ頼宣ニ附ス

元和二年四月十七日

五三一

家康ノ砲術

鑛砲師野田清堯

砲筒ヲ六奉納ス

元和二年四月十七日

無一劔御傳受有之、○朝野舊聞稗史ニ、按るに、此文はよれ、満秋の家姑くはれに從ふトアリ、ナホ徳川義直、家光ニ家康ノ手書兵法一卷ヲ獻ズルコト、寛永十一年七月四日ノ條ニ見ユ、

五三二

〔駿府記〕

十三日、今朝出御淺間、令放銃炮給、置目當、二町外、中其星五度、近侍放之、同皆不中、午刻有鳶留前殿檐上、自令放銃砲給、三度共中而二鳶乃落、一鳶射切足而飛去云々、其遠五十間也云々、

〔駿河志料〕

三十八 國府四 安西町五町 野田善四郎清堯、宅跡詳ナラズ、傳云、慶長年間、鑛砲師ナリ、當府ニ住シテ當時ノ名匠ナリ、今ニ久能御寶庫ニ在銘ノ鑛砲アリ、慶長十六年、六十四挺ノ筒ヲ造リ、六十四州ノ大社ヘ奉納シ、出雲日御崎社ヘモ奉リ、彼社ニテ、一挺龍神ヘ奉ラン事ヲ憑ミシ書翰神家ニアリト、或人云ヘリ、當府當社ニ現存ノ砲ニ、大日本六十四州云云、慶長拾六年、野田善清堯ノ數字ヲ彫ス、又去慶長中、大神君御在城ノ時、嶋田五鍛冶ニ命シ、練鑛シテ本府ニ送り、鑛砲師筒ヲ造レリト云、其工ノ内ニモ、清堯ハ名匠ナリ、後ニ武州江戸ニ移リ、繁慶ト云、始繁昌、刀ヲ練ル、其妙ヲ得、大ニ世ニ稱セラレ、

〔遺老物語〕

三 河之物語

正田豐後ニ兵法ヲ學ブ、正田ニ對スル家康ノ評

一ある時、權現様、正田豐後と申候、天下一の兵法人を召て、兵法御尋被成候、豐後隨分御指南申上候へ、名人にうは候へとも、兵法の人々ふよりて、入所と入らぬ所とを知らぬと御誑被成候、其謂ハ、我不とのものハ、人きる様を色々申上候、天下持又ハ大名などは、相手あけく人切事はあきもの也、人ふ絲られ、又はきらね、時、其場をえつせは、供の大勢寄合、そのものきる故、大人の兵法を、相手かけの事ハいらす候と、大つもりを以て、兵法とすると御意候由、語被申候也、○家康、信長ト軍法ヲ談ゼシトノ説、天正十年五月十八日ノ條ニ見ユ、

〔駿河土産〕

乾 權現様御馬被爲召様之事

一權現様御年寄らせらま候、猶更之事、御年若し御座被遊候節より、少こても御馬のあるきか、可申ウとある如くの所よて、御馬を下りさせらま、御歩行被遊候となり、或時御近習衆へ被仰候也、我等道の惡敷所にて馬より下るハ、大坪流は極意の一傳なり、惣く少も危きと思ふ所にて馬よハ乗ぬもの也、さま共、其身大身よて、乗替の馬を牽せへき格別、只一疋の馬を乗、りくよ、小身侍あとの、隨分と馬の足をかえいた

嶮岨ナル所ハ馬ヨリ下ル

大坪流ノ極意

元和二年四月十七日

五三三

元和二年四月十七日

五三四

るうよたかり、馬よ乗ハ乗事と計心得、少そいと見る心ぬく、馬の足を乗
損、爰ハ馬よ乗ほして不叶と有所し臨ミ、乗事もあらぬ様ニ在之ハ散
々の事あり、能心得候へと被仰候と也。○家康、市野總大夫ヲ召シテ、馬ノ
話ヲ聽クコト、慶長十六年十月一
日ノ條
ニ見ユ、

〔駿河土産〕

坤 戦場の嗜之事

戦場へハ
打死ノ覺
ク倍ニテ赴
入ルベシ

權現様上意よ、武道を嗜む者ハ、戰場へ赴ッラハ、討死を可遂との心あ
てハ叶ふへウラハ、白齒の者ハ、齒の黄色よならぬ様よと心ウケ、髪よも匂
ひをとむる由との仰を、承リ傳へたる面々ハ、大坂兩度の御陣の節、伽羅
をハ少つ、持參被致候へ共、香爐無之故、五月七日ニも、髪よ香を留る衆
とてハ、壹人も無之候と也、同じく上意よ、小身の武士著料の具足を申付、威
させ候時、胴小手、其外をハ、鹿末よ致させ候共、甲よ老念を入候心得り能そ、
子細ハ討死遂る時、兜ハ首と一所よ敵の手よ渡るもの也、然ハ死後の爲
ニクハなきウとの仰よ有之候と也、

御一代之御働、土岐山城守物語之事

權現様向嶋の御屋敷よ被成御座候時、加藤主計頭清正、加藤左馬介嘉明、細

土岐定政
家康一代
ノ戦功ヲ
語ル

今後ハ家
康ノ天下
タルベシ
トノ評

家康秀忠
ニ大將ノ
兵法ヲ學
バシム

〔玉音抄〕

川越中守忠興、福嶋左衛門大夫正則御見廻被申上候處、御前へ被罷出、武功
の御物語よと被遊候節、何被申上候者、御一代之御働よと承り奉り度
と、被申候へハ、則土岐山城守（定政）と上意有之、山城守御前へ罷出候へハ、御働
之趣語り聞セ候へとの上意ニ付、山城其座よ在合たる侍中の名を一々申、
此者の親某ハ、いつくよて如斯の働キ、此者の親ハ、かしこゝ加様ノの
働有之趣、其首尾貳百人計の御旗本中之儀、不殘物語申々れハ、夫ニ付、御働
敷なとも相知申如く有之候故、加様の能侍多く御持被遊る故、此以後ハ
必家康公の天下なるるきと、各ふクニ御暇申歸られらると也、

一權現様一日御傍の人、召、將軍は何事をあせるやと問給對云く、老武
者此軍陣よあれなる者、召、近來戰場の事を問給、權現様御意よ、何人を
召され候哉とあり、某々と申上、權現様御意よ、御附置被成候榊原式部大
輔、召され、大軍、汝にあふ儀を聞き可然、纔よ人を切伏せ、鎧杯を合せる
者の業作ハ、匹夫の勇あり、取よ足サルの御意あり、又台徳院様、劔術、汝御
學候事ヲ御聞、仰よ曰、大將之人、汝斬ル事ヲ求に、難よ逢こと、汝避るを儀

元和二年四月十七日

五三五

元和二年四月十七日

五三六

〔翁物語〕

中

あり、劔術を以て人を殺儀を、何ぞ將軍の手を勞センヤと云々、
一或時、師信曹語曰、家康公之軍利之賢キ事申も恐レ多キ事おき共、萬事此
工夫を被極、軍之懸引、人數此遣ヒ様之儀ハ申も疎成事也、武利とあれハ、
知ロシ被召間敷事迄も、細ク御存被成し也、或時家康公宣は、若キ者共能
承レ、軍陣よて馬よぬり袋を付ルハ、豆をぬり合さるを付るハ、惡シ、豆
を煮て其を少乾して、ぬりの代ニ豆らを細ク切て、少や豆らを加ても吉と宣り、
せて付さるウ吉、又豆計さゆと干して入、先ニ豆らを加ても吉と宣り、
ウ様之事まで、其利を穿鑿まし、くし事、今之代之大將之心之付間敷所
也と云り、

〔遠江舊聞略記〕

故老傳へて云、神祖中泉よ御逗留の御時、御小姓衆御次よ
參會し、合戰勝負の評談をし、茂聞召し、合戰ハ戰て勝、戰ク負るものふ
らび、不戰以前よ勝負の理を知を、良將と比、武家日用の作法ハ、軍法也、故よ
作法正し、支時、軍陣よ臨ても進退度よ、勝事掌を握ウ如しと仰
也と、○下略、座敷相撲ニ疊ヲ裏返サシムルコトニカ
ル、勤儉ノ項ニ收ムル駿河土産ト異事ナシ、

〔遺老物語〕

三河之物語

一權現様、城御せ被成候よは、何方よても、一方は御明候て、御取巻御攻被
成候あり、

〔聞見集〕

坤

一家康様、御若年の頃よ、水のをよき御すたよて、夏中、岡崎近邊乃川
御ひま、被成候由、其よ付る、其頃乃御大名衆、をよた上手よて御座候、若
殿様も御をよきすウせられると承候、將軍様、此外御子様ウと、皆々江
戸よて、水の上御たれん被成候、家康様よ、御異見ゆへと聞へ申候、ま
して下もの武士者、猶以およたを不存候へハ、事ウけさる儀よて候、小田
原さ、くる目の、くち候、奥、よて一揆之時、水戸御番之時、大雨ゆへ、河
水まし、皆々迷惑仕候由よて候、わりき間ふたれんなく候へえ、不成わ
さよて候ま、今頃若年乃もの共、河すきいさされ候へしと存候へ共、孫
とも異見不用、いさつらよ夏中くらし申候、

〔岩淵夜話〕

二

一權現様、御鷹野よ被爲成候刻、御辨當場の被仰出有之義ハ、まれくの義

元和二年四月十七日

五三七

二、大形は御燒食(飯カ)をもとせられ野よても山にても、二三度不とつ、被召上、其儘ニ還御被遊、有之候と也、或時うはら鷹野よ成らせらま候處よ、晝より前、六との外なる御物數故、御機嫌にて、御鷹犬共を曳可參旨被仰付、御自身やき飯を御取被遊、殘らそ犬共よ御喰はせ遊さま、其以後も、御鷹ふと御遣ひ被遊、何そ可被召上との仰よ候得共、御辨當の燒飯ハ犬共よ御くじせ被遊、残り不申ニ付、御小性衆其段を被申上候へハ、百姓共の家よ、芋此なれ事ハ何ふましたとの上意ニ有候へとも、時分からふく、里芋ハ無御座と有義を御聞被遊、里いもろなくハ山乃芋ふてもくまよと有る仰ニ付、長いえ、はくね芋杯取集め、水煎よ致して差上候得者、是々とある上意にて、鹽を御附被成、一段御機嫌よく還御被遊候と也、

〔本多藤四郎覺書〕

一、權現様常の御あそひよも、深き御案有、御鷹野へ被爲成所、駿河にて丹澤と申御鳥見御供仕參申せに、此先ニ大成田にれ御座候間、御廻り被成候へと申上、仰ニハ、駿河の事ハ御幼少、能御存被成候、此先ニ田切ハ無とて無理ニ被成御座、丹澤ハ如申、田きれ有之と、是又丹澤を御まかり被成、

鷹場ニテ
鳥見丹澤
ニ戯ル

偽ル者ヲ
惡ム

これ不と田切有之に、何とそ不申上るとも御意にて、御廻り被成、或時ハ鳥見ニ被遣、此筋ニは鳥無御座と申上、程經て其道を御歸被成候、鳥有、是ハ丹澤如何と被仰、只今入りけ申候と申せ共、それ老御存被成さるなと、御まかり被成、扱御歸ハ、今日者一日丹澤と御からかい御遊山被成さるかと御意候て被爲入、其後御代官衆其邊御普請之儀被仰付時、何方にて御座候哉と奉伺、日外丹津御まめり被成候所と被仰候へハ、何も合點仕由常此御旅、御鷹野ニても、誰ハ何方にて酒を何不とさへ候へハ、或ハ御辨當被下あと、御定の事有、何も右之御心持ありての儀也と口傳續

武家閑談
異事ナシ

一、少もまいそ有者ハ、大よ御にくみ被成、甲州の者ニ淺利兵庫とて、鷹藥師の名人也、被召拘(抱)或時甲州一條ハ後家を、三宅彌次兵ニよそんと申、則言上仕、仰よハ、甲州の歴々ハ何も公家衆の娘をよひて、左様ニさへ無くハよひ候へ、但子ハ有之ハ、御一家之内へもと思召也とも、子もあくハ不苦間、彌次兵ニよひ申様ニと御意之時、淺利兵庫是を取持、一條後家ハ權現様御よひ被成あと、甲州へ申遣、佐渡守是を聞て、偽可成というる、則言

元和二年四月十七日

五四〇

放鷹ニ耽
ルテ欺カ

中泉御殿

〔山下立節古物語〕

上仕候へハ、大き成何(備方)を申たると御にくみ被成、殺候へと被仰付を承る、
 うけ落仕、始被召出之砌、御秘藏之御鷹を見、血筋出さり、此まゝニ被成
 御置候者、頓多死候はんなど、申、我所へすへ來、無程血筋を直して差上
 申後ニせんさくすれハ、血筋を以血筋のことくに引て、おのまゝ手柄ニ
 いゑしきると申由、う様之儀迄、此度顯まらるふより、彌御にくみ被成て、
 如右御家うけ落仕、蒲生飛驒守所へ出、大事の藥出し候へと被仰候へ共、
 不申上を御にくみ、御殺し可被成様子候間、ふけ來ルふと、申由、此事を
 後御意ニハ、餘御鷹にすうせられ候故、初多人よ御たまされ被成と仰之
 由、後々老伊奈熊藏被仰付、御成敗被成候由、名將さへ其好む所ニは被爲
 迷儀有之と也、口傳、○續武家閑談異事ナシ、關東奉行青山忠成、内藤清成
 獵場ノコトニ依リ、家康ノ怒ニ觸ル、コト、慶長十一年正月二十五日ノ條ニ見ユ、

一中泉御殿屋敷ハ、國府八幡宮神主秋鹿氏代々住居之地也、權現様濱松御
 在城之刻、天正年中、御鷹野爲御休息、御茶屋御殿建候積よて、屋敷主秋鹿
 氏ハ、唯今居宅久保屋敷引越、御殿建候、其後爲御手遣町并家居被仰付、

中泉地子
免許

鷹野ハ健
康ニ第一

御殿場

出頭衆

地子御免許之就御觸出ニ、從方々來集家作仕候、天正十八年、江戸へ御國
 替之時、中泉之儀者、御鷹野場御知行所ニ罷成、上方御往來之刻、中泉御
 殿よ御逗留、御鷹野被遊候由、濃州關ヶ原御陣之刻、中泉御殿よ御止宿
 岐阜御先手御利運之御吉事御聽被遊、殊ニ敵首到來、則御實檢之後、御出
 立之由承傳候、○中略、家康、放鷹ニ女中三人衆ヲ乘馬ニテ伴ヒシコト、并
 拾遺ト大抵同シ、諸説

一權現様御意よ、御鷹野者筋骨を働して、手足達者よ成、風寒よ馴觸、身健
 ふして、あゝ病あ、朝起ふ宿食を消し、朝飯味能、晝之草臥よて無夜遊能
 寢て、自然と女色よ遠り、養性之第一、壽命之持藥を用ると御意被遊候由、

〔遠江國風土記傳〕七 豐田郡 御殿場、天正年間、東照神君之御獵場有御殿、後
 賜御殿建寺、今中泉寺是也、

○以下、主トシテ家臣選任ノコト等ニカ、ル、

〔落穂雜談一言集〕

九 家康公御代之事

出頭衆 本多佐渡守 井伊兵部少輔 大江大和守 後藤庄三郎 龜屋
 永仁(卷) 茶屋四郎次郎 十四屋宗左衛門 長○出頭衆ノ性質ニ關スルコト、慶
 長十九年十二月九日ノ條ニ見ユ

元和二年四月十七日

五四一

家康幕下ノ十六將

元和二年四月十七日

〔翁草〕

百二十一

神君十六將

五四二

神君幕下十六將 酒井左衛門尉忠次慶長二十年十月二十八日卒、大久保七郎右衛門忠世文祿三年九月卒、大久保治右衛門忠佐慶長十年八月卒、渡邊忠右衛門守綱元和六年四月九日卒、榊原式部大輔康政慶長十四年五月十四日卒、内藤四郎左衛門正成慶長七年十月十三日卒、蜂屋半之丞貞次永祿七年五月戰死、平岩主計頭親吉慶長十六年二月晦日卒、本多中務大輔忠勝慶長十五年十月卒、井伊兵部大輔直政慶長七年二月卒、鳥居彦右衛門元忠慶長五年八月戰死、松平甚太郎康忠、高木主水祐清秀慶長十五年七月十三日卒、鳥居四郎右衛門直忠、服部半藏、米澤藤藏

〔校合雜記〕

十二

一 參劾遠劾の在家よりの磨挽謳よ、徳川様さよひ人持よ、服部半藏ハ鬼半藏、渡邊半藏、榊原半藏、渥美源吾を首取源吾とうまひまると也、

〔聞見集〕

坤

一 服部中務とのハ、身上内力さつよくて、たて心一切無之人よて候家康様御意被成候之、中務よさきとく(事カ)のる有之、先不弁そうよて身上有徳、上戸そうよて下戸、此外も有之と御されと被成、御前御氣色よきと御えと本

徳川様ハ善キ人持

諸心ナキモノヲ好

利巧過ギタル者ヲ好マズ

出頭人ノ性質

朴直ノ者ヲ愛ス

衆御物りより、

〔武家秘笈〕

一 權現様利根過とほ者をハ御好不被成事

權現様、都利根過とほハ御好ミ不被成、榊原甚五兵衛おと、初ハ御前出頭仕候、後ハ御意よ違、其身才覺過て表裏ある故也、信玄常よ被申よも、少鈍ある者を仕入とほり能きと被申よし、

〔明良洪範〕

十九

神君ノ常々御心安ク御前へ召出サレ、御咄シナト申シ

上候モノニ、芥川、小野寺、宇都宮、大和ト申ス者コレアリ、此大和事ハ、本名ハ中里トカ申シ候、元來宇都宮ノ一族ナル由、關東ノ名家ニテ、其身モ武功有者ナリ、入道シテタンハント申シ候、小野寺事ハ、生得取カサリタル事ハ少シモナク、諸事正直ノミ、無造作ナル者ニテツアリケル、或時御城へ參ルトテ、雨上リユヘ道アシク困リ候ラヒシニ、田舎ヨリ出候荷付馬通りカ、リシヲ見テ、幸ヒノ事ナリトテ呼カケ、我等草臥候マ、御城迄ノセ候得トテ、其馬ニノリ參リ候處、御同朋仙阿彌カ子谷六左衛門行違ヒ候フヲ、ヌシハ何方ヘト尋ネシニ、御城へ上ルト申ス、六左衛門、我等モ御城へ參ルナリ、路アシク困リ候間、同シク乘ラントテ、小野寺カ跡馬ニノリテ、御城へ出ケル

元和二年四月十七日

五四三

トカヤ、其頃ノ風俗萬事質朴ナル事トモナリ、大和入道タンハンコト、或時
 年始ノ御禮ニ、扇子ヲ差上テ御禮申シ上、直ニ拜領ト申シテ持歸リシ事ア
 リ、オトケ者ニテツ有ツル、サレトモ神君ニハ、タンハン儀ヲ常々御褒メ遊
 ハサレ、鎗一本ヲ持セハ、矢倉一ツハ氣遣ヒナク持モノナリト仰セラレ候、
 神君、タンハンニ、金子ホシキヤト、御座ニテ御意候ラヘハ、イヤ望ミハ御座
 ナク候ラヘ、下サレ候ハ、申シ請ヘキ由申シ上候、手前薄ク候故下サレ
 ヘクト思召、金子百兩綿ニ包ミ、其上ヲ紙ニテ包ミ、老人ノ事ナレハ、此金額
 ニアタリ候テハ如何ト、思召テノ御コトナリ、サテ是ヲウクルヤ否、請候ハ
 、下サレヘク候トテ、御小姓衆ニ仰セラレ、ナケツケラレ候ラヘハ、三度迄
 取ハツシ申シ候、故、惜キ事ヨトテツ、彼金子ヲ御トリナサレ、奥へ入ラセ給
 ヒケル、タンハン追欠、御ヒキヤウノ、ト申シナカラ、奥ノ口マテ參リ、袖ヲ
 ヒカヘ、鶏ノ鳴マ子ヲ致シ、カチトキヲ上タリケルト申シ傳ヘケリ、

〔明良洪範續編〕

九

或時御出陣有テ、城ヲ御責メ成サレ候時、彼城ノ櫓ヨ
 リ、神君ニ向ヒテ尻ヲ出シ、悪口セシニ、御立腹有テ、扱々悪クキ奴哉ト、御側
 ニ石川八左衛門居合セシ故、アレ射取候ヘト仰セニ、八左衛門承リ、其者ヲ

石川八左
 衛門ノ剛
 強

本多正盛
 ノ華美ヲ
 叱ス

奉公ニ忠
 實

一矢ニテ櫓ヨリ射落シケレハ、御笑ヒ遊ハサレ、八左衛門モ同シク笑ヒケ
 レ處ヲ、又敵方ヨリ、明タル口へ矢ヲ射込シ故、八左衛門射通サレケル、神君
 ハ、八左衛門カ肩ヲ御フマヘ成サレ、矢ヲ御ヌキ遣ハサレシニ、八左衛門立
 上リ、明タル口中へ射込シ故ニ、舌ニモ當ラス、齒ヲモ損シ申サス候、然レ、
 夥敷血ヲ吐候マ、陣屋へ御歸シ成サレ候、八左衛門ハ物ヲ申候へハ痛ミ
 候へ共、物サヘ申サス候へハ苦シカラス、連、鹽ヲ口中へ打込、翌日ハ御供ニ
 出働キケル、誠ニ剛強ナル者也トツ、

〔續武家閑談〕

十一

一權現様被召仕候衆をも、それノ心根を御推量おされて、善惡の御批
 判有、本多藤四郎正盛と云者、五百石ウの進退よて、若黨小者身上より多
 く召これ、身の綺羅を能仕り召連候處よ、御あがり被成て、御意よ不入、又
 ある者右之通仕候を御不ぬ被成、御意よ入候、或時右兩人の儀を佐渡守
 よ被仰聞候は、藤四郎ハ佐渡ウ親類おれ共、伊勢の九鬼共親類成ゆへ、上
 方へ心有ての綺羅成へし、今一人ハ九州の者也、御奉公一筋よ、
 おれハ、奇特と思召との仰也、同事よても、心根此替りお依て、御褒美と聞

ゆ

〔葉隱聞書〕 十

一家康公御内成瀬小吉を太閤公御所望候得共、小吉不被罷出儀者、松永聞書ニ相見候、其時太閤仰ニ、家康之家來ハ各別ニ相見候、いハ様人之仕立様有之と見ヘシ、是非共御傳受可有由被仰候、家康公被聞召、曾ハ何之仕様も存不申由被仰候得共、強シ御尋付ル、別ニ替ハル義も無御座候、私心持ハ、百石以上之者ハ、犬之様ニ仕申候、其下ハ、猿之様ニ仕申候と被仰候得者、太閤暫御目をぬさリ候、得と合點いハしたり、今日ハ人之仕様、そナシ之弟子ニ成候と被仰候、其時御小性衆被申候、家康公之御歸以後、御阿被成、何事を笑候哉と被仰候得ハ、御小性衆被申候者、家康之家來ハ皆畜生ニシ候哉と被申候、太閤仰ニ、犬猿之分リ子細有事也と御講釋被成候由、

〔故老諸談〕 上

一或時東照君、本多佐渡守と御物語の序ハ、王法、軍法、百姓、此三の善惡ハ依テ、天下國家治亂發まり、王法ハ元日節會の朝拜より、月次の行事を懈リ

家康王法
軍法百姓
ヲ論ズ

秀吉家臣
ヲ育テ
家康ニ
問フ

治世ニ武
道ヲ嗜ム
ハ武道人
達

あ、諸民の飢寒を憐ミ、二ツハ軍法ハ治世ハ亂を忘れテ、其道を勤學シ、國家を鎮め、君安全を祈リ、民の憂を除くを云、亂世ハ武道を嗜ムハ、鼠の人ハ捕る、を苦ク、人ハ喰付テ、瘰癧と成テ、人死ルヲとし、俄ハ行當リ、勇氣を働クハ、武道トハ云難シ、亂世ハ成リ、武道トテをスル、鼠の人を喫ムハ如シ、嫌ふより増あるヘシ、治世ハ武道を嗜ムハ、誠ハ武道の達人あり、三ツハ百姓の苦ハ、一粒百行トテ、前年の秋より種を取、様々と辛苦シ、炎天を迄のき、漸稻とホシ、實入又初の皮をさり米とホシ、地頭ハ收め、諸人を養ふ、誠ハ去秋ハ今秋ハ至る迄、百行の苦ハ、血の涙を流シ、此故ハ、智ハる人ハ一飯を食する内ハ、民百行此苦を知ると云リ、四ハ、職人の家業器物を作調ヘ、通用せしめ、五ハ、町人品々を交易シ、諸人ハ肌を隠シ、身を暖め、自由をホサシム、衣食住の三を調る故、是を三寶といハ、兼めさ、存ハ、あらぬ事ヲ、將軍家を幕府ト云、内の器物衣類諸道具也、皆是王法也、杜堀、戸障子、虹梁、たるき、沓糸、まで、外の分ハ軍法ナリ、故ハ幕府ト云、

武道ヲ忘
レ詩歌ヲ
專ニシテ
國ヲ亡シ
人々

武道ヲ知
ラザルモ
ノハ用フ
ベカラズ

甲州ノ八
田ノ鼻
越前ノ鼻
黒

家康ノ和
歌

家康人ヲ
用フルノ
法ヲ秀忠
ニ教フ

元和二年四月十七日

五四八

幕の内よて張道具よてあし、府の家也、此意ハ外家といふ意あり、然るも
國を治く大平の時よ至り、武家幕府を忘れ、公家の如く、詩歌を事とし、華
奢風流を好み、己の家ノ柱の朽るも、軒瓦の墮行もあらざる故、大風暴雨
來く、一時よ其家を亡び者ぞ、西國よ大内義隆、東國よ上杉憲政、近くハ今
川氏真あと、此道理を取失、家國滅亡せり、又天子ハ後鳥羽院、後醍醐天王、
謂レざる劔戟をぬり給ひ、玉躰を惱まされ、夫のミあらば、皇子迄故あく
失ひ給ひさるハ、國家の道あるしめさぬ故あり、又内裏を殿上と云、關白
を殿下と云、將軍を殿中といふ、是則天地の表也、天地の格ハ定りさる事
あきまの也、今有と思へハ、忽ようせ、又無と思へハ、即出生するまどく、國
家の治亂も一日よ治り、一日よ亂る、是故ハ殿中といふく、治定せぬ所を
示せり、是を以、それハ家の業を深く勤るものを、不便と思ふぞ、就中兵
家不案内ふしてハ、一度打負てハ、罪あき嬰兒までも亡ひぬるぞ、是ハ依
く思ふ、武道不案内ある者をハ、忘れても大小共よ用へくらば、第一恥を
まらば、恥をまらされハ、義理を失ふ、又虚言輕薄多し、輕薄者ハ必臆病也、
臆病れる者の癖として奢多し、如此の者ハ、味方を成く大概逆意を企ぬ

ハなし、敵よしくぞ恐る、ふたたらす、味方よしハ大敗の基あらば、武
將ハ文道武道一致なる事を能知り、家業を大事ニ勤る者を取立く用へ
しとの上意也、誠ハ左様ヲ思召る、やらん、諸士の義ハ申よ及ハ、中間下
部ヲ至る迄、心懸有るものハ、老若共よ御捨被成す、百姓ニハ甲州の八田、
越前の鼻黒、其外國々の百姓御目見いさば者多し、大工ハ中井大和、木原
奎、町人よ老物ふり、り此金六、茶屋ハ一黨、後藤庄三郎、不便ハ思召候由、
佐州物語あり、

一或翁の語よし、東照君此御詠歌ふ、

人多し人の中よも人そあは人とあま人むと、あせ人
如斯の御事よて、それハ名人多く御取立あされ、何事よも好者の埋
る、事れく、筋目を御糺被成、萬法御捨あざる、事れし、明僧を御崇敬ハ
と見れハ、まゝ博學の儒者を用給ふ、

〔太平將士美談〕

家康公、秀忠公よ御教訓よ、人を仕ふよ能心得らま候へ、爰
よ一本の木あらんよ、二ツよ分ち、一ツハ目も鼻もあき無用の佛の形を作
れハ、人信し恐れて、何そ目出度利生よてもあるとくもてあす也、又壹ツハ、

元和二年四月十七日

五四九

各人ノ長
所ヲ用フ
ベシ

家康家臣
ノ慎ムベ
キコトヲ
教フ

心奢ルベ
カラズ

面白く働キをなほくらくり人形は造れぬ、人は是を翫ふ、實は佛の形作りたるより、用は立てとも人信せば、まゝ冠は造るも、沓は作るも、同じをりよて、何れも用をさせ共、物に貴賤の形あり、此心を以て、必人を見損られ候ふ、萬民主と成て、大切の眼の付所也、又金銀の寶也とて、飢は臨て、(は腹)雜穀の粥よもおとまり、人をくくのことし、とふくくは捨まゝきをのく、人の能なりと仰のよしなり、

〔明良洪範〕

十一

台徳公ヨリ、駿府へ使ヲ遣ハサレシ事アリシ時、神君右使ノ者ヲ近ク召サレテ、將軍ノ法用心易ク思ハル、モノト見エタリ、此度使者ヲ勤ルハ、一段ノ事也、貴賤共、主ノ氣ニ入ルハ成リ難キ物也、夫ニ付キ、家老同然ノ其方、心入大事也、今ハ近習外様、大小名多分アル也、諸士共、將軍ニ思ヒ付ク様ニスルモ、亦恨ミ不足ニ思フ様ニスルモ、近臣等ガ心持ニ有ル事也、第一主ノ氣ニ入ルト、我知ラズ奢イデクル物也、能ク氣ヲツクベシ、大臣寵臣身命ヲ破ルハ、皆奢リヨリ起ル也、次第ニ出頭スルニ隨テ、彌慎ミ、且依怙最員ノ心ナク、傍輩ノ人品ヲ油斷ナク見届ケ、沈忠ニテ、奉行ニモ成兼マシキ者ナラバ、己ト中ヨロシカラズ也、揚用ル様ニ沙汰スベシ、寵臣第

一人ニテ
萬事ヲ計
ラフベカ
ラズ

一ノ心得方許(所カ)ノ如シ、次ニ大臣寵臣、忠ニ似タル大不忠アリ、萬事我一人ニテ事ヲ計ラヒ、他人ニ手出シモサセザル心ニ成ル物也、是ハ寵臣ノ病ニテ、治シ難キ病也、カクノ如キ人ハ、極メテ發明ニテ、當座ノ用事速カニ埒明ク様ニ見ユレド、深ク思量スル時ハ、何ノ役ニモ立ヌ物也、却テ後ノ害ニナル事ナドヲ仕出カス者也、夫々ニ其位ニ應ジ、其人ヲ見立テ、役々ヲ預ケ置度キ物ナリ、且賞罰ヲ明カニスベシ、一人ニテ御用埒明働ク様ナレド、天下國家ヲ治ルハ、中々一人シテハ及ズ、行當ハ跡ヒシト行當リ、大功空シク不忠ト成ル也、夫故ニ人ヲ多ク付ケ、臣下ヲ撰ンデ、(補)補佐ヲサスベキ官祿ヲアタヘ置也、然ルニ出頭人一人ニテ權ヲ取り、一人萬事ヲ執行也、(彼六尺)彼六尺モ能スベキモノヲ求メ、國家ヲ治メ、老臣多ク集メ、奉行出頭人、其器ニアタル者ヲ建置ク事ハ、大小トナク打ヨリ、評議スルコト、長久ノ基ヒ、萬民歸伏ノ根元ナリ、和漢トモ良臣ト稱セラル、者ハ、自己ノ功ヲ建ズ、傍輩ノ中ヨリ賢愚ヲ撰ミ、多ク揚用ルヲ第一トナス也、其方能々相心得、城ニ於テ老臣同役共ニモ語り聞セヨト、グリ返シ仰セラレシトナリ、實ニ御明言ト云ベシ、

〔武野燭談〕

三

東照宮上意之事

忠臣の家
老ノミニ
非ズ

元和二年四月十七日

五五二

東照宮上意ニ、忠臣ハ必ス家老計リニハアラス、官祿ニコソ大小上下ハアリトテモ、士ノ主君ニ仕フル忠誠之志ハ、上下少モ無替事モノナレハ、大將タラン人ノ肝要ニ可聞知諸人之批判ナリ、又主君ノ氣ニ入、出頭スレハトテ、主ノ威ヲ借テ諸人ヘ不禮ヲナス臣ハ、是不用之臣也、縦ヒ人カ尊敬セス、臣心ニ慕ハレ、心ニ敬マハル、臣ハ、良臣也、主ノ心ニ叶ヒタリトテ、諸人ニ疎マル、ハ、其心猥リナル故、奢侈無疑者也、

〔岩淵夜話別集〕

家康公、或時、御旗本役人ノ明アルニ付、跡役可被仰付ト思

食、土井大炊頭ヲ召テ、何某カ事ハ、人柄ハ如何様ナル者ソト御尋遊ル、大炊頭承リ、其者ハ常ニ私方ヘ心易ク出入不仕候故、何ヤウノ人カラノ者ニテ御座候モ、耽ト不存候ト御請申上ラル、家康公御機嫌惡テ仰出サレケルハ、多キ旗本ノ諸侍ヲ、アマサスモラサス其人カラヲ知ラヌカ違ト云物、我等カ無理、偕又傍輩ノ善惡ヲ知り分スシテモ、大事ナキ役義ノ者ニ、問テ知ラヌト云ヲ不知ト云モ、此方ノ無理也、件ノ者ノ義ハ、旗本ノ人多中ニモ、サノミ人ニシラルマシキ程ノ身上ノ者ニテモナシ、其上其方事ハ、家中ノ者ノ善惡、常ニ見届聞届テ、是ヲ心ニ納置テ、我等尋ル用ノ節ハ、云聞セル筈ノ

人物採用
ニツキ土
井利勝ニ
意見ス

善キ士ハ
上役ニ詔
ハズ

寶ノ中ノ
寶ハ人ナ
リ

役人ナレハ、何ノ道ニモ不存ト云テ、埒ノ明ヘキ道理一ツモナシ、其方左様ノ心入ト不知シテ、未年若ケレ、一器量アル者ト見タカヘテ、年寄、指續、我等口マネヲサスル事、返々目金違ト思フ、此段能々致分別見候ヘシ、惣シテ、武道ニ心差深ク、意地ヲ立ル侍ハ、家老出頭ナトヘ、ムサト詔ヒツキシヤウハセヌ物ナル故、其方ニ不限、家老、方ヘ出入ヲセヌ者、中ニ、能者アルヘキヲ、左様ノ者、埋レヌヤウニト氣ヲ付、心ニ掛テ、尋子求ルヤウニスルコソ、主ノ爲ヲ思フ家老出頭トハ云ヘケレ、數奇道具、刀脇指ノ類ニ、名物名作、イカ程モ雜藏雜物ノ片スミニ埋レテ有ト聞ハ、定テ勢ヲ出シ取出シ、我ニ見セテ悦ハセント思ハヌ事ハ有間シキツ、器物ハ何程ノ名物ニテモ、肝要ノ時用ニ立ス、寶ノ中ノ寶ト云ハ、人ニテ留メタリト云事ハ、我等常々口クセノ様ニ云事ナレ、夫ヲ大耳ニ聞心カラ、唯今ノ様成、分ケモナキ返答ヲハスルト思フツ、其方ナトカ所ヘ、朝夕出入シテ心易クナリ、氣立ヲ知ラレタル者計、役替立身スルト思ハ、旗本ノ諸侍ノ心タテ惡クナリ、詔ヒツイシヤウニノミ掛リ、悉ク輕薄者ニナラン、凡ツ人間ノ元氣カ衰テ死ル如ク、大名ノ家中ニテ、諸侍恥ヲ知り、義ヲ守ルハ、其家ノ元氣ナルニ、諸侍ノ

元和二年四月十七日

五五三

心キタナクナリ、恥ヲ不知、鼻ハマカリテモ息サへ出ハト思フ如成行テハ、主ノ恩ヲモ恩ト不思、物毎ニ當座マカナヒニエリモトヲ見合スルヲ肝要トシテ、諸士ノ心入悪ク、作法亂ルハ、其家ノ破レニ成モ程ナキ物也、向後急度相嗜候ヘト上意アリケルト也、

〔駿河土産〕

乾

土井大炊頭へ新田古田損益御尋の事

權現様駿府ヨ御座被遊候節、江戸表より御用の儀ニ付、土井大炊頭參上致され、彼地逗留の間に、折ふし御夜話にも被出候と也、或夜大炊頭へ被仰候者、今以關東筋にてハ、新田を開き候哉と御尋被成候へハ、大炊頭被承、如上意、今以爰かしこ新田の場所を見立、無油斷開發仕候旨被申上候得ハ、當時二三萬石とも在之新田、一所ヨ出來仕候に於てハ、其方共如何可致哉と、上意被遊候へハ、大炊頭被承、二三萬石共有之新田の出來候と有之儀ハ、永々の儀ヨも御座候へハ、一廉の御爲ヨも罷成事故、重疊の儀と可存と、御請被申上候得ハ、重ねて上意被遊候者、二三萬共有之古田の場所、永荒ヨ成てをたりたると聞候は、いつきも如何可存やとの仰ニ付、夫ハ大き成御失弊の儀ニ候へハ、悔ましき義ニ御座可有と被申上候へハ、權現様御笑被遊

新田開設
セラレテ
舊田永荒
ニナルヲ
慨ク

家臣ノ舊
罪ヲ赦シ
再ビ用ヒ
シム
秀忠ニ勸

なあら被仰候ハ、其方共新田の出來るをハ歡ひ、古田の永荒と成て棄り候をハ、何とも思ハズ候やと上意有けれハ、大炊頭、左様の義よてハ無御座、古田の義をハ、成程大切に仕り、新田等の義も、古田の場所へ相障り申所に於てハ、開發致させ不申、堤川除の御普請の儀にハ、御物入の無構、隨分と丈夫ニ仕、損毛無之様とのニ仕候と、被申上候得ハ、重多被仰出候ハ、其方杯も今程ハ大役勤居候ハ、隨分と役儀を大切に思ひ、物事念を入る様に思ひ心懸候而も、了簡違ひ、心得違ひ杯を以、致し損しと云事なくて不叶、それハ凡夫たけと云ものなり、然る時ハ誰ヨよらば、其仕落を咎正し候と有も、是又仕置の一つなれハ、見通し聞のうしハ計致して差置と有義ハ、ならさる儀ヨ付、其不調法の輕重に隨て、或ハ役義を取上候とか、又ハ遠慮閉門など言付様の品々の可有事也、依之其身も迷惑いたし、先非を悔ミ、了簡を仕ウへて、向後の覺悟をさへ改候ヨ於てハ、舊惡の義をハ差ゆるし、其身も安堵致し、悦喜して、心まめに奉公をも勵み勤候如く致すハ能なり、左様無之時ハ、其者ヨ取せ置たる知行の分ハ、古田の永荒ヨ成て廢たるも同し道理よてハ、なく候也、能々了簡致見候へとの上意ニ有之候と也、大炊頭江戸表へ歸ら

ま、右上意の趣を被申上、右に付ての儀も有之候哉、其比二三萬石計も取申候御譜代大名衆一人、御番頭衆の中に一人、其外御役懸衆一兩人、不調法の義に付、御前向不首尾よて被居候衆中、歸役杯被仰付たる面々も有之、又ハ其身ハ隱居被仰付、子息を宜しき品よ被召仕たる衆中も有之候と也、惣て秀忠將軍様にハ、大御所様の上意とさへ有之候へハ、殊之外御大切に御用ひ被遊候と也、

〔岩淵夜話〕 二

一 權現様天下を志し被召候以後、南光坊僧正へ御談和（略）の節、ケ様よ天下を手よ入りてハ、已前と違ひ、心持の有へき義とおもひ候哉、又ハ別々替りある事も有ましたと被存候哉、御尋被遊候得者、南光坊御返答よ被申上候ハ、唯今迄と申候も、關八ヶ國（三ヶ方）若申れ、夫共よ國取大名の御事にて候、天下乃あるしと申よ至り候てハ、別段の義ニ候へ者、御心持を違可申義よ候と御挨拶被申上候得者、如何よも尤之事ニ候、其心持とハ、いり様よ持成候て可然と、其許ニハ被存候哉、被仰事れハ、南光坊被承、幸此御座敷ハ相見候富士乃山、御手本よ被遊御尤ニ候、富士ハ大山

秀忠家康
カノ意ニ背

家康ト天
海トノ談

富士山ヲ
手本ニ日
本ヲ治ム

ニ御座候ヲ以、諸木生茂りて有之候、其中ニハ大木小木を有之、勿論直なるもゆるみさるも有之事ニ候、せよ不殘直ニ計致し度とあるハ、宜しからに、少々曲りたる木をハ、はりありふ用ひ、大きに曲りて用木と不能成木、伐ハ、割くさた多薪よ用ひ申とく有之候得者、木よ捨ると申てハ、御座あきとく、天下此御仕置之義も、一々直ニ計可被成与思食候ハ、せハ、罷成、結句亂まよ罷成可申候、人よすさりの無御座候、夫ハ、の得手ある事よ御せりひ被遊候得者、人ヲ捨り申義も無之、大様ニ御座候、而、天下ハおのつかられさやうふ治り可申候、去よ依、不二山を御手本よ被遊候様よとハ申上候と也、權現様ふを御聽被遊、尤之由上意有之候と也、

惣して國郡の主さる人ハ、身上相應之山々を手本ヲ致し、家中の仕置有之候ハ、人よ捨りもなく、惣持よて義ニ合可申也、曲直ヲ知て用事時、捨り申木ハ無之道理有之候と也、又大猷院様御代、天海僧正被申候ハ、權現様ニハ有爲無常、被遊、台徳院様ニハ御柔和ニ御座被成候故、右之御番代ニハ、物を申上よく、御伽も致し安（意カ）とく思ひれ、

家康秀忠
ト家光ト
ノ比較

元和二年四月十七日

五五八

當將軍様ニハ御發明にて御理屈に、よ御座被成候ヲ以、御伽を致し
なめらも、氣持まり空御申候也、

〔故老諸談〕 上

一本多豊後守物語、東照君或夜話の序に宣ふ、惣して大將とらん者ハ、物
毎ニ付テ大法器量を宗とし、胸中ハ餘地あり、指テ大節を破らせんハ、外
の瑣細れる義ハ、捨ヘよとそウシ、水至テ清ルレハ魚を喰ヒ、人至テ察ス
レテ交レシトウヤ、人を遣ふハ、それノ善所を用ヒ、外ニ惡キとハ
叶テぬ成ヘシと思ヒ棄ヘシ、天地の間、茂見ヨ、馬牛有テ人の用を達スレ
ハ、虎狼有テ人を害ビ、藥草を生ズレハ毒草も生ビ、イウ様善キ者もま
惡シキ所有ランウ、惡シキ所も、事ニ依テ用る品有キ也、堂ヤそク捨ヘ
ウラビ、武田信玄ウ海勢頼平、望月幸義を亡シ、上杉謙信ウ長尾義景、同謙
忠を討シ事、皆疑心より起テ、再ヒ思慮を結ラビ、さしも親シキ一族ぬ、
我股肱とも成ヘキ者を捨テ、胸中此狹キ故レらん、さま也我父廣正公
の御時、病身ニ渡ラセ給ふより、武道少衰ヌリ、一族を初、普代(思)の郎從共、
多くハ敵方ニ與力シ、或者日和を見合、我幼少此頃迄、用よま、さる輩多

部下ヲ用
フルニ大
度アルベ

家康信玄
ノ家臣撫
育法ヲ褒

ウリシウ、我武運時來、皆隨逐シ、軍忠を勵ム、我そまらぬ軀をし、能たウハ
しウ也、皆股肱と成リ、勇功を顯シヌリ、若彼信玄、謙信の如ク、昔年の疑を
挾テ、事ニ寄テ誅シ、あハ、天下ニ手をむかハ、時、羽翼乏ク、舊好そク、あ
るヘキヨ、我汪洋なる胸中を專トシ、なレハ、虎狼も牛馬の用をぬ、毒草
却テ藥種とレヌリ、但士卒を遣ふハ、胸中汪洋ニシテ、心の曲尺を忘る
ヘウラビ、胸中狹々レハ、疑心多シ、疑心有レハ、人を多使ヒウ、し、

〔武家秘笈〕

一 權現様信玄の人遣ハ、様を御譽被成候事

甲、易ヨテ、信玄、板垣を被殺、其組曲淵ハ、組頭の敵を取らんとて、信玄を結ら
ふ、信玄其様子を聞給ヒ、曲淵を呼出し、宣ハ、甲州者ハ皆信玄ノ譜代アリ、我
をさし置、板垣ウ爲を可存ウ、此段を合點仕、以來我爲を存候ヘトテ、十貫の
加増を賜ふ、少も怒レぬハ、權現様御聞被成テ、猫御座敷をよこせとも、鼠
をとらレヘキ爲也、是を飼ふ、ウ様ニこそ可有儀也と、信玄の人遣ハ、様
を御褒め被成、

〔岩淵夜話〕

一 大間秀吉卿或時伽衆あまゝの中ニテ、我ら所持之内ニテ、
天下ハ人の知ルる道具是々と有、土の物、繪、蹟、墨跡、或ハ刀脇指、あ、品々を

元和二年四月十七日

五五九

秀吉家康ノ秘藏道具ヲ問フ

一命捧グル家來五百騎

高祿知行ハ快樂ヲ食ル爲ニ非ズ

元和二年四月十七日

五六〇

指を折かそへてらま、其後内府の方にも、定て秘藏のらま、名物之道具とも可有之候、其名を聞申度との義なま、權現様御返答被成候ハ、手前義ハ、其許とも御存知之通先祖以來片田舎よ計住居いゝ候故、左様之道具とてハ何も所持不仕候、乍去何事そと有之節、我らよ一命をくま可申と存入せよ家來共、五百騎をいゝ持居申候、さるよ依て、其者共を秘藏仕る事にて候、被仰候へハ、流石の太閤も、御挨拶ニ當惑致さま候よや、そまを我らも不しを御申被成候なま、

〔本多忠勝聞書〕

一又御意よ、國々の大名、家々の大名、天下取ハ言よ不及、高祿知行を取は、身のたのしきをする爲の主本と成、左なまをいゝらぬものと覺さり、是始終をつとめ見さぬゆへならん、先我目利を以、國主大身よして、人の上よをくハ、國家を守らせ、民百姓まで安うらしむる爲也、天道を又く此とし、さらく身の俗樂のよめよはあらま、誠よ俗樂ハ本意ならハ、皆々天道より腹腫みまぬふ筈也、

〔岩淵夜話〕

三

秀忠ニ旗本小身ヲ懇ニ待遇スベシト論ス

善キ臣ヲ選ムベシ

〔本多忠勝聞書〕

一權現様御隠居前、秀忠様に被仰候ハ、旗本小身を面々に、御目を懸らま、御懇よ被召仕候義を肝要と可被思召候、同じ大名と言内よも、三河已來御當家此御取立よ預さる御譜代筋目の面々にハ、格別、古來ハ國郡の守護よ備りさる外様大名之儀ハ、我々ハ家を大切とおもふを以、變よ望くハ何方へ成共、強き方に付て、弱きを捨ルをあらハ、古今定り事也、うまを不届と言へき事ハ、あらハ、其筈之義也と心得給ひと被仰候となま、
右、台徳院様御直之上意とて承候とあら義、八木但馬守被申候と也、

一又御意よ、大身中身家來を扶持するもの、守りにして、是よかけて居るへき心得、大形五ヶ條有、我常よ是を用、今度汝よ傳授するその御意也、一つよハ人を(る腕カ)をさへ持時ハ、一切の財寶ハいふよあよえハ、思ふ程の事叶ふ事、其中よ有、其能人といふよ心得有、男ふ悪敷、公儀不調法よ、物云少ク共、心正直よして、主人の爲を第一大切よして、身よ替へ諫をあら者を上とて、たとへハ其者分別あく共、諸人の手本よ

元和二年四月十七日

五六一

元和二年四月十七日

五六二

成を以て、我揚用ルなり、次は諫をいへ、程の知恵なく共、奉公疎略なく、情を入り勤る者を中とに、次は得ざる所をかしく勤、又それ程私を多く、口をきく、心もさへりしく有者を下とに、我か手^のを以て目利せるよ、勇も大形それほと有えの也、二つは、我心の極様有、先家乃爲ならん、當時の善悪うはえに、何事もよりへられと主本を立るし、如斯議定する時、いりやう此氣は不入事成共、臣下家頼の忠信の心を以て申事を受る筈也、又茲ともあき事をもせる筈也、何事も己り氣隨を立え、人の異見を不聞者、大家者上下放まき、能人者何方へ行やらん、其家中は次第くなくありて、後よ人をもさそふ、家者出入薄くして、おのま獨り成て、果は家を破り、身を失ふ事、近代いつまの家の見せや、第一此所を恐まて、深く用へ、三つは、たとひ堯舜不と此知恵有とも、おのま心を頼むへからせ、天下は天下此知恵茂用ひ、國家者臣下、それより以下は、家内朋友を能用ひく、おのま知恵をくらまはへし、我小より大迄お味ふ、天下を治る事、取分我り知恵を立へ、あらぬ者也、人の知恵を請り用る時、日本は唐を添へておのまはあへし、小人者自慢して知をうさ

何事も人のいふ事ふせき聞入を、高慢我を押立るえの也、是を獨夫桀紂とも云ひ、大悪人也、四つは、内外の事を能々聞て置、扱人の非をたやそく揚へりらば、人の善茂助く、能えのを好時、風俗自然とあをるもの也、古人賞は小に輕を賞し、罰は大き重を罰せよと云ひ、此心あるを、五つは、内外此事茂聞よ、あまの心得有、必一人を用る事あり、亦佞奸の心おと少も有えのとあらん、うさく用事あり、我氣は入る、女童此内縁をい用る事あり、一偏は聞て極る事あり、心を直よして、耳は聞て目よ見、猶以ておし見く實を取へし、子細は其うつさふるもの、君子はあらぬ、心は合せ告るものなる故、道は違ふ事多し、其毛頭も依怙有時、大は違却せるもの也、或者義經の歌とて見せたるよ、見ん所見くこせゆめ、大將のけけ此眼は目よ見るは、此歌、我感る也、實は大國を治る者、己一人よて、何れも見聞せんとせは、十う一ツを叶るうらば、正直なる者をえらんで、五人を十人も目付ふして、あつちも銘々お知らずへりらせ、一人く、此言分を能聞て、揃は、實正也、少も違はらば、能えおして後よ事を行もの也、是は小人家此事そ、天

元和二年四月十七日

五六三

賞ヲ與フ
テノ心ツキ
得

元和二年四月十七日

五六四

下を治る時、目付も色々入るのあり、
一又御意、主人の家來に加増を願ふへ、或は褒美なとくる、或は其分すゝ
様ニ覺ゆる、其大本愚知ある故也、加増を遣し、褒美をやるべき筋道の
事ふやまひ、それ倍して萬事能調ふもの也、賞ハ罰(罰アラン)老有時、家來の心
とくを離れ、後ニハ其家獨りけるもの也、とくく大家程、家來よ心
抜ける事第一の義也、能る事を我老成ましき也、

〔武功雜記〕 十六

末節ヲ尙
バズ

一權現様上意ニ、昔ヨリ戰場ニテ、指物其外何ニテモオトシタルヲ比興ト
イヘトモ、ソレハ不詮議ノ至リナリ、高名ヲサヘ仕タラハユルスヘシ、マ
トヘハ頸ヲトル、脇ヨリ鎧ヲトルトテモ、料簡ナキ事ナリ、

〔本多忠勝聞書〕

人ハ其長
所ヲ用フ
ベシ

一御意、天性すぐれたる人ハ、大形ハ百千人なま成るもの也、去る
るを、能るをか手を當去(マ)嫌をして、人老大形おたるもの也、是ニ二ツの目
付様有、大工の木をつらふ様、それくよ用ひ、又大道中のとく、何もか
も通る工夫有へき也、

家康ノ賄
路ニツキ
テノ意見

〔明良洪範續編〕 十三

十三

神君未ダ甲信駿遠三ノ御主タリシ時、人々ニ上意

アリシハ、惣ジテ奉行タル者賄賂ニフケルヲ惡シキト申事ハ勿論也、去ナ
ガラ、奉行ケツハクニテ、餘リニ物ヲ取ラサレバ、國中ノモノ、オノヅカラ親
レミ薄ク、寄付ザレバ、善惡モ知レザルモノ也、沙汰ト云文字ハ、砂ニ小石ノ
マシリテ、見ヘ分ラザルヲ、水ニテ洗ヒ見レハ、石ノ大小モ分リ、土ハ流レテ
ヨク知ル、也、見ヘ來ラザレバ、洗フベキ様モナク、サレバ奉行ノ餘リニ賢
人ブリテ仕候ヘバ、沙汰モナラズ、物事ノ吟味モ致シ申スベキ様ナシ、右ノ
心得ニテ、主人ノ爲ニ惡シキ事ニテナク候ハ、物ヲ取候テモ苦シカラズ
ト仰セ有シ、此事ヲ國々ヘモ傳ヘ承リテ、徳川家ハ誠ニ文武兩道ノ大將哉
ト感シ奉リケルトナリ、

〔前橋舊藏聞書〕 六

六

一權現様上意ニ、人々依怙ハ仕間敷事ニ候、最員ハ可有之事之旨也、加藤兵

〔鹽尻〕 二十

二十

東照神君の仰よ曰、我心よて考見よ、我爲よ願ふべき事ハ、人

の爲よ願ふべき事、人此好むべき者を、己レも好む、人此好むべき者を、
自もよくむへし、

依怙ハセ
ズ最員ハ
アルベシ

元和二年四月十七日

五六五

無道ノ臣
執ラシム
ル勿レ
我慾ノ將
ニ國郡ヲ
與フル勿

元和二年四月十七日

五六六

又曰、無道の臣は國柄をとらざる時、政道依怙むいき有て、諸人君をうとむ者あり、

又曰、謀反逆心は、私慾深き者のあそむさそ、慾ふりき者なり、國郡をあさふる事あり、

又曰、汝等心得よ、一人して威を振ひ、一人のミ主君の用よ立へしと思ふは、虚者なり、又ハ驕者なり、萬事を我一人よて可爲とおもふへくらに、主人我を用らるゝ共、忠義を存せハ權を讓て、諸人共君よ恨あきやうふと覺悟を爲を眞の忠と言へし、かく心得、奢を絶、慾を去るへし、

又曰、凡政道よハ法有法ハ曲尺の如し、たとへハ此たゝミ、茂長さ六尺、廣さ三尺と定たるなり、然れハ京さしのたゝミを、筑紫のそて、奥州の末よても、其間よあふそ、是をり手の手を定めざる法といふ、能政道も如此、愚將ハ古法を取らざる、新義を立、家を破る者多し、夫祖先國家を初る治る不との才有て、且久しく世情よ通し、後來の爲り深く思ひ、遠く慮りて、定め置ざる政を、當分の私智を以て我意を立、又ハ慾ふりく、輕薄利口の奸邪ナシキよたふらりされて、先祖の法を削てあは、あとり天命よそむりば、あて有るへき、

先祖ノ古
法ヲ大切
ナル所以

又曰、天我よ天下の柄をあつて給へり、政道若邪路よ變せハ、天必是を取らへし給ふへし、

又曰、古き家といふハ、其家々の元祖の仕置を、其通りよて守り、舊功の臣を惠ミ置、古家といふ、我家代々何程久しく傳へるとも、ミさりハ家法を變し、舊臣の家モあきハ、是新しき家の惡しき者あり、

町人ノ武
士觀

家康町人
ノ言葉ヲ
評ス

又曰、智あき者の批判ハ、おろしき事有、茶屋、四郎り物語よ、泉南の町人の曰、小西攝津守ハ、肥後、國三十萬石を取らま候へ共、いまミ銀子一貫、奴もたまり不申とのささ也、長崎竹山家巻のたうあんハ、知行とてハ寸地もあけま、銀十萬貫、奴餘持てミとあれハ、武士不と何の益もあき者ハあきと云ひしとや、商人ハ此心よて、金銀を多くたくハ、只遊樂をのミ好む故、恥をもあらば、義理もあく、他の難儀をりへりミせして、私慾計心りけぬる故、くくの如し、國郡の主も、道を不知ハ如此ある故、終ミ家を亡し、身をりしあふ、國を亡せとて、國郡村里のかさち少しも亡ふへき様なし、只其民の心を失ふをいふあり、

右井上主計頭正就朝臣、慶長の末、駿府よして、直よ仰を蒙りし、茂語らま

元和二年四月十七日

五六七

元和二年四月十七日

五六八

しを筆よ記せしとや、此外御格言猶數條有し共略して寫し、我童蒙
よ讀きりせ、御徳の高きを、片をしをも知しめんと欲するのミ、又或記よ
曰、毎の御言よ曰、人道を學ふへし、道を不知者ハ恥を不知、恥あき者ハ義
を不知、義あき者ハ虚誕多し、虚誕ををる者ハ必臆病なり、瘧れさる心ハ
物うらやまし、且驕やすし、る者味方と成てハ叛き安し、敵よしてハ
恐るゝ、よたらはと、是亦我人毎よ心得へき御言也、

丙戌仲夏、或人のもとよて私ヒツカ寫之、

〔本多忠勝聞書〕

一有時又御意よ、金言耳よ逆ひ、良藥口よぬりしと云事、子共もいふといへ
とも、實は歴々ををらぬ也、其故ハ、大名ハ、あまゝ此家來よをてをやされ、
風をふとのり、殿様風をふうせを、氣隨り重疊して我儘よなり、我心をも
取とめきらせ、何もうを心儘よをさく成行也、時よ其方平八郎義也、く様
ある者有て諫言すれハ、聞カガといあや、無正よ腹り立て、情よ戰故よ、めつと
よよく、なりて、眼闇む程よ成行也、爰よ於く、能々心を取らへし、氣を鎮
めて見まハ、慥よ家の爲、名の爲よ、わうへらまを、是よ依て、扱も是ハ私く

諫言ヲ容
ル、主君
ハ抄シ

あ、是よはけてハむさとしさる事そと、氣よ勝てマふけまとも、一口飲ん
く見されを怒熱さめ、情ををつまる程快氣をるものなり、扱世上よ事の
うけさる事ハ、身を捨る藥を捧る臣もなし、怒熱の中よ耳をひらく主人
もなし、若し天下此まれものそとの御意也、

〔岩淵夜話別集〕

駿府ノ城ニ於テ、家康公御咄ノ衆へ上意有ケルハ、凡主人

ノ惡事ナルヲ見テ、諫言ヲイル、家老ハ、戰場ニテ一番鎗ヲ突タルヨリモ、
遙ニ増タル心バセナルヘント思フ、子細ハ、敵ニ向テ武篇ヲスルモ、身命ヲ
カバイテハナラヌ事也、然、勝負ハ時ノ運次第ナレハ、人ヲモ討、人ニモ討
ル、物也、縦打死ヲ遂テモ、末代迄譽レノ名ヲ殘シ、主人ニモ惜シマレヌレ
ハ、死テ本望ノ所也、又仕合好テ、人ヲ討時ハ、武篇者ノ名ヲトリ、主人ノ感悅
ニ預リ、其上恩賞ヲ得テ、家モ富子孫繁昌ノモトダテニモ成事ナレハ、戰場
ノ持ハ、死テモ生テモ損ノナキ積リ也、扱又主人ノ惡逆不道ナルヲ悔ミテ、
強ク諫言ヲ致ト云ハ、十カ九ツ半迄モアブナキ勝負ナリ、子細ハ、其主人惡
事ヲ好ム心カラハ、善事ヲ嫌フ、爰ヲ以、古人モ良藥口ニ苦ク、金言耳ニ逆フ
ト云置如ク、主ノ惡事ナルヲ見ノガシニセズ、異見ヲ云家老ヲハ、常ニ隔心

諫言ヲナ
スコトハ
一番鎗ヨ
リ難シ

元和二年四月十七日

五六九

ヲシテ、傍へ近付ヌヤウニ致スツ、然時ハヘツラヒ、ツキシヤウヲ本トスル
 出来出頭ノウツケ者ニ申合テ、件ノ家老ノ身ノ上アシサマニ取ナシ、事ニ
 フレテ讒言ヲカマヘ、ソレヲ信ト思付テ、隔心ノ上ニ、目見セ悪ク也、其時ハ
 イカナル者モ不足ヲ挾ミ、主ヲミカギリ、疎ム心出来ニ付、重テハ身カマヘ
 ヲシテ異見ヲ止メ、或ハ作病ヲ致シテ引込、隠居ヲ願ナドシテ、物ニカマハ
 ス、分別ヲ致スハ、十人ニ八九人迄ハ其通り也、然ルニ主人ノ機嫌ノ悪シキ
 ニモ不構、人ノ家ノ長タル者ノ道ヲ守リ、主人ノ惡シヲ申留ズハ、其責、我一
 人ニキスル所也ト分別ヲ究テ、身ノ上ヲ忘レ、幾度モく争ヒ諫ル如クナ
 ル家老ハ、終ニ主ノタメ手討ニ逢カ、又ハ押籠ラル、ニテ、身上ヲ果シ命ヲ
 失フ、妻子迄モ迷惑ニ及事必定也、爰ヲ以考ヘミレハ、戰場ノ一番鎗ハ、飯テ
 致シ易キ道理ニテハ無カトノ上意也、是ニ付、家康公濱松ノ城ニ御座ナサ
 レケル時、或夜本多佐渡守、外様三人御用ノ義ニテ、御前へ召出サレケル刻、
 外ノ一人、御前ニテ鼻紙袋ヲアケ、一通ノ書付ヲ取出シ、封ヲ切テ、自身御前
 へ持參シテ指上、家康公御覽ナサレ、夫ハ何ツト御尋ナサレケレハ、内々私
 存寄候義、臣ヲ書付置候、乍憚御心持ニモ可成カト奉存差上候ト申上ケレ

家康小身
者ノ諫言
ヲ聴ク

ハ、扱々ツレハ奇特ナル心入哉ト、大ニ御感ナサレ、佐渡守ハ不苦ツレニテ
 讀テ聞セヨト仰付ラル、ニ付、畏候トテ數ケ條ノ書付ヲ讀終ルニ、一ケ條
 ヲミ終ル前ニ、尤ノ事ト御挨拶遊サレ、是ニ不限、此以後トテモ、存ヨル義モ
 アラハ、少モ無遠慮云聞セヨト上意ナレハ、御聞居遊サレ候段、近頃忝ト申
 テ頓テ御用モ相濟、其仁ハ御前ヲ立レ、佐渡守ハ外ノ御用ニテ跡ニ残り居
 ラレケルニ、家康公仰ラレケルハ、只今ノ者ノ讀聞セケル書付ノ義ハ、如何
 思フツト御尋ニ付、佐渡守御請ニ、一ケ條モ御前ノ御用ニ立可申ト存事モ
 無之様ニ奉存ト申上レハ、家康公御手ヲフラセ、イヤトヨ、アレハアノ者ノ
 分別一盃ヲ書付タル物ナレハ、如在モナシ、尤我等心ニ成程ノ事ハナケレ
 臣、思ヨリテ内々書付ヲ調、懷ニ納置テ時節ヲ見合セ、我等ニ見セント思フ
 志ハ、何ニタトヘ難シ、其事カ用ニタテバトリ、用ニ立子バ取ヌ迄ニテコソ
 アレ、惣テ我ト我身ノアヤマチハ知ラヌ物ナリ、然レ臣小身ナル物ハ、心易
 キ友達、傍輩學友ナト有物ナレハ、互ニ身ノ上ノ惡ヲ云テ、吟味センサグヲ
 遂ル故ニ、手前ノ惡事ヲ人ニイハレテ、改嗜ム事多物也、是ハ小身ノ徳ナリ
 扱又大身ハ、何レモ權高キ物ニテ、友達朋友ト出合テ、心易ク語ルヘキ様モ

ナケレハ、身ノ善惡ヲ吟味スルト云事モナシ、日夜朝暮ノ物云伽ニハ、皆家
 來計ナレハ、大方ノ事ヲハ御尤トナラテハ云ズ、去ニ依テ、少々ノ誤リハ、
 誤リ正不思、誤リト思ハ子バ、改メント云心モ付ズシテ過ル事多物ナリ、是
 ハ必竟大身ノ損正云ヘシ、凡人ノ上ニ立テ、下ノイサメヲ聞サル者ノ、國ヲ
 失ヒ家ヲ破ラザルハ、古今正無之ト仰ラル、佐渡ノ守承リ覺居テ、或時子息
 上野介ニ語り聞セテ落涙ニ及、上野介、其書付ハ如何様ノ文言ニテ御座候
 ヲ、其人ハ誰ニテ候哉ト聞ハ、佐渡守聞テ、其書付ノ文言モ、其主シモ、其方聞
 テ、何ノ用ニ立事ニテモナシト申サレケルト也、

〔靈巖夜話〕

一 權現様、或時本多佐渡守へ被仰聞候也、甲斐信玄ハ家老共寄合之席へハ、
 三人の出頭足輕大將共の中を壹人宛出座被申付、用事相濟、諸役人共退
 去の跡にて、家老共打寄て他言雜談を仕候を、右の出頭足輕大將是を聞
 て、直ニ信玄の前へ出、其日の事共を申達、其上ニある家老共の申さる他言
 雜談の趣をも、逐一申達せる作法ニ定め置れ候と也、信玄ハ流石良將程
 有て、他言雜言言せて聞様ニ被致さり、いウ程才智發明ある者なりとも、

武田信玄
家老ノ雜
談ヲ聞カ
シム

家康本多
正信ヲシ
テ直言ヲ
上ラシム

我と吾身の惡敷事ハ知りウさき物あれハ、人よ言せて聞て、心得と云さ
 るウ能答の事也、乍去我等ハ他言雜談家老共よ言ハせて聞よハ不及間、
 其方義何事ニよらハ、思ひ寄さる事共をハ、隔意ぬク言聞せよと仰有ル
 れハ、佐渡守被承、御意にてハ御座候得共、畏り候とハ御請をハ得申上間
 鋪候第一愚昧の私義ニ候へハ、御前様の御心得ニも、罷成候様ある義を
 可申上智惠才覺と申てハ無御坐、其上御意ハ障候様成義を申上候ハ、
 御機嫌惡敷可被爲成ハ必定ニある御座候間、私義をハ御免被遊被下候様
 ニと被申上候へハ、重る被仰候ハ、其方とも、聖賢ニあるもあハレハ、言不
 と事ウ尤成計ニあるも可有様もぬ、たとへハいウ様成事を言聞ウせと
 りとも、腹を立叱事をハをばしき間、其段の義ニ於てハ、心やばく存候様
 ニと被仰付候と也、

〔故老諸談〕

上

一 或翁云、主君よ仕、表向の讒言ハ申啓き、自然首尾をる品も何と、只内
 證女中の口舌ハ、申分も成ウさく、恐るも餘有、東照君平生仰らる、ハ、唐
 の玄宗楊貴妃よ迷、事、常々思召出さる、と也、御寵愛の女中よ、
 (兼殿)

家康女子
ノ言ニ惑
ハサレズ
家康ノ妾
お六ノ父
植村家政
ニ殺サル

元和二年四月十七日

五七四

せて、雙那き美人、萬事器用ある人、何を仰上られても、調をと云事なり、然る所、植村出羽守屋敷へ、夜半之頃、何者とも云らば、むそりふ婿をこゆるあり、出羽守是を見、盜そと心得、頓々斬留さり、燈を擧ぐ能く、彼お六の父なり、お六聞、大きに驚き、悲んぐ、父の敵よて候間、是非く、出羽守切腹被仰付、被下候様よと泣叫んぐ、訟らる、公いそき、出羽守を召、委曲御尋有れ、お六の趣を被申上、公の仰、其事餘義なり、則お六を召ぐ、お六尤なる儀、お六の暫く待へし、追ふ吟味を遂、汝り望まよ任せんとて、むとせら日敷を延さる、され共頻々訴訟し、愁よ沈み、湯水を通せず、打伏し、種々愁言を申より、お六兄信濃守(高田直綱)よ仰付らる、お六父仇なれ、出羽守を討申様ニとあり、又密に、出羽守を召まぐ、汝何とそして、信濃守お討まざる様よ、隠き忍び、身を全ふまへし、我お出仕するを止ぐ、用心厳しくいさすへしと仰付らる、出羽守畏ぐ、厳しく用心し、中く討る、とぬし、信濃守一萬石、出羽守八千五百石の身上也、信濃守種々術をお狂ふと云共、討事なり、此事を氣お病ぐ、遂に死去せり、出羽守心を盡し、討まざる事を感じ、思召し、相國様へ、隨分御目懸らま召仕給へとの御

譜代大名

家康頼朝
ノ近臣ヲ
評ス

意れりし、次第に御取立よ預、今の大和高取の城主と成ぐ、威勢をおも、偏に公の女色よ御惑おく、舊功を思召厚き御謀らひありと、

〔遺老物語〕

三河之物語

一 権現様被仰候とて、阿備中殿物語に候、人よ譜第のミして、奉公はさて居る也、外より來るもの、能く奉公して用をさす故、おつあひ候へ、彌譜第今くのもの、おまけ候とて、不足して、不奉公して、あけくにえ、お也、其後餘所へ行て、我家よてあまへ候様、おならぬ故よ、又立歸て、其時奉公をまとも、おや遅く、君臣和合せぬもの也、譜第のもの、心安くくり入奉公せば、何とて外より來るもの、おかるんや、能々心得て奉公せよと、各へ被仰候由、

〔玉音抄〕

一 又御咄よ、頼朝之側ニ被召仕候者へ被仰候ハ、以後天下ヲ御取候ハ、御取立可被成ト被仰候ヘハ、其者シウメンヲツクリ笑申候後ニ天下執權ノ時、此者御恩ニアツカラサルヨシヲ恨奉リケレハ、日来笑申事ワスレ候ヤト被仰候處、左候ハ、彌私儀御取立可被成候、其故ハ、其時分ハ天下

元和二年四月十七日

五七五

元和二年四月十七日

五七六

ヲ御取被成候事御成間敷ト存候テ笑申候ツレ、ツレホトニ頼母敷不奉
存候主君ヲハ、只今までアカメ奉リ、御奉公ヲ勤申候私ニ而候程ニト申
候へハ、頼朝理屈ニ御ツマリ候而取立被成候由、是ハ彼者申分尤ト被思
召候由御意被成候、

○以下、一般性行ニ關スルコト等ニカ、ル、

〔老人雑話〕 太閤ある時、宇喜多殿よて能を見物し給ふ、庭より給ふ時、東
照宮下りて、履を正しくし給ふ、太閤手を以て肩をおさへて、徳川殿も履を
直させ申事よと宣ふとそ、

〔岩淵夜話〕 二

一或時大閤の聚樂のむらにおゐて、權現様と織田内府と大和納言秀
長□□座候節、蠟燭の真を結ぐ、秀長ト權現様との方に飛散候へとも、權
現様ニハ左のらぬ躰よて御座候を、秀長ニハ其火をあはせ、しを拂ひ
除被成候せなご、其折しを權現様何むらん御笑ひ被遊候を、秀長の心ニ
ハ、其身の火を拂ひ申さざる様子に御笑被遊候を、推量致さる候と相
見へ、其許ニハ我々此火を拂ひ候を、臆病よて拂ふるを御下ケ墨有之、御

沈著

家康秀吉
スノ履ヲ直

家康ハ普
請下手ナ
リトノ評

家康ノ奥
意

笑ひ候りせ被申候へハ、權現様御聞被成、其元や我らなごハ、關白殿の御
先手をも仕るものが、左様あるまじき事ニハ、氣御合點まいらさる
と相見へ候と、一向御取合お姿御挨拶ニ御座候与也、

〔翁物語〕 上

同翁語て云、去程小太閤秀吉公の代、家康公よ普請を頼、家

康公之旗本此者ハ其時ニ(行方)至て、或付城取手おと築よ、手間取らすして先
其城攻、或ハ其城を持堅る事をのこ心ふりけて、普請のみりき立さるとく
成上方流之普請仕付ケされハ、上方衆ハ殊外下手なり、太閤秀吉公見給ひ
て、家康公此衆ハ普請下手也と人々いへ共、能早く出來りよとて譽給ふ、又
之年、家康公よ普請を頼給ふ、三河衆もへらく、普請下手也と世間ニ沙汰
せり共、先年秀吉公譽給ふ間、此度ハ彌普請之手際をせんとて、種々様々
用意せると云のを、家康公被聞召て、此度普請之手際をせんとて、色々此用
意せると聞傳フ、何とて不入ぬ事盡スそや、惣して家康普請下手也と
世間も沙汰有、彌下手成りよし、上手よ成て不入費之用意無用也と怒ら
せ給ふ、此下心老、時代あれハこそ、如此普請之役目をも勤ぬを、以來ハ我家
風を以一度仕立ぬを、と山々心よ思ひ、おめ給ひての事成を、人ハ不

元和二年四月十七日

五七七

知して普請きらい也と、三川よて沙汰せしと語り玉ふ、
 謂之ニ家康公奥意深き御志、誠ニ筆頭ニ及りし事也、秀吉公之不出來
 ある家康公此普請を譽給ふ事ハ、又普請をて、家中を流りらさんと
 の下知成へし、然を家康公悟給ひて、下手ふ成て能といふ御下心不淺事
 也、或人此物語ハ家康公上方よて座敷を立給ふ、天下此大工を集て、家老
 衆差圖をさせて、家康公乃御目よかくる、家康公御覽して、大工を呼候得
 好給人と曰テ大工を呼集、家康公宣ひたるハ、戸の明ケ立此自由成とく
 ふせよと計宣ひく、何之好も茲給ハさりせれハ、上方此大工共是を聞笑
 事ふして語むる故、其頃ハ世間ハ沙汰して、蓋さる作事之好ニ成と沙
 汰せしと言リ、是を按よ、下々ニ至る迄、家之戸の明立此不自由成程惡敷
 物ふし、大躰ハ能家老衆よ被仰付て、戸の明立計自由よと好給ふ、御智惠
 誠ニ不淺事成へし、毎日用を違、風雨暑寒を茲のくも、戸此而造とて也、又
 ハ第一用心之爲也、ケ様之所ニハ心を不付して、京堺之町人の筆立ル座
 敷のとくニ心を付さる事、淺ましき事成へし、家康公ハ秀吉公此利發よ
 して、心此早キ事を能見知給ひ、秀吉公の御一代入ル事計ふりしこくま

家康秀吉
 ニ利發者
 ト思ハレ
 ザラン事
 ヲ希フ

しく、て大躰をかうつせ給ふとくニ、秀吉公此見玉ふとく仕成給ひて、
 時節を待給、御億意誠ニ名將之類をくあき御智惠成へし、若き大將よ聞
 せ參らせ度事也、及えぬ下々ニ至迄、ケ様之名將之御噂を承置おは、又又
 重ゝ之大將之家風を見知るき、

〔雨夜の友〕

一慶長の頃、豊臣秀吉公此御咄の者に、曾呂利伴内といふ兩人の者あり、或
 夜、彼兩人徳川家康公の御館へ參り、御咄よ罷出、色々の咄を申上せ、海内
 よ、世間に大黒と申神を、福乃神とて、人々祝祭り候得共、曾而福の神乃理
 りを知りある人、稀よ候と申上れ、家康公聞召れ、仰らまはるハ、大黒
 よ、いりやう乃理りある哉と御尋有れ、曾呂利申上なるハ、去れ、大
 黒の形、眉を高く作り、其上よ頭巾を著申候、是を誠乃大黒の心なりと
 申候子細ハ、眉、浅高く作り、其上に頭巾をりふらせ候へハ、おのつうら上
 の事を見申さば候、左候へハ、奢りの心無御座候、一分を守り候得ハ、自然
 と幸來り候と申事を、大黒の心を、形に顯し作り候ひて、人の教と仕候と
 申上れ、家康公被聞召、一段尤あり、左を有る事あり、むうしより五

家康大黒
 ノ理ヲ説ク

元和二年四月十七日

五八〇

字七字といふ事あり、其五字のうへおみせといふ此五字あり、七字といふ老、身の不とをえれといふ七字也、此二ツを能守る時、貴賤共み全くして、終よ幸を得るとの御咄しなり、扱大黒よ一重上乃心あり、是大黒の極意なり、何さりて見よとの御意なり、兩人暫思案し、れとも、頭巾より上の道理、存寄無御座由申上、重ゝ家康公御意被成、大黒の常みうへを見さる事、肝要の時、其頭巾、抜ぬ、て、一度上を見んと、の極意なり、縦老侍の常、腰乃刀をと、たみがきて、能刃を付、鞘走らぬやうに詰、指を、肝要の時、一度抜んが爲也、惣ゝ侍の常、命を全して、身を養生せるを、一度の氣、此詰る所、よれぬ、一命も捨んと、の事也、唯に養生せんとの志、何ら、腰、此刀を、一代、抜出せる、うらむん、其益なし、大黒の頭巾を如此、凡、人愚にして、其事計を守り、過ぬる所を、えらば、大黒の頭巾の所に計、心を留、抜時を、えらさるは、琴柱、膠せるを、えらん、よて、本意、不可叶、只、うへお見せに、止、はるる、うらさる事は、是大黒、此極意なりと御意也、

〔岩淵夜話別集〕

或時家康公御前ニテ、山岡道阿彌、前羽半入ナト御咄申上候テ、天下ヲシロシメサル、御方ニハ、末世迄御名ノ残り申如クアツハシ

子孫繁昌
ハ秀吉ノ
大佛建立
ニ優ル

主君ヲ顧
ズシテ自
己ノ功名
ヲ立テタ
スル者ハ
此

〔翁草〕

五十八

一 權現様御自身の御働終になし、蒲生氏郷、及とも自身の働なし、武勇智辨

にて、大身になるなり、

〔朝野群載〕

益軒全集所收

家康公御旗下の臣、郎等、或陣にて能首を取て

持參す、其主人は幼年なれば手に合はず、家康公其郎等を召て、其方が主は手に合たるか、汝は主君に附隨ひしかと、具に尋させ給へば、存せずと申上る、家康公宣ふは、しからば汝は一分の功名を專にしたる不忠者也、若き主を捨て、自身の働不届なり、此者をばはなつべしといかり給ふ、○今川家ノ臣高井助

〔聞見集〕

坤

治郎ガ、長久手役ニ手ニ合ハザリシヲ、歎キシニ、家康ソノヨク故ニ、
ニ仕フルコト厚キヲ賞スルコト、天正十二年四月九日ノ條ニ見ユ、

元和二年四月十七日

五八一

家康ノ遠慮
家康伊奈
忠次ヲシ
テ栗ヲ植
エシムル
話

元和二年四月十七日

五八二

一 武藏之内忍の御城にて、御所様伊奈備前(奥)に被仰付候也、此大栗を植置候へと御意被成候備前殿御たい所へ栗を持出さ、やきて御申候也、此くりをあらせ、御くりししめし上られへきり、御長命めてたつるへきとわらわれ、其後たすしめしあるま、くりあり候て、めし上られると皆々御申を承候昔八九十にある人、木をうへを、有人見て、いつ入用意よ木をうふるとて笑しを、木うへ候おふぢ聞て、其方のやうなるたけ者を、我よおふぢ持て、わう代よ木に事をうくと返答いさしあると、昔うりに有し、とくよき事老人もいさすへき事と申傳へ候、

〔岩淵夜話〕

三 權現様御代よ、江戸御藏納り米多過候故、欠米等も多ク、其上諸國の御代官所より、御當所迄運送之失却も有之、旁以御費多ク有之候間、江戸御米藏の棟敷を御ららし被遊候ハ、大分之御徳用あるるき□勘定方にて相考らま、其趣を御勘定頭中被申上候へハ、以之外御機嫌不宜して被仰出候ハ、藏敷多候へハ、欠米等も多ク、我ら頼(頼)と有之事ハ、兼知(兼)る事あれとも、萬一之義も出来、遠國の米穀當地に運送此成り候とく(と)の義も有之よ付て、当地の米此直段なとも高直ニ成り、諸方々集り居ある

江戸ノ藏
米ヲ萬一
ニ備フ

江戸中此諸人、食物難義致やうなる事もあくて、取叶(不)故、様(此)の節の入り用の爲を考思ふよ付て、藏米をハ多ク詰置する義也、草勘定(草)の者杯ハ其通り、最早天下の勘定頭共も其類之もの共ハ、其勘辨ハかく候様之儀を我々此常也とて、言聞するよとく成候義ハ有ものうとの上意にて、殊の外御叱り被遊候と也、

〔山下立節古老物語〕

一 酒ハ陽氣を盛よせるものおまは、遊山翫水ニおなく不可飲、かあらば喧嘩仕出事、軍陣鷹野おとよてハ、下戸も酒吞候へハ、氣強ニなり、一働情出るもの也、并ニ小盃ニお永久酒吞者祝言の座敷めいより、上戸の茶碗酒引請、すえく、と一息ニ吞たるハ、氣味能見ゆると、御意被遊候由、

〔當代記〕

五 慶長十五年八月廿四日、去比常陸主母儀○慶長年録ニハ、被

湯治、今日可被歸之由ニテ、爲迎常陸主、同舍弟ノ鶴丸、夜半被出後、朝大御所聞給、夜中ニ門ヲ開事曲事ノ由、同門番則被禁獄、甚無興也、先度十八日後出頭衆末不快之所ニ、又此事ニ付、各止出仕、○慶長年録同シ、

〔太平雜話〕

四

元和二年四月十七日

五八三

飲酒ニツ
キテノ心
懸

夜中門ヲ
開クヲ誠

陣中ノ夜
警ニ注意
ス

夜警ノ怠
慢ヲ叱ス
家康ノ機
智

家康ノ顔
ヲ見テ開
門セシメ
番ヲ賞ス

元和二年四月十七日

五八四

一 權現御陣中ニ於テ、近習衆ノ不寢ノ番ヲ怠タラサルノ御意アリケルハ、今夜何方ニアタリ鉄炮ノ音アリシ、汝等聞シヤト有シニ、承タルト御請候者トモヘハ、褒美ヲ賜リ、承スト申ケル者ヘハ、能寢タル也トテ耻カシメ玉フニ依テ、何ノ仰付モナクシテ、自ラ夜陰ノ守嚴重也ト云リ、○下略
孝戰場ニ於テ夜眠ラザルコトニカ、ル、元年五月七日ノ條ニ收ムル山鹿語類ト異ル事ナシ、

〔續武家閑談〕

十六

權現様駿府ニ被成御座時、番人も夜半過迄ハ方々へ出々徘徊シ、辻相撲など遊覽し、壹人つゝ、殘り居る、或夜不斗表へ出御あるき有テ、壹人罷有を御覽被成、大ニ御詮義有テ、御叱り被遊汝壹人殘るハ臆病ものゝ空氣をの成へしと仰れ、以後壹人貳人つゝ、跡は殘らんといふものありける、依之人々出事不叶、のこらす御番所ニ恪勤す、此由大坂御陣の節、若き衆へ、古老のともから申聞せたるなり、

〔續武家閑談〕

八

一 權現様御放鷹ヲ御出有し、俄ヲ御用や有らん、十町計のなほ、御城に歸らせ給ふ、御門閉されハ、開く（は脱カ）惡きとの御事也、番士不審ヲ火を燈し、未燒（勢カ）の事なれ、尊顔を拜し奉りて後、平伏して入御あらむ、誠ヲ卒爾至

極と人々申るふ、却て御爲を存し、番所を大切ふ思ふ哉と御感有テ、御給を給りたる、

〔續武家閑談〕

五

一 駿甲信御手ふ入テ、穴山衆漆島を申者を、遠州入坂（目）ニ差置き、此所迄守り、本多作左衛門判形を以テ可爲致往來由被仰出、是ハ此時分駿府ニ御在城故、北條より、若上方豊臣秀吉へ内應の使なきを知らんや、此御遠慮也、然るに御寵臣此菅沼藤藏判形なほ通らんをすれ共ゆるさ、依テ本多墨付茂取寄、通リて後、駿府へ參著仕、某事ハ召ふ依々參府し、其上存知の上成共、良久敷留置段、漆島ノ不届之由言上仕處、彼者左様正直故、要地を守らす事也、扱々律義の侍也、結句漆島茂感し玉へハ、菅沼一言ふ不及也云云、

〔明良洪範〕

九

神君或時御側ニ有合シ者ニ仰セニハ、成瀬龍之助ハ此項誰ゾト喧嘩ナドハセザル哉ト御尋子有シニ、御側ノ者何レモ存シ申サズト申上ケル、夫ヨリ二三日程過ギテ、成瀬ガ人ヲ討テ立退キシ故、其段申上ケレバ、斯ク有ベキ様子ト内心思召候由仰セラレ候フ、扱其場ノ様子ガラ

元和二年四月十七日

五八五

遠江日坂
ニ關所ヲ
置ク
穴山衆漆
島ヲシテ
守ラシム

家臣ノ擧
動ニツキ
テノ觀察
周到

元和二年四月十七日

五八六

ハイカ、候ヤ、少く女手ニテハ是ナキヤト御尋子有シニ、御意ノ如ク不出來者ノ由申上ケレハ、神君仰セニハ、イヤく女手ニテハナシ、大キニ甲斐くシキ奴ナリ、右ノ如キハ前日ヨリ相知レ候ノ由仰セ有シ事、御先見ノホド皆く感シケルトナリ、

〔武功雜記〕 十

一 權現様直參ノ衆、傍輩ヲ伐テ、本多中書屋敷へ走りコミ候、權現様御自身御追懸候テ、只今ハシリコミ候モノヲ、急度出シ候へト御意也、中書是ハ物躰ナキ事ニテ候、御意ノ上ハ何トテ藏シ置可申ニ、御自身渡御之段、アマリノ御事ニ御座候、先々還御ナリ候ヤウニト申上ル、權現様トカク彼者ヲ出サスハ、御歸ナサレマシキトテ、門ノ地伏ニ御腰ヲカケサセラレ御座候、依之中書彼者ヲトラへ出シ、刎首候由、

此時分ノ沙汰ニ、中書彼者ヲカコワルヘキ事ナルニ、出サレタルハ、中書ニ不似合事也、酒井備後守ナラハ、出サレマシキニト申候、

〔武功雜記〕 二

一 權現様中原御殿ニテ、夜中ニハカニ犬ノ吠タルヲ、誰カ見テマイレトノ

傍輩ヲ書シテ匿レタル者ヲ自ラ追捕ス

至急ノ時ノ禮

家康ノ細心

家康三井左衛門佐ノ役目ニ入念ナルカヲ試ム

儀ナリ、小姓衆見ニマイリ候トテ、御前ニテ手ヲツキ候へハ、加様ノ叱ノ禮ハ却テ無禮ヲ、少モハヤク出テ見ルモノソト御意也、扱犬ノ吠タルハ、姪亂ノ人跡トミヘタル故、委細ヒツカニ仰上ラレタレハ、ヨキツタマレト御意ナリ、○永日記、中原御殿ニ作ル、

〔前橋舊藏聞書〕 六

一 權現様、夜挑燈モタセ、往還仕候モノヲハ、御シカリ被遊候由、我方ヲハ人ニ見ラレテ、向ハ不見、損多ト上意之旨、村越道半物語、○コノ事、村越道半覺書ニ見エズ、
一 神君ノ仰ニ、惣シテ人ノ屋敷へ移リ、番所カハリタル夜ハ、定リテ惡人奸人、燒草ヲツミ置、何時燒立ンモ不知、油斷セサルモノ也ト、

〔本多藤四郎覺書〕

一 伏見に被成御座候夏乃時分、御茶壺を十一、御主殿へ被上、御壺壹ツニ二人宛番衆被爲付、其惣奉行三井左衛門佐被仰付、何も窮屈無之様ニ御番大直可仕候よて、御料理おと被下、其上碁將碁双六の盤迄被遣、終日心易御番仕、三日め御用此由にて、御壺二ツ取へ被遣、無相違請取來ル、其後御殿主へ被爲成、太儀よ御番仕候、そのまゝ罷在、碁双六打候へ

元和二年四月十七日

五八七

元和二年四月十七日

五八八

なと、御意也、扱御壺御覽被成、先日數十一御預被成候、唯今九つ外不見、如何仕たると御尋也、左衛門佐申、御壺二つ御用乃由ぬて、たま〜取ニ參候故、相渡し候と申上ル、（義宣）御存知不被成儀也、左衛門佐念を可入と思召、被仰付候處、不念仕た、始る大事被仰付候間、取ニ被遣候由、跡よく申付、御使ニ相添へき儀と御_{（義宣）}か、被成候、是左衛門佐を御せめし可被成ため、取ニ被遣歟、御取立衆、皆入念人也、

〔故老諸談〕

上

東照君常々燒火仰付らる、御嗜也、依之皆川（廣照）山城守

皆川廣照
黒木ヲ獻
ズ

近習ヨリ
大名ヘ内
通スルヲ
嫌フ

より、都の黒木の如く榎木を拵へ、獻上せらましく、殊外御機嫌よ叶ひ、又拵へ〜差上候へとの御事にて首尾よし、是茲承てや、佐竹修理大夫方（有宗）、皆川仕さるる一入見事、黒木を拵、剩御料理鍋美き茲そへ獻上せらましく、殊外御立腹被成、御叱有て、黒木も鍋も御次の間よさし置ま、久敷其所よ有、誰人を御機嫌の程を憚り、被退る者あし、思召を察奉るふ、何者修修理大夫方へ内通し拵させるとの義成へし、惣して御前衆より、諸大名へ内意を通し候事、大ある御嫌也と、本多上野介語らまき、

〔君臣言行錄〕

二

内藤某常々短氣ニテ、世間咄少ノ事耳ニ掛、言葉咎メ致

内藤某ノ
短氣ヲ誠
ム

移徙ニ凶
日ヲ嫌ハ
ズ

シ、度々喧嘩ニモ可及、有之、東照宮聞給ヒ、其方ハ世間咄少ノ事耳掛咎メ申ヨシ、聞召候、惣ノ世間咄ニハ色々ノ事在之、其内ニハ其方耳ニ懸ルコイクラモ可有之、散々要（テ）キ事也、其方出陳（陳）ノ節、定テ敵ノ大將カ物頭カヲ可討杯可思、其心掛ケノ如、常ニ言葉トカメ致ス、大將可有之間、是ヲ心ニ掛ケ討候ハ、向後耳ニ掛ケ申事有間敷ト、仰ラレケルト也、

〔翁物語〕

上

同翁語て曰、江戸西北丸の御作事調て、御移徒（徒）之日を被仰出

し、不成就日ありと申上ル、家康公被聞召、夫ハ一段吉事之日也、予天下を、持て、此西之丸を隠居所よ堅むるふ不可有、本丸ハ將軍を移し、まいらせ、安堵して、予カ天下を取る印ハ、隠居所を是よ堅め、居度所ヲ居る、我ヲ樂あれハ、不成就日程吉日ハあきと宣ひて、不成就日よ移らせ給ふと也、

按之ニ、先西丸ハ隠居まし〜て、諸大名ハ秀忠公を崇メ尊ム在様を能々見定給へ〜との御億意、扱御本丸ハ、ましまし、時分も駿府へ後ハ越給ふきとの御心定ハ遊シ被置て、先西丸へ移給ふニ、不成就日を定、良臣ハ異見せさせて、西之丸ハ堅ルま〜きと宣ふ事を、人よ知せ給ひ、不審

元和二年四月十七日

五八九

元和二年四月十七日

五九〇

させて、彌いり様之品や有へしと人思ひ取て、御本丸を崇メ奉ルをくニ
仕置まゝはし、西之丸へハ出仕無用也、先御本丸へ肝要ハ出仕すへしと
下知して、又駿河へ移給ひてハ、江戸ハ大名之不絶出仕をるとく、ふ定給
御工夫更ニ人智之及所ハ、所ハ、様之智謀兼るハ、あくして、名将も悪
日ハ出給ふとて、急りさるふも物を押破て、智惠之あき若將、何やまり有
事多りるへし、唯何事も兼る工夫せせんハ、あやまち多りるるきもの歟、

〔諸士軍談〕

一大和の内クラガリ峠を御越被成候とて、何も申候ハ、古ククラガリ峠を
越へ、合戦ハ勝る事なし、然らハ不吉の例也と各申候處ハ、クラガリ峠
のきり迄御押横マアゼ道を御押通り被成候と也、

〔武功雜記〕

一 頼朝公七騎落ノ叱、朽木ノ内ニ隠レ居ラレタルヲ、梶原カ計ニテ助ケマ
イラセ候叱、此恩賞ニハ、君天下ヲ掌ニ入ラレ候ハ、某ヲ執權ニナサレ
ヨト申ス、頼朝イカニモ心得候、サリナカラ、其叱私曲ヲ仕候ハ、即叱ニ
可勿頸ヲト被申候ハ、大キナル器量カナト、權現様御意ナサレ候由、

家康部下
ノ諫ヲ納ル

家康ノ頼
朝評

他人ノ惡
ヲ手本ト
スル勿レ

身ヲ保ツ
ニ簡要ノ
語

上ヲ見ル
勿レ

〔本多忠勝聞書〕

一 又權現様御咄ニ、頼朝七騎落ノ叱、例アシク候トテ、供ヲ一人ヘラサレ候
ハ、異ナ事ナリ、大切之時ハ、一人ニテモ重寶ニテアルモノヲト御意ノ由
一 又御咄ニ、頼朝日和見ヲメシツレ、浮島カ原ニテヒヨリヲマツ子ラレ候
ヘハ、天氣ハ見ナレタル所ニテハ見安ク候、サナキ所ニテハ見カタク候
ト申タル由、是ハ尤カクアルヘキ事ト御意ノ由、

一 又御意ハ、愚人小人といふもの也、他人の惡を手本として、何某ハケ様々
々也、我老それほといなしといふ、惡をいこそ、からぬあり、賢人君子
老他人の能を手本とし、惡敷をは初よ取揚せ、何としても古の賢人君
子といえれ、人よハ、及まに、と慎行也、とろく知惠の有ほとの人ハ、
我心をたのまさるもの也、若頼む者は愚乃九ツ時分也、

〔駿臺雜話〕

二 秘事ハ嘘

略○ 上 東照宮御在世の時、御近習のわりき者ハ、汝等身をまもつハ簡要此語
あり、五字ふくいふもあり、七字ふくいふもあり、いほまをき、まきそと仰
らまし、いほまをも承度と申せハ、五字ふくいふ、うへをま、七字ふく

元和二年四月十七日

五九一

我ハ御取
ナリ役人

士ハ恥ナ
キ所ヲ恥
ヅベシ

人ハ一生
ニ段ノ大
目ヲ切シ
ニスベシ

年ニ相應
セザル知
事ハ善キ
ズニアラ

元和二年四月十七日

○遠江舊開略
記異事ナシ

五九四

〔本多忠勝聞書〕

一又御意、文盲あるもの、心得る事あり、其心得と云は、我を御取次の役人也と合點をへし、此儀何も合點仕候哉との御意也、何れ差當り合點不仕旨申上ル、御意よ、いや左様よ深き事よてはあし、先我先祖を請思ふよ、其初代老天道より命令を請う人と成、それより段々父より我まてに來れり、扱子孫よ繼事ハ、我よりあらにや、然れハ上老先祖より、下ハ子孫の間の取次役よてはなきや、扱又御取次と云事ハ、天道の命令を段々よ守り繼事なる故よ、御ノ字一大事の所也、其爲天道我を生して役人よ立置る、也、おろろよ心得候時ハ、仕置よ逢事明らか成道理也、
一又御意よ、士たる者老常の者よかゝる所一つ有恥あま所を耻る事眼目の儀也、其譯老、心底の事ハ人老知らざる也、是無耻所也、然共跡より見まハ、何としも老、もの也、人の知る知らざるは、老、星にあら、ら老、車心ハ此萬病圓と云ハ、信を守る一種此事也、是をそま、よよめ、名茂替時、主よ老忠、親よ老孝、臣よハ禮、子よハ慈、同躰異名也、然共所々

ふ一種の子細有、信しやと思ふても、ま、を此信やらん知らさし、爰よ我工夫し付と事、殊の外自慢也との御意也、某平八、進ん、願くハ承知仕度奉存旨申上ル、其時御意よハ、是我秘藏此事也、達る所望あれハいふそとよ被仰出ハ、誠よ好よ成、ひと味ハ眞の信を知る事、其中よあ、その御意也、

〔武功雜記〕

六 權現様御意ニ曰、凡ソ人ハ一生ノ内三段ノカワリメアリ、大事ノ儀ナリ、先十七八歳ノ時ハ、友ニシタカツテアシクカハル事アリ、三十歳ノ時分ハ、物コト慢心生シテ、老功ノモノヲモ何トモヲモ心出ルモノナリ、四十歳ノ時分ハ、物コト退屈シ、述懐ノ心イテ、アシクナルモノナリ、此三度ニカワラヌモノヲ、ヨキ人トイフヘシ、

〔翁物語〕

上 或夜翁語て云、有者家康公ハ申上るハ、御内之何之某子ハ、親よ生レ増さる物也と取成しよ申上る、家康公被聞召、其子ハいくつハ成そと尋玉ふ、十三四ハ成ルと申上、家康公宣ふハ、されハ人を見るハ左様ハ、ふ年よ相應せさ、治者ハ短命成り一ツ、後ふうつけハ成り一ツ、何もろくハなき物也、其年よ似相ハさる智恵ハ、能き事ハあら、其方ハ物を不知共、

元和二年四月十七日

五九五

むきさ、き此狂言の聞つらん、むきさ、きの言とく、冥加有人のねと、し
 此子をまとし、これハ、三つふそあらせ給ひると云とく、是ハ本此事也、三
 ツ子の三つ子此とくあるよし、何そ十三四之者乃、五十ふ及親の智恵よ
 増といふハ、時ならざる智恵よて、能事よてハあ、此行末を見よと宣ひ
 ぐ、其次ある、其者よ心をつけて見よ、猿樂此せる能と云物ハ皆偽也、夫を面
 白く仕置て、人の心をあくさむる物也、狂言ハ皆誠也、さらひ草此様あれ共、
 狂言ハ皆人此異見也、能ハ見て徳あきれ共、狂言ハ見て徳の多き物也、夫
 をさへれもひあさらざる也と宣ひしと也、右之侍之子、後ハえるく、親よ
 りおとりさる者よ成さりしと、三河衆之語り給ふと也、

〔武功雜記〕

四

一 權現様御意被成候ハ、クワホウイミシキ人ノ子ハ、三年ニシテ三ツトナ
 ルト世話ニイフハ、尤成様也、人ハ老少トモ二年相應ノ躰タラクナルカ
 善事也、
 一 又御意被成候ハ、大國ヲオサムルハ、小鮮ヲ煮ルカコトシトハ、尤成言也、
 國家ノ仕置何角ト事多セ、リヌレハ、惡敷モノ也、

能ト狂言
ト比較
評

世ノ治亂
ハ天氣ニ
同ジ

家康ノ女
性觀

看病人ノ
コト

〔本多忠勝聞書〕

一 又或時御意よ、何と見ても、女ハウしこきほとをぬえの也、賢て能すむ
 女有は、きニてもなれと、夫ハ賢女とて、昔よりをくれき事あり、男よ
 賢人のなきりとく、女よ賢女有らぬるし、必々物の密談あときりほへ
 くらに、只にんる同前よ心得て、それく、相應よ育よよし、油断せれハ氣
 をとらまき、惡事の種となれものあり、

〔山下立節古老物語〕

一 若き男ハ、病人看病ふも、若女の徘徊せるハ見よからに、老女ハ左もあ
 きえの也、そうして小兒と老人と病人介抱ぬハ、女あらてハむりほへあ
 らに、年老ぬまは女の介抱能えのなれとも、餘念頃過て、最員の引たお

平右衛門大夫殿咄候由、○近代雜記
異事ナシ

まとう、害よある事有と云まし、

〔武功雜記〕 二

一 小笠原越中罪アリテ、大久保七郎右衛門ニ御アツケノ暇、又女子ノ罪アリテ同所ニ御アツケノモノアリシト、越中密通ス、此段權現様御聞ニ達スル所、御意ニ一段ノ事ナリ、其マ、夫婦ニセヨ、越中モヤカテ呼出シ、メシツカフヘシト仰ラレ候由、

〔治平金訓〕 八

一 權現様、御鷹野、御鹿狩ふとの御先よて、御矢の根を被爲拔、又老根、矢よて其人よ中らぬ様よ御威被遊ゑるよし、或ハ御鷹野よて俄よ遠方へ御成の時節、御考違らま、雪降く御供の衆ぬまゑる砌、御氣をえらさるゝあとの上意よて、御輿の上の戸を御開け、御供の衆と共に御ぬま、御旅館へ御入、雪をもあゝく、御拂ひ不被成して、粥を御させ、少しきふし召く、御供の衆皆々に給り、暖り候へとて御意被成候由也、

〔翁草〕 五十

權現様御代、大竹郷右衛門大刀をさし御供す、上意に、郷右衛門其刀拔事自由也、大竹云、拔事不自由なる刀を士がさし可申や、上意に、

預ケ物ノ
男女密通
ヲ救ス

家康ノ仁
慈矢ノ根ヲ
拔ク
雪中輿ノ
上戸ヲア
ク

人眞似シ
テ賞ヲ得
ルモシタ
ルモノヲ
罰ス

家康兵法
ヲ武田信
玄ニ則ル
石田三成
ノ擧兵ハ
家康ノ天
下ヲ取り
シ遠由

左有らば御前にてぬけと被仰、則御言の下に拔事速也、御機嫌能御泊へ著せられ、郷右衛門へ百石御加増下さる、時に松平九郎右衛門と申す仁御供之節、大刀を帶す、還御の節被仰候は、先日大刀をよく拔たるとて、大竹郷右衛門にハ加増をとらせたるに、汝まゝ如此、渠等とは違ひ、汝は松平をも名乗身として、加様の志不及是非とて、大に御叱の上、御家を御拂なさま、年を経て水戸殿へ遣はされ候也、

〔老談記〕

神君の上意よ、我天下を治る事ハ、武田信玄と石田治部少輔兩人(御方)の影みてかやうよハ成りし、第一弓矢の作法、軍戦の手立ハ、信玄を師とし執行せし、然共天下を治る事等ハ、枚(我方)手出しハ成しかさき所よ、治部少輔(我方)の謀叛を企てし故に、彼者を討て天下ハ掌に入し、されハ此兩人をハ、弔をもして遣し度ものありと上意有しと也、此故よ、甲州よてハ、惠林寺を初とし、諸寺よて信玄勝頼士の法事を仰付られ、今ニ至ても、幕下の諸士、其年忌の度々よ參拜せる事を許し玉ひ、亦石田子(我方)の僧と成し、汝も、助命せられ、て、岸和田よて天年を送りし、是等(我方)ハ深ま御惠まよよりし事、

〔岩淵夜話〕 一

義元ノ墓
ニ禮ヲ厚
クス

元和二年四月十七日

六〇〇

一 權現様御年若被成候節、今川義元の墓所に御參詣被遊、御香奠ふと御持參被成、墓守此出家よ被下置、重る此邊御通り之節、此墓所の前ヲハ御乗通被遊間敷間、御供ふ出候末々の者ニ至迄、其段申聞置候へとの仰よ在之候處よ、遙過ぐ、御泊り鷹所よ御出之節、二羽つきの引鶴下り居申候御注進有之候へハ、殊外ある御機嫌ニ、其場所迄ハ夜の内に御越被成との被仰付よ在之候處ニ、御供中時を取違曉ちりく成候ニ付、御駕籠を急候様ニと被仰候へ共、埒明兼候故、御馬よめし替らき、御急き被遊あり、道脇の木陰茂ひと御覽被成候が、御馬を留させらき、下馬被成、義元の墓所を御拜被遊、又御馬よ召させらまなら、此所をハ通らさぬ様ニと兼々言付置さるふ、誰が案内よく爰へそつを來りせぬそ、吟味をせよとの仰ニ付、只大形の御咎メよあり事濟間敷と有て、御供中何も氣遣候處ニ、件の鶴之内、一羽御鉄炮よく御打被遊、御機嫌宜しく御矢開の御規式よて、御供中へ御酒杯被下候と有、御悦事の御取紛故、御沙汰あり事濟候と也。

〔武邊咄聞書〕

三下

武田信玄
ノ女見性
院ニ對ス
ル禮

僧侶ヲ敬
ス

家康ト上
杉景勝

一家康公は大御所と申奉候時よても、御禮義少も威高なる御奢ハあり、甲州武田信玄の御息女賢性院御目見への時き、いつも御上段より御下り被成、御禮義有、又今川義元討死の場、尾笏桶狹田樂（開成方）の窪を、御鷹野よて御通り之時き、いつよても御下馬被成候、是は家康公、八歳之御時より十九歳迄駿府よ御入、殊よ義元此姪姫ニ被爲成、義元此一字を御もらい、元信後者元康を申奉りし其御届みて如此、家康公の御前様は、義元の姪姫關口刑部親永の御娘、後よ老築山殿と申奉候、岡崎三郎信康様并奥平美作守信昌御室家の御母堂あり、又出家あるにも、その禮義ふかし、大坂御陣前年の御鷹野よ御出之砌、駿府法鉢寺の所化衆三人つを參り逢、何後學僧あり、御意よは、青々一寸の松中有棟梁姿、はと聖人さへ後生可恐と宣し、後よ老いり成知識よかならんせて、御下馬被成、上杉中納言景勝よも御逢被成時き、御笠輿より御下り被成、御談義、是も管領家、高家又ハ中納言此官よ御禮儀ありと被仰るるとりや、

〔故老諸談〕

上

一 東照宮御一生、今川義元の塚前を御通り被成候に、たとひ急ニ御通りの

元和二年四月十七日

六〇一

舊主ニ禮
厚カリシ
者ヲ賞ス

元和二年四月十七日

六〇二

時ふてを、必謹々下乗あり、是より限らば筋目を正し、恭敬を専せし給ふ、後今川宗閻御旗本ふ參らま、御家人よあらま候てを、御對面の時よハ、必御慰懃の御挨拶あり、先年伏見御屋敷普請の時、原佐五右衛門御腰物を持しふ、折節急の御出よて草りをも帶せば、徒足よて居さりしふ、堺金三郎頼々己う草りを脱て、佐五右衛門よ帶せたり、上ふを御覽し、子細を御尋有たれハ、金三郎畏々、某ハ彼う被官の筋目の者ふて候、上よも昔の筋目を差へを、奇特の亥也と御稱美有之、金三郎を御取立被成、頼母敷思召との御事也、是ハ下總佐倉の屋形千葉新助國胤の家老ハ原式部少輔也、原う家老ハ堺左衛門大夫ありしうハ、其筋目を以如此禮儀、茂爲しとや、

〔岩淵夜話別集〕 或時駿府ノ御城ニテ、夏ノ空俄ニ曇リ、白雨夥シク、雷ノ聲頻ニナル折節、御前ニ御伽衆罷在テ、御咄申上ル、其時家康公仰ラレケルハ、萬事ニ用心ノナキト云、夏ハナシ、地震杯ハ如形急ナル物ナレ、是以家作ノ仕様モアリ、或又家居ヲ所ニヨキ退場ナトヲ兼テ構ヲケハ、其難ヲ遁ル、道理也、此ノ神鳴ト云物計ハ、何方ヘ落下ルヘキモハカラレス、其上眞直ニ計落ルニテモナク、筋違ニ落下ル、夏モ有ト見ユレハ、何ヲ差テ攻(防カ)キ可

落雷ニ際
スル心得

遁様モナシ、然レモ此神鳴トテモ、用心ノナキト云ニハ非ス、各合點カト仰ラル、御伽ノ衆何モ承リ、唯今上意ノ如ク、神鳴計ハ用心ノ仕様モ無之儀ト奉存ト申上ル、家康公仰ケルハ、成程用心ノ仕様アリ、各ニ教シ、縦ハ其身大身ニテ、居宅モ廣ク、間數モ居住(多ク脱カ)ヲスル者ハ不及云、縦如何様ノ淺マシキ小家ニ住居ヲナス者ナリ、今日ノ如ク強キ雷ノスル時分ハ、夫婦兄弟爰ヤカシコニ放レテ居ル如ク致ス、是大キナル用心也、子細ハ親ニテモ、子ニテモ、兄ニテモ、弟ニテモ、其身ノ運命盡テ、神鳴ニ討レ、當人計ノ義ハ不及是非也、此用心ナキ者ハ雷雨ノハゲシキ時ニ限り、家内一所ニコゾリ集、ヨセガマチヲシテ居ルハ沙汰ノ限リ也、人ノ多集ル所ヘ、神鳴カ遠慮シテ落ズニ居ハコソ、若其中ヘ落タランニハ、一家根絶シニ成道理ナラスヤ、先年京都ノ町人、神鳴ノスルト、セハキ座敷ニ家内不殘取籠リ、戸障子ヲ立廻シ、火ヲ燈シ、香ヲ焼テ居ル所ヘ、雷落カ、リ、座中死人多、生殘ル物モ大カタ片輪ト成シヲ、天罰ニ當リケルカ、前世ノ因果カ杯ト取沙汰セシカ、天罰ニモ非ス、因果ニモ非ス、大キナルウツケ者ト云ヘキ、夏ト仰ラレ、御笑ナサレケルト也、

元和二年四月十七日

六〇三

京都町屋
雷死者
ノ話ト家
康ノ注意

〔駿河土産〕

乾

京都町屋へ雷落事

元和二年四月十七日

六〇四

權現様駿府よ被成御座候節、御夜話よ被出候御伽衆中、此間上方より罷下
り候者の物語仕候ハ、京都上立賣邊の町屋へ雷落候て、家内の者六七人程
ゐやまぢを仕り、其内二三人計も即座よ相果候由、前々も雷の落候儀ハ、度
々有之、其節ハ人損し候義も有之候へ共、一人ハ二人の事ニ候、此度ハ家内
ふ在合候程の者共ハ、残りなく雷よ打ま候ニ付、如何様何ぞの罰ふても在
之哉と、専ら取沙汰仕候と申上候へハ、神君仰らま候ハ、夫ハ一間成狹き所
へ寄集り居りたる所へ、雷落懸候を以、不殘ゐやまぢをしたるもの也、何の
罰にて、たゞりにくも無之との上意よて、御三人の若子様方へ御附被遊
たる面々を被爲召呼、向後雷の強く鳴候節ハ、御三人の御子様方をハ、一所
よ置申さる様よ致し候へと被仰渡候と也、

〔前橋舊藏聞書〕

二

一 權現様常々上意リ、人質ハ時よ依て取置ものよて、ゐまごむさく取置
候へハ、親子とともあさしきうきく成候へハ、結句無詮候、義理をたよく
存ものハ、主人のさめよ親子ととも存クへ申候ものニ無之候へハ、よく

家康ノ人
質ニツキ
テノ考

家康ノ子
女

〔翁草〕

八五十

○以下家族及ビ家庭ニ關スルコト等ニカ、ル、

く 親子の間あさしきうきく置候て、時よ臨んく人質を取候へハ、右之ま
しきをわきまほして、恩愛リねほきて、人質をきてり給申候ものよて、さ
して人質を頼む事よあらま候義を以、不義を討時ハ、石をもつて卵よ
あけうけりといと被仰候よし、

一 權現様御本妻、駿河今川義元の姪、關口刑部と云人の女也、關口ニ女二人
有、御本妻ハ、築山殿と號、妹ハ、台徳院様御使番、牟禮郷右衛門妻也、此の御
腹一岡崎三郎信康、二加納様、奥平九三、御ガフ様、三州鶴殿ノ女ノ腹、號
本禪寺ニ位、有、始北條氏、四ハ三川守様、越前中納言、菟屋大宮司女ノ腹、
直室、後池田三左衛門ニ嫁、四ハ三川守様、一説ニハ家ノ女房ト云、權現様
總、結、城、晴、友、無、之、由、仰、ラ、レ、御、惣、領、ニ、立、ラ、レ、ス、下、五、ハ、台、徳、院、様、御、母、三、州、衆、
尉、家、人、石、原、百、度、右、衛、門、六、ハ、貝、雲、院、様、御、母、三、州、衆、後、野、但、馬、守、室、七、ハ、薩
門、室、召、仕、ノ、下、女、也、
摩守様、御台徳院様、八ハ御男子、御目付、三井左衛門、母也、高麗陣ノ節、肥前名
古屋ニテ御誕生、七日、九ハ民部様、御松房、信濃、權現様、御召上、總介様、
目ニ御母子共御逝去、
御母遠州金谷ノ御鷹野ノ節、御覽ナサレ、離出サル、十一萬君様、御母ハ穴山被

元和二年四月十七日

六〇五

幽屏中ノ侍女ノ密通ヲ其男ニ嫁セシム

元和二年四月十七日

六〇六

遺水戸ノ萬君ト號二十八萬石其跡ヲ頃日ノ十二尾張大納言様御母八
衆童名五十三紀伊大納言様御母小田原衆正木ト云人ノ十四水戸中納
言様同御十五姫君様御母武州遠山ト云人ノ女灌筋也
一權現様御出頭之女中ニ殊外嫉妬深く自餘の女中を御側へ遣ハさぬ様
小致ハ仍御あき被成當分大久保七郎右衛門へ御預遠州二股へ遣ハさ
る又其時分小笠原越中守と云者是も御勸氣ヨリ同處へ御預被置處ヨ
如何してウ彼女と密通セシ七郎右衛門聞之大ニ驚き脇ヨリ上聞ヨ達
しては彌々申披無之直ニ言上せんと則申上る處ヨ存此外御機嫌能ク
越中ハ未女房無之哉と御尋ヨ付無之と申上る處ヨ左有らハ彼女を女
房下さるゝとの仰也七郎右衛門案ヨ相違して日頃ハ加様此不義
不作法ハ殊御惡シク深く嚴刑ヨ行せるレハ此度も本人老不及申預
リ人迄も急度御科を可蒙と覺悟せられし御案の外あるキ如何なる子
細也ヤ不知越中守も御免を蒙其子權之丞切支丹故御改易也大坂御陣
前ノ事也大坂夏役ニ改易セララルコト元和元年五月七日ノ参考堀圖書等
見ノ條ニ

〔幕府祚胤傳〕

家康公

御裏方

家康ノ妻

於萬

御内室築山殿信康君御母公○中略關口氏ノ略歴ニ
御簾中朝日姫君正○中略豐臣氏ノ略歴ニカニル天
寶臺院殿西郷氏ノ於丁略歷ニカ實名昌子台德公忠吉卿之御母堂○中略
長勝院殿於萬小

永見志摩守吉英女三所池鯉鮒明神之社人ト云宰相直卿於豐後州肥
流長頼後胤爲家臣方今
尾芴熱田禰宜又勢山後到攝芴大坂爲町醫改村田意竹門後改信濃賜
千石爲福井町奉出行按之村田女傳女

天正十四年築山殿爲御供於濱松與勤之處依御懷妊而別居稱小督局
慶長十二年丁未秀康卿薨去後薙髮改長勝院
元和五年乙未十二月六日於越前北莊今改逝去年七十二葬同孝顯寺
長勝院松室妙載大姉○永見氏卒スルコト下慶長十
二年閏四月八日ノ條ニ見ユ
妙真院殿於津摩下山方

元和二年四月十七日

六〇七

於津摩

元和二年四月十七日

秋山越前守源虎康女秋山氏譜

兄平右衛門昌秀甲刃武田氏敗亡以後爲浪士住下總劔葛飾郡秋山村大神君被爲憐爲父養育賜千石且兄弟四人一同被召出武田信玄女穴山梅雪之妻而產武田勝千代後東照宮奉仕生万千代君君卒後養保科

正之而爲子號質生院柳澤氏譜

武田信玄末女下山御方武田虎次郎譜

見性院者万千代君御產母會津見福山秘錄

武德大成記云慶長七年十一月八日信吉水戸城ヲ賜フ其母武田氏

ルニ依武田万千代ト稱ス

信吉君母公ハ穴山陸奥守信行室(脱アラン)下山梅雪カ采地也仍而號之一本御系圖

本土寺下總劔平賀村碑銘云秋山氏於都摩方越前守虎康女水戸義公改葬之建

銘碑

天正十一年以後奧勤或十年甲州御入之時被召幸

同十九年辛戌十月六日卒葬平賀本土寺妙真院日上八〇秋山氏ノコトノ慶長

ニ見

茶阿

朝覺院殿茶阿局忠輝朝臣松千代君母堂〇中略花井氏ノ略歴ニカ、元和七年六月十二日ノ條ニ見ユ、

相應院殿義直卿母堂〇中略

養珠院殿於萬葉山方頼宣卿

英勝院殿於八勝或於梶頼房卿

蓮葉院殿西郡之方

鶉殿十郎三郎長祐女新三郎譜六百石

鶉殿藤助長忠女家譜以其外鶉殿數

鶉殿三郎長持女柳營外傳

天正年中奧勤侍枕席

慶長十一年丙午五月十四日午剋於伏見頓死葬京都一條本禪寺池田氏於播土

應寺應寺摩下鶉殿氏建碑置牌長長蓮葉院日淨〇鶉殿氏卒スルコトノ條ニ見ユ、

良雲院殿於竹君母堂

市川十郎左衛門尉昌永甲州住仕女由縁隨寺記

市川氏女御外傳玉與記柳營女東嚙

市川大隅昌永女一本市川氏譜

元和三年四月十七日

西郡之方

於竹

元和二年四月十七日

武田氏名竹父名未詳御系圖

信玄息女大樹寺記

於竹兄平右衛門被召出改備前守昌忠一本市川氏譜

按雖諸記異說有之唯以西福寺記而當為正歟方今麾下市川氏數家之譜不載之然則天正慶長前後父子兄弟雖御尋在之武田族以後依無之而其氏族之輩被召出被屬麾下歟又按兄弟之中被召出以後被屬蒲生氏歟又今於三家方越前家淺野氏等有其氏流歟寡聞未得其詳焉

天正十年以後與勤之中侍枕席

寬永九年御遺金賜金百枚

同十四年丁丑三月十二日卒葬淺草西福寺良雲院天譽壽清大姉

正榮院殿於平須

三井十郎左衛門吉正世住甲州武田氏仕女家譜

天正十年被召出與勤

文祿元年壬辰三月肥前州名護屋御供御旅館依難產而母子共死未詳

葬地按肥前國唐津淨泰寺令賜朱璽五十石餘恐正榮院感譽昌光大姉

雲光院殿阿茶局從一位○中略神尾氏卒スルコト

清雲院殿於奈津

於平須

阿茶

於奈津

於六

長谷川三十郎藤原藤直勢州北島家舊臣世女長谷川氏家譜

慶長年中與勤蒙寵幸

元和年中就御他界爲尼於武州中野而賜五百石於三之丸賜賜第後又移

小石川御門內邸住栖之

寬永九年御遺金賜黃金百枚

萬治三年子九月廿日死年八十葬于傳通院勢州渡會郡於山田建清雲院建碑置牌且當院奉安東照宮

依之定下馬下乘矣清雲院心譽光質大禪定尼

養儼院殿於六

黑田五左衛門丹治直陣女黑田氏家譜

慶長年中於梶之方爲部屋子奉仕太田黑田其先住武州同後蒙寵幸住別

同十九年大坂御陣御供翌年御陣御供未考

元和二年就御他界爲尼號泰儼院其後住田安比丘尼屋敷又有故往喜連

川

寬永二年丑三月廿八日參詣日光御宮於神前而頓死年廿九一說云自髮

元和二年四月十七日

元和二年四月十七日

六一二

於仙

故、葬于山中養源院、又傳通院建碑置牌、黑田氏養儼院鑑譽心光大姉、泰榮院殿於仙

宮崎筑後□泰景信州駒場村主、其先屬從木曾女、

天正年中、被召出奧勤侍枕席云、

元和五年乙未十月廿五日、於駿府而死、葬藤枝淨念寺、後改葬信州駒場淨久寺、

泰榮院宗譽昌清大姉、

於梅

蓮華院殿於梅

青木紀伊守丹治一矩世住江州、仕六角女、青木氏家譜、

慶長年中、以華陽院殿姪被召出奧勤蒙寵有年、有故賜本多上野介正純爲

妻、正純貶謫以後、爲尼退居駿府、又移洛陽暫栖、又依願到勢州山田而住棲、

正保四年丁亥九月十一日死、年六十二、葬同所蓮華谷梅香寺、勢州山田於奉行

院不混外寺、此依尼公廟牌在之、蓮華院憲譽梅香大姉、也、土俗又名於夏寺於梅寺云、

右之外被寵幸之顯婦有之由、雖然不得典據、故不記之、且於如上傳、不及審

細者、別編述幕府釐女傳前後二編三十册、故不贅茲、其外如御產無之、別述

國初官婦傳載之、後哲以二書令合考、至如其家譜、世系悉得詳者云、

右ノ外寵
幸セラレ
リ、モノア

〔柳營婦女傳系〕

三

越前中納言秀康卿御母堂、稱小督局、長勝院殿之御傳系

長勝院殿は、池鯉鮒の住永見志摩守娘其名於萬の方也、

一説、攝州大坂の住村田意竹女也、意竹男村田清右衛門、仕秀康卿賜千石、

改號村田信濃、爲越前福井町奉行、意竹者伊賀の産也、仍勢州神職、於萬の

方懷妊のとき、築山殿岡崎信康卿御母堂嫉妬深き故、於萬の方を赤裸にして、縛て

濱松城の曲輪樹木の間に捨置きしに、其比本多作左衛門御留守在城し、

其所後作左衛門、夜中女の啼き聲聞ゆるを怪み、尋得て彼女の縛を解て、

門曲輪と稱す、様子を開届、夫より作左衛門方にて、天正二年甲戌二月八日、遠州引間郡

濱松城下有富見村後産見に改むに於て出産あり、孿子にて、御一人は其節死去、

御一人は於義丸殿、後に秀康君の御事也、依是秀康君御幼年の節、暫く御

對面無之云々、元和五年己未十二月六日、逝於越前北莊、時七十二歲、號長

勝院殿松室妙戴大姉、葬于越前敦賀顯孝寺、

越前家傳云、秀康君母堂懷妊于遠州濱松城、時有背東照宮之命、夜中俄出自

城内、往本多半右衛門伯母許、半右衛門は本多豊後守家老也、其伯母は東照

宮御幼少奉仕御年七増勤表使、濱松町屋有休息所、時に到其屋、於萬御方到彼伯

元和二年四月十七日

六一三

母許、告出走之旨、彼伯母叱之、可速歸城內、於萬御方不從之、而將死、伯母驚而宥之、翌朔登城、見聞御前之樣、無御咎之事、而經三十日許、於彼町屋、於萬之方生兩子、其一子即歿、其一子秀康君也、此時於萬之方廿八歲、東照宮三十三歲也、爰有稱慶仲醫者、招之令見御胞衣、則有葵御紋、半右衛門持參之本多作左衛門重次許謂云、是御子無紛、重次伺之岡崎信康君、家康公御長子、信康曰、我嘗希儲弟、仍以秀康預重次、○秀康誕生ノコト、慶長十二年閏四月八日其ノ卒去ノ條ニ見ユ、

〔寛政重修諸家譜〕

七百九十五
長谷川

藤直 三郎左衛門

重吉 波右衛門

藤廣 左兵衛

女子

藤繼 忠兵衛

女子

東照宮の御側近くつかへたてまつり、薨御の後、剃髮して清雲院と號し、武藏國中野にをいて五百石の地をたまふ、のち請むねにまかせられ、あらためて現米百石月俸十口を賜ふ、のち姪左馬助廣清を養子とし、

また姪五兵衛廣直が孫三郎左衛門藤該を養子とし、各家を興さしむ、

〔略譜〕

八
長谷川

清雲院 俗名奈津

藤該 長谷川三郎左衛門

清雲院 母不知、慶長二丁酉年、十七歳ニシテ權現様に被召出御奉公、同十九甲寅年冬、攝州大坂御陣、茶白山迄御供、同廿乙卯年夏御陣ニシテ伏見ニ御留守居、元和二丙辰年薨御後、落髮清雲院を改、武州中野邊ニシテ五百石被下置候處、女之儀、地方者差上申度、大猷院様御代奉願候ニ付、現米百石、拾八扶持御藏米被下置、三之丸脇ニ屋鋪拜領、御普請被仰付、暮シ方御賄ニシテ罷在候處、酒井讚岐守ハ養子願可仕旨御内意ヲ傳フ、紀伊大納言殿家中、清雲院又甥長谷川權兵衛惣領三郎左衛門養子奉願、嚴有院様御代、明曆元乙未年十一月廿五日、願之通被仰付、太田備中守、三郎左衛門召連登城、於御黒書院御太刀目錄獻之、獨禮御目見、同三年正月十八日、三之丸脇屋敷類焼、御城外ニシテ居宅拜領、萬治三庚子九月十八日、清雲院中氣相煩翌十九日、以上意養安院に御奉書被下、服藥養生不叶、廿日病死、年八十歳、

元和二年四月十七日

小石川傳通院二葬

六一六

酒井忠勝
長谷川氏
ヲ訪フ

〔鷲峯林學士文集〕

十六

庚子三月十七日記事

庚子三月十七日早朝前執政源羽林參拜紅葉山神廟歸路過清雲院長谷川老尼老尼喜而迎接之於三間板屋其座上鋪蒲團揖羽林請坐其上羽林辭之不肯尼曰然則可被脫肩衣羽林又不肯既而賓主相對而坐羽林曰媼昔侍大神君恩寵絕倫勤勞不懈無貴賤皆知其名余先考守駿之田中移領武之河越共是御獵之地也大神君每歲放鷹信宿於此乃有白於便殿則有假媼之口者登時望見媼之咫尺於御前則人皆以爲如天女在上帝之側今當時嬪御皆既歸泉媼獨長生何爲忽諸有存問之志既久矣然以事故繁多而遲滯今日當神君御忌日故追憶往事以來訪焉見其安泰可以悅焉媼謝曰老妾辱掃御坐之塵經廻伏見大坂京都駿府自慶長元年至元和二年凡二十一年攀龍鱗附鳳尾箕箒之勞不足而願遇之恩過望賓天之後身無一能之可取又無一子之可賴然台德院殿敬神君之餘徵到江府賜宅地承年俸每歲春秋領御服若干衣食居既足時時登營拜於奧室或蒙恩言或賜飲食或賜兼金或賜御衣且氏族列麾下之士林可謂幸之幸也大猷院殿治世之際眷遇增加每有賀儀徵被憫

長谷川氏
慶長元年
ヨリ家康
ニ侍ス

德川義直
賴宣賴房
等慶長谷
川氏ヲ訪

勞之公執國家之政無夙夜之暇然來問不絕謝而有餘且今大君幕下春秋太富何以知舊事哉然官恩依舊年初歲末謁見則辱蒙懇詞知是公之所聞達也前君早棄群臣公受遺託之任致太平之治可謂今之尙父也且聞致仕之後雖侯伯之招猶擲揄之豈圖今日臨敵廬枉高軒以老妾之賤對尙父之貴不堪忸怩之至也是亦神君之餘恩也垂淚合掌而拜焉既而進齋膳及行酒而羽林曰媼先飲而擬余媼曰公先飲而賜余辭讓再三媼起而至羽林之前自取盃薦之羽林曰不可違其意即飲而擬之媼喜而受而復坐及再巡而羽林曰媼飲而擬余媼莞爾曰違命是不敬也乃飲而呈之羽林受而欣然獻酬既畢喫茶點心之間媼曰妾今年八旬自元和二年至今茲四十五年爲官家之一長物也自謂老而憊遺也然尾陽紀陽水戶三君天壽院殿屢被訪問且應嘉招昔日源敬君勞妾曰駿府朝夕之勤勞雖併當時婦女二十八猶不及焉然則如吾輩者可善遇焉紀陽亞相戲曰國俗賀儀先進長蛇不若招清雲院而置於坐上也故有嘉禮則必陪其席或信宿被問駿府舊事水戶黃門屢被慰問曰神君之遺愛不過之豈其舍諸天壽院殿庚申之夜遊必有恩喚尾陽黃門姬君亦屢召預飲宴如此之榮事亦是公恩之餘慶也明日臨終亦無遺恨然以長生故遇今日之屈願不

元和二年四月十七日

六一七

亦悅乎、羽林曰、視媼之顏色起居、則如五六十者、筭其履歷、則實是八旬也、如余飽蒙公恩、而祿食一州、官爵高昇、七秩加四、懸車閑居、人間之事既畢、以待命期而已、然常聞官家之盛事、則自謂高壽亦有益也、頃日殊蒙召、而於茶寮伴御食、賜芳茗、可謂老晚之榮也、方今恩澤遍施、不隔遠近、如媼縱雖及百歲、官家不以爲長物、莫介於懷也、屈指筭之、則神君五十回御忌辰在五年之後、媼彌養生節、飲食幸當其時、登日光山拜神廟、則爲一快事、余亦若猶存、則今日之言不爲戲也、媼喜曰、老嫗實是一長物也、然猶被規祝之、如公則雖致仕、然官家之所倚賴、而闔國之所具瞻也、今對清容、猶壯年之人、仰祝軀壽堅久而及喬松也、公願爲國家自愛、承開令嗣克家、玉嬰相駢、珍重珍重、就想五十年前、神君爲公擇嘉婦、修婚禮、妾亦預其事、唯恨室家早世、不見今日之繁榮也、時羽林亦有懷舊之色、既而互談往事、日既高矣、羽林告別而出、媼起坐而送之、羽林顧侍婢曰、汝等不知往昔之貴、匪直也、人可能奉仕焉、無以今日之閑散而輕視之、媼惜別躊躇、羽林曰、重來在近、何必限今日哉、於是媼入、使族類一兩輩送到門外、羽林揖之乘輿、歸牛込第、媼使族類往謝之、向陽林子者、羽林之舊識、而媼之姻戚也、以彼此之好在其席、聊挨拶之、聞其所談、則未生以前之事也、殆如見神仙之會也、因記

其始末、以爲他後之話欄、

〔武邊雜談〕

乾

一 權現様御出頭ハ、本多佐渡也、御鷹野御好故、鷹を不追、百姓とも貴て鷹殿と言、又お六殿と云女中御寵愛不淺故、世上ニ多鷹殿、佐渡殿、お六殿と云、お六殿ハ黒田五左衛門息女也、權現様御他界以後、比丘所陽源院ニ引込被居候を、美人ニ多年も未三十餘成故如何とて、台徳院上意よ、古河御所ニ被仰付、ウの地ニ多死去也、

〔雜話燭談〕

十二

於六之方ノ夏并於六ノ方大神君之御罰ヲ蒙リ死スル

夏

一 於六ト云フ女中ハ、黒田源右衛門姉、大神君御晚年、於勝ノ方取持ニテ、御枕席ニ侍ル、折々御手ヲ被附、神君薨去ノ後、他へ嫁スマシキノ由被仰處ニ、未幾シテ台徳公仰ニ付テ、喜連川御所へ嫁娶ス、日光參詣ヲ願フ、神君御年忌ニ參詣仕、御燒香ノ處ニ、御香爐割レ、飛ンテ額へ中リ絶入、其疵病ト成テ終ニ死亡ス、

〔鈴木英雄氏所藏文書〕

模〇相

雁殿佐渡殿於六殿

於六喜連川氏ニ再嫁ス

元和二年四月十七日

六二〇

家康
ちよ
病ヲ
問フ

返々、御目つらひ、あんーり、めてさく、
御目つらひ、御心もとなくおもひ候て、藤九郎り、何と御いり候や、く日し
く承候へく候、く日しく藤九郎申りへく候、

ハハ

ち(王方)□不申給へ○ちよ不未
大ぬノ○自筆ニカ、ル、

〔侯爵徳川義親氏所藏文書〕

返々、御目つらひよく御なり候よし、うすくめてさく思ひり、あ
きハハからせくくさりりて、御めより、まりへく候、

久しく御ふまよても申り、ハす候、さてハ御目つらいおされ候よし、うけ
さぬハり、御こ、ろ元おく、おもひ五いらを候とこ、流、そやよく御いり候よ
し、めてさく思ひり、日れくも、おこりをふるひ五いらを候へとも、すき
くとよくなりり、ま、御心やそくお不しめし候へく候、めてさくし、

ハハ

ちよ(王)
申給へ

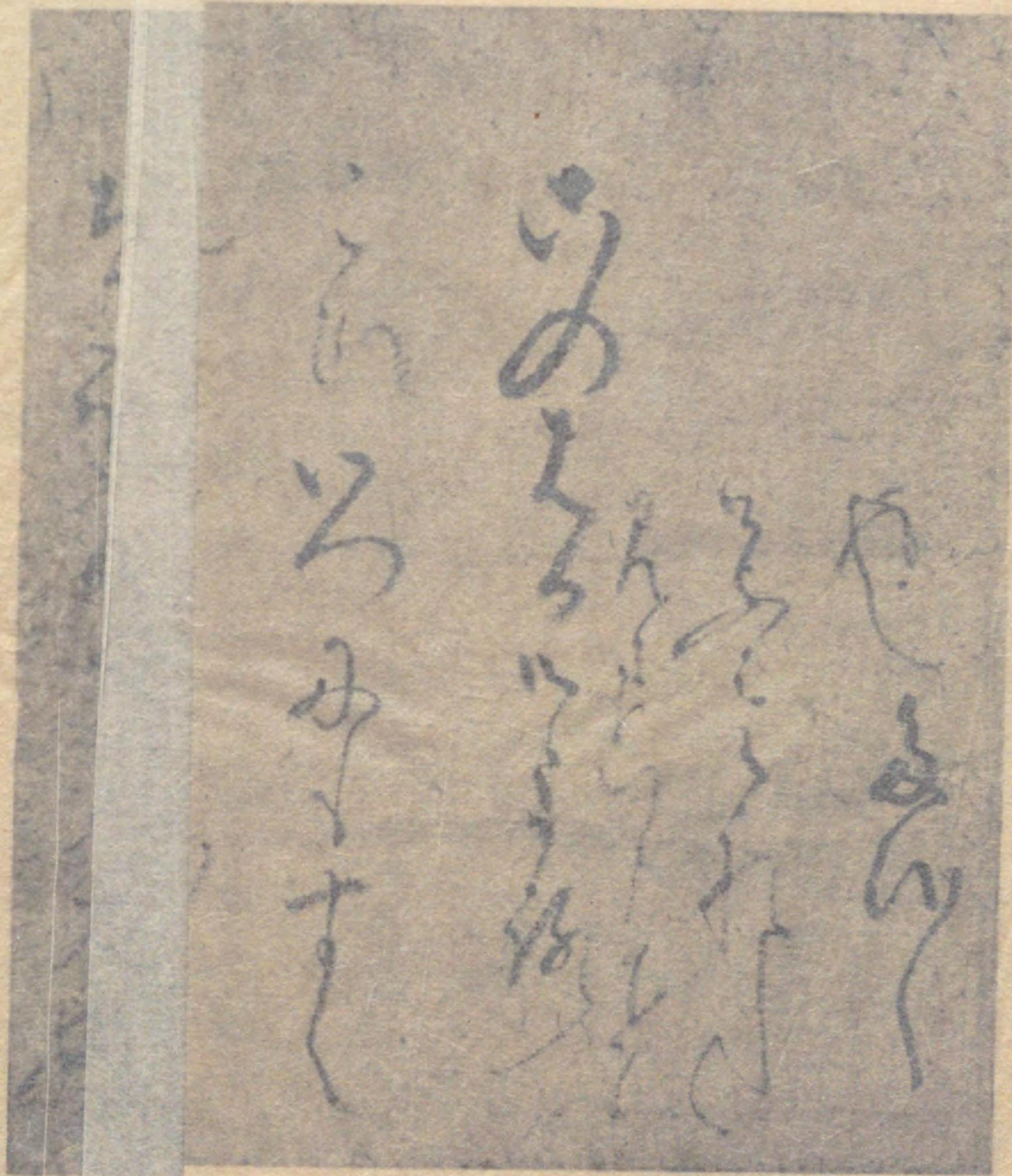
大ぬ○コノ文書、家康ノ自筆
執リテ、義利ノ病ヲ問フコト、慶長
十二年十一月三日ノ條ニ見ユ、

徳川家康書状

文學博士萩野由之氏所藏

原寸

一尺一寸
二尺三寸五分



〔萩野由之氏所藏文書〕

返く、まひく御ふま、御うれしく、見万いらを候、
六のえる、御よほこひ、いつよもすくれ、めてさく思万いらを候さて、御
そくさいみあらせられ候よし、めてさくおもひらく、且れくも、そくさいひ
よて、御いり候ま、御心やそくおほくめし候へく候、めてさくトシ、

ハハ

ちよ不申給へ

大ぬ○コノ文書、家康
自筆ニカ、ル、

〔朝野雜載〕

益軒全集八所收

家康公は、天文十一年壬寅十二月廿二日、參

州岡崎の城にて御誕生なり、御胎内十二ヶ月と云ふ、家康公御母と離別の
後、小川の同心久松佐渡守處へよめいりなされ、佐渡守にて松平玄蕃頭室、
松平源三郎、松平内膳室、同因幡守、同隱岐守をまうけ給ふ、是れみな家康公
一腹の御弟妹也、家康公に、一生一腹の男子の兄弟なければ、みな松平の姓
を賜はり、弟になされ、敵味方の人質證人になされ、随分本の兄弟にかはら
ず、憐みありしとなり、

〔駿河土産〕

乾 頼朝公の御尊御批判之事

元和二年四月十七日

家康ノ同
胞

家康一腹
ノ男子ヲ
質ニ用フ

家康頼朝
ノ義經等
ヲ殺シタ
ル評スタ

家康天下
ヲ支配ス
ル者ノ家
族ニ對ス
ル用意ヲ
説ク

元和二年四月十七日

六二二

權現様駿河御在城之時御夜話之節御伽の衆の内より鎌倉右大將頼朝公の儀ハ形の如く成名大將の様ハ申觸候得共平家追討の節名代として差登せられ殊更軍忠をも盡され候參河守範頼伊豫守義經兩人の舍弟達を誅戮被致候と有ハ宜しくらぬ事の様ハ取沙汰仕候と被申上候へハ御聽遊さま外ハ面々の方へ御向被遊何もハ如何存候やとの上意ニ付誰々も右ニ申上たる仁同意の旨御請被申上候處ハ被仰出候ハ其方共ハ存念ハ世上ニ有ハうを嫌共の判官最員連茶のミ雜談を事よて一向用立ぬ批判といふもの也頼朝ハ天下を取らまゝる人也惣して天下をも支配せる者の事ハ代をも譲り渡すへきと思ふ惣領の子壹人より外ハ次男三男といふ事もあく増てや兄弟あといふて外ニ立置儀ニ有ハ是あし親族の好まざるを以大身ハ取立國郡の主とハなし置といへ共外々の諸大名ハ少もかゝる事とてハ是なし去よよつて其面々も猶更身をもるり下り別して公儀を敬ひ萬事を慎みてこそ可然儀成を左をあくして親族顔を致して我儘を働き法外仕方ハ及ふといふ子や弟あまばとく見遣し聞道しハ計ひまゝ置てハ外々の諸大名共への仕置も相立ざる義あまハ依

秀吉家康
ニ父子ノ
間柄ヲ問

怙最員を放れ相當の仕置ハ申付る有も天下を取まの心得の一つあり但不行義不作法と言計の義ならハ身上を果し流罪あとも云付ても事濟へきなり既ニ逆心(ミカ)ハ云よ至てハ死罪ハ行ふより外ハ義ハ是なし世の治亂を考へ萬民安堵の儀計るハ故也列國の大名の心得と天下を取者の心得とハ大ハ其替り有事也頼朝の所しきと云よてハ有へからばとの上意よ有之候と也

〔明良洪範〕

二十

秀吉公或時神君へ尋給フハ我幼年ニテ父ニ後レタレバ父子ノ間ハ如何様ニ致ガ宜キヤラ是ヲ知ラズ徳川殿我ニ同ジ然レモ父子ノ間ハ何ト思召ヤト有シニ神君御答ニ父子ノ間隔心ナキヲヨシトス第一家相續ノ嫡子ニハ威ヲ付テ然モ我儘ニサセズ附從フ傳役家ニ久シク勤タル賢良ノ者ヲ撰ミ付ベシ又附從フ輩或ハ事ヲ飾リ又ハ事ニ臆シナドスルコト惡シク又申テ宜事モ言過スハ猶惡シハ父自ラ荒キ異見シテ其子ヲ世ニ捨テ身ヲ失ヒシ事モアレバ其子孫迄モ右心得アルベクヤト仰也

〔雜話燭談〕

八

元和二年四月十七日

六二三

元和二年四月十七日

六二四

一家康公駿府御城ニ御座候時、秀忠公江戸ヨリ御見舞被成事有、其節御馳走被遊、投頭巾ノ御茶入ヲ被進、其夜御伽ノ衆ノ中ヨリ、御重寶ノ御道具ヲ被進、秀忠公忝思召ル、ノ由、私共ヘモ御意ニ候ト申上ラレハ、家康公聞召、然ラハ各モ秀忠子タリ、投頭巾ノ茶湯ニアヒ候ヘト上意ニテ、殊外御機嫌ニテ、其眩ノ御咄ニモ、人ノ子ノ吉シ惡シト云トモ、少モ早ク家督ヲ渡シテ、其子ノ働ヲハ見届、安堵シテ、老後ノ身モ安ク、心モシツカニシテ、今世ヲ終度トノ義也、然共家督ヲ渡ト云ハ、其子ノ器量年輩ニモ寄、亦ハ眩ノ様子ニ依テ考見合有ヘキ也、家ノ重寶杯ハ、逆モ譲リ與ユル者ナレ共、家督前ニモ、段々ニ取セ悦セシムルモ能ク、大方世間ノ人ハ、隱居スル眩、何モカモ一度ニ相渡シ、我ハ手ト身ト計ニ成テ引込ヲ本意ト思、親モ有、是ヲハ見聞人々、偕モイサキ能ト云テ譽ル事ニスル也、亦我秘藏ノ道具杯ヲハ、猶モ身ヲ放サス持、隱居ヲ遂、折節ニ附テ、家督ノ子ニ取セテ歡ハスル如ク致ス親モ有、是惡キニアラス、子細ハ我ヲ若時ヨリ見聞ニ、常々挨拶能ト云親子ノ中モ、隱居家督相別テ後ニ、不和ノ沙汰有ル事多レ、親子ノ事ナレハ、定テ互ノ心ニハ如在ノ有マシキナレ共、人々年寄テ

後ハ、成人ノ子ヲムツカシク思フ親ノ氣隨ト、老衰シタル親ヲ朝夕大事ト思ハヌ子共ノ不敬ナル事ヨリ起リテ、他人ノ目ニハ不和ト見ユレ、左様ノ爲ニハ隱居ヘ携ヘタル道具ノ一色充モ、折節ニ付テ子共ニ譲リナハ、他人ノ疑ヒヲ去ル、是亦我子ヲ人ニ惡ク云ハセシト、親ノ慈悲ヨリ起ル也ト上意有ケレハ、御前伺公ノ面々、御最ノ御事成ト各感シ奉ル、其次ノ上意ニ、人ニ寄テ隱居シテノ後、家督ノ子ト、眞實ニ中惡ク、様々ニ難非ヲ仕拂テ、迷惑ヲサセ、隱居ニ似合ヌ美麗ヲ好ミ、物數寄立ノ費ヲシテ、家督ノ子ニ物ヲ入サセ、其子ヲハ世間ノ人ニ奢者ノ様ニ致スヤカラ、大身ニモ小身ニモ間々有之、最其子ノ心入ノ惡鋪故ニテモ有ヘキナレ共、第一ハ親ノ不調法ニ極ル、子細ハ、古今ノ詞ニモ、子ヲ知者父ニシカスト云リ、去ハ親ノ身トシテ我子ノ惡キヲ見届サルハ、大成油斷也、我油斷ニテ、其子ノ器モ不見シテ、家督渡シタル後ナレハ、大形ノ義ヲハ堪^{忍勞}思シテ、猶モ親ノ慈悲ニハ様々ノ手立工夫ヲ廻シ、異見ヲ考也、如何ニモシテ家ヲマヘ、無恙様ニ有レカシト思フヘキ事成ゾ、去ニ依テ、士農工商共ニ家ヲ繼スル子ノ器量ヲハ、能々見届テ後ニ、家ヲ讓ル事、先祖ニ對レテ孝行

元和二年四月十七日

六二五

元和二年四月十七日

六二六

ノ道也、就中國郡ノ主タラン者、如何ニ我子ニ生レ來タルカ不便ナレハ
逆、諸民ノ上ニ立マシキ器量ノ者ニ、推家督ヲ讓ル、眩ハ後々氣隨我儘ニ
成テ、非道ノ仕置ヲスルコソ疑ヒナシ、然ル、眩ハ家中諸侍共ヲ初テ、領分
ノ町人百姓迄モ難義迷惑成、哀ニ逢ハスルト云ハ、大身ノ意地ニアラサ
ル事也、縱ヘ惣領ニ生レタリト云共、其子ノ器量ヲ見届スハ、急度押シノ
ケ、庶子一門ノ中成共、撰ヒ用ヒテ家督ト定ル事勿論ノ義也、爰ニ迷ヒノ
ナキヲ大身ノ意地ト云ツト上意成トソ、

○以下、殉死者ノコトニカ、ル、

〔明良洪範〕

五

略○上(四月)

十七日、神君終ニ薨シ給、御歳七十有五、厩ノ舍人井出

井出八郎
右衛門家
康ニ殉死ス

八郎右衛門、弱年ヨリ仕ヘ奉リ、數度ノ戰場ヘモ御馬ニ付テ御供致シ、御旨
ニ應シ、尊命ヲ蒙リ奉リシ故、泉下迄モ御供仕ラント、畔柳武重ニ達シ、其言
終ルヤ否、忽自殺ト也、○元和年錄
異事ナシ、

〔駿國雜志〕

九上

御事蹟

殉死 有渡郡久能山下石藏院門前ヨリ、是井出八

郎右衛門ノ墓也云云、傳云、此井出八郎右衛門ハ御厩舍人也、神祖、久能山御
葬式御供す、下山の後、其頭畔柳助九郎ヨリ語ク曰、臣弱年の昔より奉仕、數度

の戰場御馬の轡ヲ從ヒ奉リ、頗御旨ヲ應シ、御懇の上意を蒙る事毎度也、今
日の事、誠ニ悲歎ヲたヘズ、依ク黃泉の御供を志所也と、即爰ニ殉死す、今里
俗大佛と稱シ、瘡を病者此墓ヲ祈、甚靈驗あり、此人の由緒、小田原大久保家中ヨリ、云云、駿府
明細記云、久能御山下關藏院ノ墓あり、神祖の御鎧持關藏、御送葬の後、茲ニ
殉死す、即墳を造リ、寺を建て、安居山關藏院(曹洞宗、寧寺末)と號す云々、うく云ハ、此
井出氏の事を誤る也云云、駿府近在巡見集云、石藏院ノ神祖御草履取井出
八郎左衛門石塔あり、元和二年四月十九日、爰ニ殉死す、法名悅窓道喜居士
と號す云云、駿河めぐり云、石藏院門前ヨリ古き石塔あり、神祖の御草履取何
某の墓と云、其子孫今紀伊水戸の御兩家ヨリ云云、紀伊殿御内井出七郎
右衛門某、代々傳々、馬方勤、家記云、元祖井出彌惣某ハ、鎮守府將軍源賴義末流、近江
國主内府義定此内府と云事詳ならず、嫡但馬守行房二男井出駿河守義
眞男井出甚十郎某總領ヨリ、權現様ヘ奉仕、所々御陣御供仕、其後南龍院殿
實母養珠院殿ヘ被爲附、知行二百石被下置、駿府ヨリ於ク相勤、卒の年、知す、彌惣々
領八郎右衛門某も又權現様ヘ奉仕、遠州味方原、尾州小牧、濃州關原、其
外所々御供、後年老衰ヨリ付勤御免時、年來の御厚恩報んウ爲、御万歳の後、

元和二年四月十七日

六二七

ハ、必御供仕へき旨、酒井藤九郎某へ介錯くま候様兼々相頼置、御他界の節、存念の趣、一家共へ委敷申置、元和二年四月十九日、藤九郎同道久能山へ参り、御供仕へき旨申候處、本多上野介殿、松平右衛門大夫殿、其外御同列方、殊の外叱申さま、番人を附らま候よ付、下山致、何方よて御供仕候も同事と存、御山の麓よ於く小脇差を抜とり、腹を突うらを返し、藤九郎を相尋候へども相見申さず、九郎左衛門某苗字書留失す故ふ知す、傍よ罷在候よ付、此体よ候間、早く頼候よし申聞、同人介錯致候、八郎右衛門、年齢知す、則其所へ公儀より石塔御建下し置、關藏院と申寺へ御預よ相成候よし申傳候、右八郎右衛門惣領彌八郎義命儀久八郎、右衛門殉死の儀、御老中方聞及ハ、御法度相背候段、心得違との儀よ、彌八郎時よ三歳、よ番人を附置、追て番人引取、其節五人扶持被下置、駿河よ罷在、成長の後、父彌惣勤の品も有之よ付、南龍院殿へ御附遊さま、紀州へ相越、代々相續仕、相勤候事云云、石藏院記録云、駿河國有渡郡安古村安居山石藏院門前悅叟道喜居士墓あり、此人ハ神祖よ奉仕し、井出八郎右衛門と號す、元和二年四月十七日薨御、久能山へ御出棺の時、暫く當院よ入御あり、同十九日出御の後、寺前よ於く殉死、其後正徳五年一百回忌の時、

相州龜井野村、井出ダ曾孫山田喜庵と云醫師、駿府御番衆某よ從來して、四月十九日、法事を修行し、石碑竝井垣等修理せり、又先年紀伊殿久能山御宮参拜せらまし時、墓所大破よ及よ依、御内井出八郎左衛門ハ、彼子孫タルニ付、即令して碑等を修理せしめ玉ふ、又水戸殿よも子孫あり、井出新内と云、近歳新内家系一卷を書し、當院よ納む云云、

〔鹽尻〕

百 大權現薨御の時、三浦八郎左衛門とて、八十三歳に成ける老士、殉し奉りし、これは神君御若年の御時、草履を執し人にて、當時三百石を領せしといふ、

三浦八郎左衛門名澄和、觀應二年二月とて、高師直を討し人有、神君の爲に殉せし

三浦氏は此裔にや、或は偶然として稱を同しくする歟、

〔甲子夜話〕

五十四 駿番雜錄上

一 三浦八郎衛門法名養雪と申者、雖爲今川義元之家人、權現様御幼少之御時より、別て被掛御目、御由緒有之者故、久能え参居住仕、毎日無怠致参詣候、或日從御内陣、三浦々々と三度御呼被遊候故、御本社之階下迄進み、遠拜下向之由、養雪、榊原内記え致物語、今生之名殘今少にて可有之候、此間

元和二年四月十七日

之懇意難謝之由申候て立候處、夫る三日過死去之由、

○以下、家紋ノコト等ニカ、ル、

〔渡邊幸庵對話記〕

乾

一權現様御紋、元はかさねも也、葵の御紋は本多中

家康ノ酢漿
草ハ葵ノ紋
ハ本多ノ忠
勝ガ立葵取
ルノ葉ヲ取
トノ説

務り立葵の葉、茂御をらひ被成、かゝる如くは被成御附候なり、此葵を

金印に被仰付、夫よて御紋の形、茂押申候なり、常は戸田左門氏、鉄の姉子御

預り置あり、依之予り方へ傳り申とて見セ被申候、かきはインス也、常り御

附被遊候、御紋の恰好是廻りの輪は、輪よあらず、蔓葵あり、入物は古代此梨

子地、蒔繪の香合あり、内は金印、茂入置、下は錦の目、入ふくさよて有なり、

〔飯山本多家譜〕

信濃系譜

藤氏大織冠鎌足ヨリ二十四代本多右馬允助定ハ、

父助秀、豊後國本多へ配流、助定同所ニ生ル、因テ以後本多豊後守ト名乗タ

リ、家ノ紋立葵ハ、元來加茂ノ神職タルニ因テナリ、此後、世移リテ豊後守廣

孝ノ代、天正十一癸未年十月、近衛家ノ尋ニ依テ、系圖ヲ出シ、叡覽ヲ經、奥書

シテ下ケラレ相傳ス、此時右兵衛佐ニ任セラル、ノ命アリ、ツヘシ、後代名

譽ノ旨、奥書ニテ系圖改メ、准三后書判アリ、

〔近江所本多家譜〕

助定、姓藤原、稱本田右馬允、父曰八郎助秀、生於豊後國日高

本多氏葵
茂ノ紋ハ葵
タリシニ職
ヨルニ

本多氏葵
ヲ以テス
號トス

徳川氏ノ本
多氏ノ葵
ズル水葵
ヲ以テス
ノ章トス
ノ説

郡本田郷、其先世出自關白太政大臣兼通之裔、至兼通十四世之孫中務丞光秀、累世居山城國愛宕郡加茂郷、以補社職、光秀有故、移居於豊後國日高郡本田郷、光秀生助秀、助秀生助定、與三世本田郷人也、延元元丙子年、足利尊氏、在太宰府、而起兵入洛、助定從軍有功、尊氏賞之、賜地於參尾間、於是助定去豊後而徙參河、助定實豊後本田氏之始祖也、以本田爲族號、以葵爲徽號者、各由其生土之緣故云、

正忠、始號八郎、後更縫殿助、父曰修理正助、享祿二己丑年、五月、從徳川清康軍、攻參州吉田城主牧野傳藏、牧野兄弟四人、出城防戰、然而牧野不利、兄弟四人俱戰死、而城遂陷、既而進兵襲田原城主戸田某、乞降、以故再入吉田城、安撫十餘日、而歸岡崎、始徳川氏征田原也、歸路過伊奈城、正忠賀不日拔兩城之功、進酒肴、且採池之水、葵獻之、徳川氏悅、以爲嘉瑞、乃以爲徽章、故其池土俗呼花池云、

〔翁草〕

五十

一御當家ハ、新田義貞ハ御傳來此様よいへとも、さニ非キ、新田大炊介義重ハ御傳來、其時ハ御紋葵の丸也、御系圖も、義重と有、酒井家ハ葵御紋上

元和二年四月十七日

徳川氏ノ
義重ノ時
ヨリ葵ノ
トノ説

元和二年四月十七日

六三二

候と云、本多家の上候とも申せとも、兩説なら違ひ申候、實ハ義重御代
の葵の丸也、由良信濃守當時高家方ニ、義重此甲、カウカイ、小柄鏢有之、皆葵
の丸也、公儀へ差上度とあれとも、今ふ召上らせを候由、義重ハ惡源太義
平の甥也、義重、義貞、同家ふれとも、義重は庶子筋なる歟、


一葵御紋の儀、所以耽と不知、いよへより色々説有、大猷院様御代、八幡御
造立此時、内陣の御紋皆葵の丸也、然まハ新田義重ハ、葵此丸歟、但尾張殿
お袋様、八幡の禰宜の女房也、故に權現様御造營なされ候也、まへ御造
營有とも、葵此丸ハ、其時分ハ御付被成間敷事也、秀頼此時分なまを也、治
部少ハ此十三ヶ條の内も、内縁の好ミ有よ、八幡神領此檢地を除
ふ事と有、如斯事を考ふまハ、御造營なされ候や也、葵此丸の儀、義重ハ
此紋歟、不知、○徳川氏姓氏ノコト、永祿九年十二月二十九日及ビ慶長十六年十一月九日ノ條ニ見ユ、

〔鹽尻〕二十 葵の御紋

源敬公御相傳の御説に曰く、源の頼義の嫡子義家を石清水の御氏子とし、
八幡太郎と稱す、當社の神紋をうつして鞆繪を御旗とし給ふ、御次男
義綱ハ、加茂の社御烏帽子子に擬せられ、加茂の次郎と稱し、ひとつあふひ

親氏郡名
ニヨリ賀
茂ヲ稱ス
トノ説

松平親氏
其子ヲシ
テ賀茂ヲ
稱セシメ
葵ヲ鞆繪
ニ描キテ
紋トセリ
トノ説

を旗の紋とし給ふ、三男義光をは、三井寺の新羅明神の烏帽子子にな
そらへ、新羅三郎と稱し、彼神衣の御紋を以て割菱を紋とし給ふ、義家
の御裔新田家、大中黒の御紋は根本幕なり、鞆繪を御家の秘紋として徳川
家へ傳へ給ひ、親氏公三州加茂郡入御の後、御威勢も盛んに、御子數多生
れさせ給ひし郡名により、加茂の朝臣と稱し、御家の鞆繪の御紋を葵
に書なし給ひて、御一統の御旗幕に付させたまふ、これ葵鞆繪の御紋なり
と云々、

丸は神君御末年の時より附させ給ふよし、○松平信光賀茂朝臣ト稱セ
シコト、長享二年七月二十二日ノ條

〔徳川世記〕 葵之御紋之傳

鎮守府將軍伊豫守頼義ノ御子嫡男八幡太郎義家ハ、八幡宮ノ氏子トシテ、
其神紋鞆繪ヲ籐ノ紋トシ玉ヒ、次男賀茂次郎義綱ハ、賀茂明神ノ冠子トナ
シ、一ツ葵ヲ以紋トシ玉フ、三男新羅三郎義光ハ、新羅明神ノ冠子トナシ、其
神衣ノ紋割菱ヲ以家ノ紋トシ給へリ、徳川家ハ、御代々鞆繪ヲ紋トシ玉フ
處、松平太郎左衛門尉親氏主、三州賀茂郡入御ノ後、御子ヲ賀茂ノ朝臣ト稱

元和二年四月十七日

六三三

元和二年四月十七日

六三四

シ、葵ヲ鞆繪ニ描キ成テ、御家ノ御紋ト成シ玉フ、是ヲ葵鞆繪ノ御紋ト稱ス
ト云々、

- 一 將軍家ハ、表三ツ葉也、
- 一 尾張家ハ、表二ツ葉、裏一ツ葉也、
- 一 紀伊家ハ、表一ツ葉、裏二ツ葉也、
- 一 水戸家ハ、裏三ツ葉也、

是東照神君ノ定メ給フ處也、今時ハ大樹家ハ左リ葵鞆繪ハ十九シベ、或
ハ右葵鞆繪シベ、ヲ用玉ヘハ、葉ニ異ナル書様ナシ、

〔御紋考〕

家紋章ノ考證困難ナルコトヲ、徳川關氏藏書云、應仁之頃、實熙上

洛之時、自共國中小士奉送之、故任三河守賜口宣、中略、信光家督後、移岡崎、文
明十一己亥年七月十五日夜攻安祥、此時酒井五郎親清父子三人、牽來四十
餘人、而丸盆水葵三如鼎置之、名引渡、以熨斗勝栗昆布、盛葵葉上、祝言申、泰親
悅曰、自今以後、親清之可家紋旨、依之丸之内三葵爲酒井定紋、此時三河三分
一領之云云、又云其後又奉之、

謹按る、酒井氏、其はしめ渡邊黨なるへし、三河は渡邊の一類多し、其

泰親丸ノ
内三葵ヲ
以テ酒井
氏ノ定紋
トセシム
トノ説

妙心寺信
光ノ桐位
ニハ桐位
紋アリ

後境村に住て、染戸を業とせしよ、本性（在）をはふきたる歟、多門氏此譜も
も、酒井多門と一姓よて渡邊と稱す、いりよも今酒井氏よて、三ツ星を家
紋とせよ、て、渡邊ある事あるへし、其後親氏君入部となし給ひしものち、
醬草カキバミを本紋と定けけら、此事ハ末ニ出ルヘシ、若本文此おとく、泰親君よて酒井
へ葵を賜ふなば、其以前泰親君、何を御家紋となし給へるやいふうし
き事なり、

三河國岩津妙心寺也、崇岳院殿信光ノ開基、長澤の祖、備中守親則の菩提所
と定也、母堂眞常院殿も同葬なり、然る、當寺尊牌よ五七の桐を附させら
る、右尊牌古彫（什カ）往物よして、慶長以後の物とは見えに、まうらば其比を桐を
も御紋とせらましむや、

按る、眞常院殿也、當國の守護代一色刑部大輔宗義の女な、信光君新
田世良田此裔よておはせし、あど、當國ようつらせ給ひて、國士いまだ
その名勇を知る者も少あ、し、守護代の部とならせらまし上、元より
武勇文名、諸人よ勝まさせ給へば、つひに國中大小の士門下よ集まる事

元和二年四月十七日

六三五

元和二年四月十七日

六三六

よ及ひけまば、信光君を御嘉苗の中興と申る、これ全く一色氏の故
なごと、讓^(譲)徳深くおはせしうは、桐の紋を用ひさせ給ひしよ、此御代よ
り御威光自然と備満し給ひたる事ハ、三河記數本、そ以外の書よ見え
る、

其後立葵をも用ひ給しよ、本多家譜云、^{膳所}本多縫殿介正忠、先祖山城州
賀茂社職也、依以立葵爲家紋、岡崎次郎三郎清康君、被攻吉田城主牧野傳藏、
田原御出勢之節、正忠奉迎入伊奈城、進御酒獻御肴之節、池中之水葵葉盛之、
次郎三郎君御覽之曰、三立葵者正忠之家紋也、今度之合戰、正忠寂初參味方、
而後爲勝利爲吉例、依爲被^(被)給受之旨、仰差出之、御滿悅而則爲御家紋云々、仍
岡崎隨念寺御自讚御畫像、被繪立葵之紋、于今存、右葵取之池名花池、申傳、^岡
^崎隨念寺所藏清康畫像ノ紋分明
ナラザレドモ立葵ノ如ク見ユ

此趣、正忠之男助大夫忠俊女、高力士佐守正長室、同攝津忠房母言上同斷
也、

又或本多家譜云、世俗曰、立葵之紋、本多家度々依武功、神君御所望、御請曰無
憚之由、然者可葉計附御意有之、三葉之葵御附、流布^(ス)亦當時自賀茂社有葵獻

清康本多
氏ノ立葵
ヲ以テ其
家紋トナ
ストノ説
岡崎隨念
寺所藏清
康畫像ノ
紋本多
家ノ葵ニ
ヨリ三ツ
葉ヲ以テ
其家紋ト
ナスト

上、又本多元賀茂之社職云云、家系之本并藩翰譜等同此、

此傳前文よよは時、清康君の時よ、御紋よ立葵を用ひ給へるよ、然
るよ今此ふとく、丸よ改めさせらる、事、何の時と云へきや、殊よ夫ま
で、何の御紋なりと云事、明あられされを、御當家の御紋、清康君より始
まはやうよ思へて、其以前^(以前)、あちかとし、又後の儀よよは時、東照宮
の御代初て附させらる、や見えされば、神君の御時迄、御紋なりとせしや
うよ、同じ本多家よての二説、猶いまと詳ならずと云へし、

渡邊幸庵話よ云、^{○中略、上}
^{ニ收ム}

是又葵也、神君の御時、初て附させらる、と見ゆまば、若此文を盡せと
いと、清康君の前條、虚妄となり、又神祖、中務を召出させりし先、此御
武器御幕等よ、かさばみの紋附し古器、三河國神社佛閣、其外何ま此方よ
か残りあるへきを、御當家よてあをみを御紋となし給へる事、他書也
勿論、御門族松平黨よ、いまだ傳へざる所あり、

白石の紳書三^{十七}云、^{○中略、服飾}
^{ニ收ム}

案るよ、白石猶御紋の事よ、心付さる、ふや、若此説のふとくなむせば、

元和二年四月十七日

六三七

元和二年四月十七日

六三八

上よ出せるごとく、清康公、又老太郎左衛門等此申立よきはあり、殊よ東照宮本多よりをらばせ給といえ、何ま此本多ありや、且夫より以前よは、いづか御紋を附させ給ひよ、此事さすが不審よてや、一説よはとあり、又同じく一説をあげて、島田が紋ありしと云、島田此事を、紳書以下此所よ委しく出し、内藤彌次右衛門養ひ、後三左衛門信成と云と云まは、今紀伊守の家祖也、も一島田、三葵を家紋とせを、其傳説此家よあるへきを、御紋の事、家傳よなままば、いつまよりて、あく一説よ島田此紋也と紳書よのせしよや、凡白石を、博達宏解、前後希ある、鴻儒也、されハ文昭不とかれ、著述する所の書、いづも仰いで信受をべき者多し、され共ま、開たるひ、解しはてざる所あるも、紳書の中、多くを信せらぬ所多く、三家考ふとを、締窮あく、依據とあすふたらざる書なり、其外よも、是よ類する事ありといへども、こよ預らざるれば略之、

或書云、葵者負日也、葵葉者從日廻、故負日而爲軍勝利、所以爲吉事、被爲附云云、四月朔日、上賀茂社人葵獻上、社人二人、神祖以故從賀茂御所望、其後爲不被爲忘、獻上之儀、被仰出、爾來爲御吉例獻上、

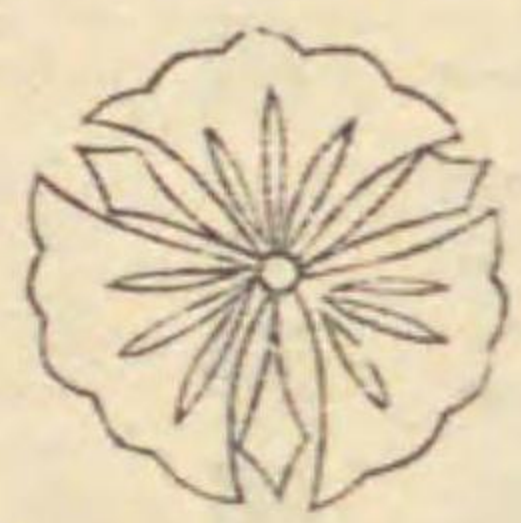
葵ノ紋ハヨリ始ル時

此文よよ、時を、猶神君此時よこの御紋あり、夫よ先、何をの附させ給へるや、本朝家紋を定め、文武二家共よ是を標顯となし定むる事、桓武の

家康廣忠ノ廟ニ銀杏ノ紋ヲ用フ

比よりとも云、又聖武の時よともいへ、然る時を、御當家の御紋東照宮よ以前を、何まの御紋と申すべきや、

三州岡崎能見郷の松應寺を、瑞雲院殿贈大納言此御廟所なり、此御廟所を、東照宮此御造營なり、此玉籬の内外、其外ともよ、劔銀杏の御紋を附させらる、



劔銀杏ハ替紋トノ説

御當家よ、此御紋用させらる、事、諸書よいまだ見ず、然るよ天文の中御造營此御玉ありき、其外よ附させらる、事、其故よしあるへき歟、接るよ、銀杏よ夷朝の訓あまは、四夷を悉く征せらる、各御旗下よ朝せしむる此御祝兆よて、銀杏を愛し給へば、御父靈を御崇信の時附させらましよや、今三縁山安國殿の神木として、銀杏の大木數多あるを、元和二年神さよ給ひし時、初く宮作り此折くら、御遺愛を思召を、仰付らまし空傳へ、又接るよ、葵此御紋を、種々此説あれば、劔銀杏ハ御家此御替紋よて、代々遠く

元和二年四月十七日

六三九

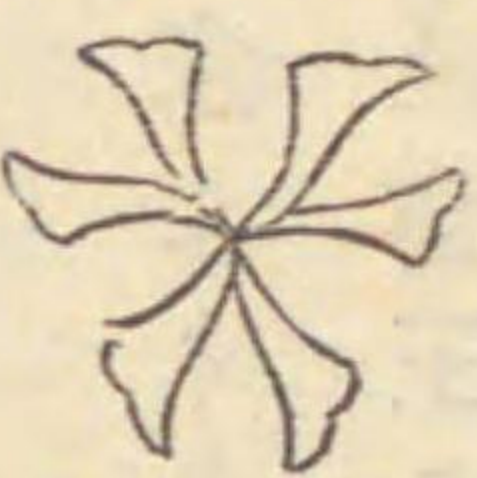
紀伊家庶
流三鍬形
ノ紋

元和二年四月十七日

六四〇

附させらるゝの故り、御尊父の御靈前、并り神さま給ひし御靈屋前よ植
さ勢給へるよや、

紀伊殿庶流松平左京大夫左よて、三鍬形を以て、東照宮より譲らせ給へる所の御
紋なりとく、殊よ重く取扱え、家士といへとも、故なくして、猥よ賜えら
ず、



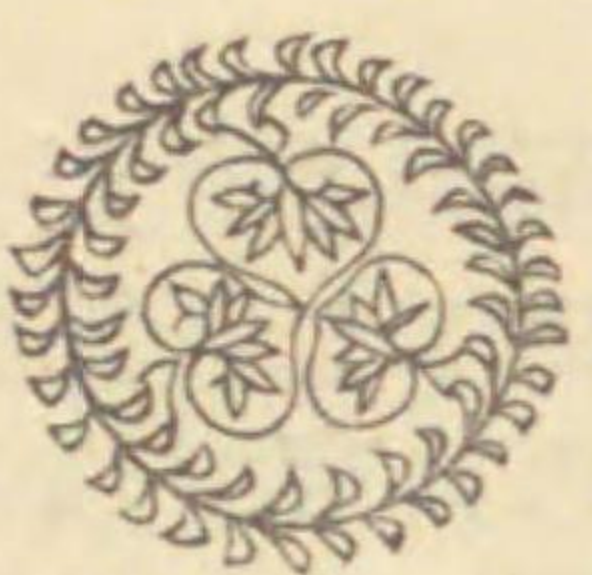
此御紋を、神祖南龍君へ國祖頼宣卿御咄の時、或夢よ、織田右府豊臣太閤、我と
三人一席よ、天下此事務を論せし時、各鍬形の兜を著せしめば、汝忘るゝ
事あるれと上意(の脱カ)より、附傳ふる所と云々、按るよ、日光三社大權現を、中央
東照宮、左摩訶羅神(多)、右山王權現秀吉公、吉なり、されば此表示を傳へ、御紋
とあり給へる事、たゞ御夢告のみならず、御吉祥の御顯示と云へし、然
まとも御家傳の御定紋ならされ、御本家よて附させらま、

抑新田徳川の御家紋御傳來はします處を、三葵なれへし、前條の外、今其證

松平太郎
左衛門家
ノ紋ハ藤
葵丸ノ内三

大給松平
家ハ初丸
ノ内三ツ
葉葵

を出さば、先松平村主松平太郎左衛門を、親氏君三河國へ移らせ給ひ、御家
興させたまへる此根基なり、此家此紋とする所、今藤丸の内三葵也、三州信



光明寺、江戸牛込光照寺ハ菩提所なり、右位牌の上よも、先祖よ
り遠く如此紋附有之、太郎左衛門を後風土記等、在原信重と
あり、もと藤原なるへし、藤原家の中へ、新田源氏の君卿となり、其
家り入給へば、養實兩家合糴よて、いつとなく家紋と定え、子孫よ傳へしよ
や、

若酒井本多等よりさ、げよて、初て葵を附させらま、嫡子たる太
郎左衛門此家よて、外紋を附へきを、左りあ、疑すして、輪藤の中此葵な
れ、徳川家往世より附させらるゝ所、此第一此證と謂へし、

萬世家譜云、大給松平和泉守家葉迄(葉下)、親忠主次男松平代々丸、此内三ツ葉葵
桐用るの處、御紋を憚り、始めて葛の葉よ改む、

嫡家太郎左衛門を病者よて、軍用よ出ず、次男家葉ハ松平此本家なり、故
よ、今も帝鑑之間、諸太夫の上席、代々嫡子よても、同官の前後よ拘らず、上
座なる事、櫻井を伺の上、各年上座とい、往世より改變あし、然るよ此家右

元和二年四月十七日

六四一

元和二年四月十七日

六四二

形原三木
ノ兩松平
家ノ紋ハ
元三葉葵

此ふとくなくせし故よ、今も輪内一葉此葵を替紋とす、是又徳川家往世より附させらるゝ此第二の證をすへし、
形の原松平紀伊守、三ッ木松平志摩守等家紋皆三葉葵なり、何れも御紋を憚り、別紋に改むと、右等の家説なり、

是又往古き、松平家十八家とも、三州にて用ひ附らまじし事明なり、本多、酒井よと捧け奉らば、岡崎御嫡家計にて附させらまじ、御一族へと及ぶまじきを、御門族の面々、松平を稱せる輩、一同に附來せし事、往世より御同氏御一同葵なる事とあらまじ、第三の證とせべし、

柿沼長門守覺書一卷、寫本、長門守由良家、由良國繁の臣、云、御當家由良家の事實を悉く書す、御紋を三葉葵なり、

天正以前の右此書よ、御紋葵とあまは、新田家よてハ往古より此定紋なりし事よて、三河よて酒井、本多よと傳ふる事を實證とせへあらず、是第四の證とすへし、由良播磨守家什高家由良、横瀬の二流々、左中將義氏の名、南朝紀傳、貞朝臣の四男貞氏より出り、貞等其外にも出、前銅三葉葵の小刀柄壹本、金包葵桐此小刀柄壹本、先祖義貞、貞氏より傳來、又此外よも葵紋の器有之、大炊助義重、主の證、由良信濃守國繁の證等、今よ

葵ハ新田
家ノ定紋
ナリトノ
説

相傳之、始々横瀬より由良氏より、れ名乗、今よ由良氏より横瀬の家出たれと、同一家なり、

享保年中、有徳院殿へ、右の器類等上覽よも備へしよし、又傳來此品、其外葵紋付の具也、予も親しく由良家よて一見せ、且播州云、當家往古より紋所三葉、御當家よ同し、當時上へ憚りて替紋を附すと、横瀬岩松よて所傳も是よ同し、此三家一同、往古よと三葉家紋とあまは、是又御紋を證とせべきの第五と云へし、

營中本章云、上野國新田庄、古目貫髮剃小刀之柄、葵之丸之紋有之、仍葉葵之丸者、元來新田家之爲家紋乎、

是又前よいへる、新田家よて附させらる此助證第六とせべし、
上州新田郡大光院也、往古義重君の御菩提所あり、慶長十六年、東照宮御再興、土井大炊介、成徳、準入正奉行之、寺領三百石、常葉衣、淨土宗、鎮西流、白旗派、十八檀林の隨一、新田家の曩祖大炊助、贈鎮守府將軍よて、中興開山と然譽、上人、吞龍大和尚、新田家の曩祖大炊助、贈鎮守府將軍義重君の御廟所あり、右御廟所よ大松あり、數百年來の大木、寛政年中、大風の爲よ裂折せ、其時松を伐るふ、切口、

右の形ちとなまり、文化年中、此松を切、厚さ七八寸りて、江戸よ持來、諸家へ内覽よ入、此時予も縁山よて一見す、文政中、彼山巡拜の時、本址を

元和二年四月十七日

六四三

凡物天地に感せるを、自然の妙徳にして、人力に及ぶ所よあらば、御廟所の正木たる古松よ、葵形を現する事、奇顯と謂べし、

此松を以て考ふるに、義重君も、葵を附させられし事知るへし、あるに當今新田家よてき、足利よては、と此よて、外紋なきと思へる事、愚見なり、當今諸家よても、一ツのみの紋なし、二ツ三ツ、或は四ツ五よも及へ、是昔よて一紋のとなりせば、いづり當時よ至りて、とくく諸家よて別附せへきや、往古よて二ツ三ツ、ふ紋を附來し事あるへし、況や又旗幕の紋を、正紋の外をも附し事なき、新田家の葵と中黒を附し歟、尤葵の何の比より附しと云ふ事をあらば、中黒を附るよも、色々此説あり、就中愚案るに、式部大輔義國、文武賢き他よ及ぶ者なり、是し、故ありて東國左遷此身とならまじり、ば、心中快々として樂まば、自然と自立此志を起され、天子の御旗鳳龍日月あれば、夫をうけさま、嫡家たる新田義重主よは、日を、改め、二男足利義康主よは、月を、ふあへさせられしとあらる故よや、義重主寺尾老城よよりて、鎌倉殿に楯はあんとせられし

も、一旦父の遺念を繼ぎ、八幡殿正嫡たるを以て、自立握將せらば、ん爲なりしとぞ、足利も、の外、菊桐の紋附しあれば、新田家よても、の外、葵桐等附られし歟、故よ大祖率去後、六百年の末よ至りて、廟松り葵形現せる事、凡量の量るへき所よあらば、實よ神胤榮昌を、曩祖もよるこび給ひて、成瑞し給ひし歟、又葵を附初給ひしの時節、分ちあさしといへとも、前此とく、日月をかへ改め附させらるゝ、此比、鳳の代りよき、是より先よ用附來給へる、相龍の代りよき、丸龍よき給ひしよ、此龍のといひなり、れば、丸龍の中へ負日此訓あまば、葵を加入なし給へるや、此事いひあるへんれと、葵を義重君此時より附させられし、此徴古の現證第七とすへし、

武徳大成廿四年慶長十六年三月十六日云、中略、上

御家譜曰、中略、家康任太政大臣ヲ辭シ、新田義重及ビ亡父廣忠ニ贈官ヲ請フコト、及ビ菊桐ノ紋章ヲ辭スルコトニカ、ル、慶長十六年三月二十日、異ル事ナシ、

柳營譜云、中略、家康任太政大臣及ビ菊桐ノ紋章ヲ辭スルコトニカ、ル、慶長十六年三月二十日、異ル事ナシ、

右等を見るよ、新田家、往古葵なる事いよく、明了あり、大成よ家傳との

元和二年四月十七日

六四六

上意千古萬世を貫くべし此文を見ても酒井本多等よききげしなと思ひひめめる輩開口あるへきや新田家傳故も足利を引勅諭を辭し給へる事容易此御紋ならざる事あるべし、まろふも美濃國此郷士竹中氏杯より書出せるよは關原の御陣へち栗捧げしより御紋とせらるゝなとある愚盲の妄傳論はるよたらされと本文よ出さば家傳の御一言を以て終極の證とすべし、

既よ上よ出せる數條を以て謹て按るよ其根元の故よしと辨ふへき所出所の考等なしといへども葵を舊古より此御紋と定れる事此外他よりいふべきよあらざ、扱其葵の形よつき代々改替あらせらまじよや御代よよてて不同あり、今且く一二を出さば、

石火屋師渡邊氏家傳云慈眼大師筆掛地、

東照宮御束帶御神影天幕水引御紋者當時之丸葵御紋之丸輪内別如蔓莖者三屬于丸右御紋于外三屬於丸輪合如蔓莖物有六也且丸之内葵葉至而小也、

關原役
ヨリ葵ヲ
家紋トス

傳天海筆
家康畫像

家康幼時
加藤圖書
助ニ與ヘ
タル小刀
ノ紋



此圖のとし、

幸庵話よ丸老蔓葵ありといへる計よらばいあよもと思えるよと此御紋のぶときは輪を別よ設しとあらまて日向日裏の相違あり、

一説云尾州熱田御座加藤圖書之時某者竹千代君ヨリ被下置御算小刀(辨方)柄御紋圖如葵巴之形葵葉之根莖于直屬於丸鹽尻ニコノコトヲ載ス、



幸庵話の葵老かくのごとき歟此圖今其所藏をあらざ御家の古事あるをる書此中よ中村氏所藏とありて圖を畫く此中村氏の本書いま見ざれば勘校せる事能えは但幸庵話よいへるよあく此ごとき歟と對校のさおこよ出す、

松平周防守家記云先祖松井左近後松平の姓を賜り松平と號は東照宮よ

元和二年四月十七日

六四七

家康松井
康之ニ與
ヘタル旗
ノ紋

元和二年四月十七日

り賜る所の御旗あり、これハ葵の葉裏なり、



被下候寸法、

御旗地白練八尺七寸五分、幅七尺三寸五分、
御紋朱 大サ七尺四寸 輪ノふとさ五寸二分餘

乳紺ノ麻、乳數廿九、豎十六、横十三、 豎ノ乳、長四寸、幅六分、 横手乳、長二

寸六分、幅六分、

徳川世記云、○中略、上

案る、八幡殿の末流よて、鞆繪の紋附させられし事、いま聞は、多くは
笹輪銅五三七、此桐等あり、又加茂殿の葵を、御當家三河へ御入の後とて、
あ此加茂殿の家、爲義の爲よ亡びて、二世とも傳へざるを祝例として、附
させらるへきいは、聞えは、親氏主の御子、賀茂朝臣を稱し給ひし事は、

義家ノ流
ニ鞆繪ノ
紋ナシ

妙安寺ニ
家康ガ寄
附セリト
イフ器物
ノイフ紋

別は故ある事よて、昔より大小の武將、其領する國名、郡名、村名を苗字よ
なし給へる事ハ、其居所を其地、用ひさせらるれと、いまだ姓として
其地名よ朝臣を稱し給ひし事、中古なき事あり、賀茂朝臣の事ハ、別よ
予御姓氏考一卷、ふのふまは、こゝは略す、此書よいへる葵鞆繪とあるも、
今此御紋の莖、此左へ曲まるを云なるへき歟、
上州厩橋妙安寺一向宗、東ハ、本多佐渡守正信の母の菩提所よて、正信も執
本願寺末奏し奉るよとて、神祖より御寄附と號せは、品々數多あり、中よも其器物の
裏り、家康寄附也彫附しもあり、御紋を悉く當今此とく、輪内よ充滿し、享保
以後用ひさせ給へると同し、


御由緒の事、いりふも妙安寺より書上ふとくよて、京東本願寺本堂
此祖師も、當寺よ命よよて送置といへど、御寄附の器、并御紋等、右
此古緒を勘へ、近來い何となく偽造せしもの歟、そのゆゑ、當山をはじ
め、并三河まで、御祈願御菩提のため、諸宗の寺院へ御寄附の品々現存せ
るま、いくそはくといふを知らず、百千此數をもてあぞふ、ふきふ至ま
る、然れども其品々、御諱を彫付て給へり、一品もなし、一、又右數千

元和二年四月十七日

輪内ニ三
葉ノ充満
セルハ享
保以來ト
ノ説

元和二年四月十七日

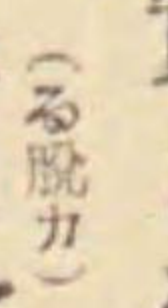
六五〇

此品々ふ附させらるゝ所此御紋悉く同様よて、江戸、三河、駿河等、其外京、伏見よて賜へりし御紋也、皆同しく、よて、輪内よ三葉充満せば、二、輪内よ充満せるを附させらましと、享保の比よりとあらる、されば此品々寶曆の比偽附し、昔世御寄附の御品一二をあるを、あはさよ倍し、愚人の目を驚覺せよ者なるへし、殊よ御寄附といへる品々のうち、近世新造の品も少あらば、又御寄附あるへしとも思われぬ品々も多し、予文政の始、淺草本願寺中徳本寺よ、妙安寺逗留の中、一見せしうは、今亦、よ附して、其眞實を後來此知者よ訂問せ、されともう此寺も御紋の免状ある上、御紋也後世よ附とも、さばりあるべからされど、御諱を器物よ彫入せしと、憚るべき事なるへし、

御代々若君へ進させさせらま、西丸よて御祝建の御幌の御紋、且文政八年春、奏樂聽しとされし時の御樂器此中よ、大猷院殿より、樂人へ預置せらまし、もあてしふ、時よあひて、再びあ此者とも此家よりさ、げ出し、御用となし、御品よ附所の御紋も、輪内よ充満せず、此外兩山傳通院等を初、諸寺社よ納ある所の東照宮、台徳院殿、大猷院殿御代の器物等此御紋ハ、當時の

家光ヨリ
樂人ニ預
ケ置キシ
ケ器ノ紋

元祿享保
以後諸家
以て共ニ
改ル

御紋よても、莖長く、葉小サく、輪内よ充満せず、實よ益此上よ三葉を並へし、たとし、元祿、享保以後、漸く御紋諸家とも、多々まば、自然と葉形輪内よ充溢せる事よはなごん歎、今輪内と稱見せる也、丸龍よして、通途の輪よあらば、武將の御家、一天よ昇進なし給へる此表顯、自然と具備し給へる所あるへし、凡王氏を出、源姓を賜ひ、臣よ列したはへる也、嵯峨、仁明、文徳、清和、光孝、宇多、醍醐、村上、花山、三條、後三條、順徳、後深草等、あまほといへ共、御紋也皆笹輪幢なり、此中清和、宇多、村上の三流繁榮なし給ひんきは、文官より武官となり給ひし後、御紋をも改とさせらま、各々其祥兆よよ、家紋となし給へば、御當家の葵も、定めて深きゆゑよ、おはしたむ歎、

文政八年二月十日

源次春(花押)

〔本光國師日記〕

九

一 同日、上賀茂岡本宮内、卯月十三日之狀來、葵ヲ上ル

由也、

〔鹽尻〕

七十

敬公の御時にや、御紋のすかた大樹と同じさまなれば、少し

異なるやうに附させ給ふへきかのよし、松平伊豆守、何となく啓せられしに、公仰曰、されは神君命有て、尾張家は葵の表葉二ツ、裏葉一ツ、紀伊殿は表

上賀茂岡本
社家岡本
宮内葵ヲ
家康ニ獻
ズ

三家ノ紋

元和二年四月十七日

六五一

元和二年四月十七日

六五二

葉一ツ裏葉二ツ、水戸殿は三つながら裏葉を附へきよし、仰を蒙りし故に、命のまゝにつけ侍る、なしかは同し様なるへきとて、日頃服御の物に付させ給ひし御紋を見せさせ給ひしかは、伊豆守甚恐れ、不知の罪を謝せるとかや承ると、古人語り侍りし、

〔駿府御分物御道具帳〕

○下 侯爵徳川義親氏所藏

駿府御分物御道具帳之覺

- 一六 色々絹布帳
- 一七 御藥種之帳
- 一八 色々かぶ物帳
- 一九 色々細物帳
- 一十 色々御振舞道具帳
- 一一 御馬具之帳

駿府御分物之内、色々御道具帳御めし領

家康著用衣類

- 一 白御小袖 三
- 一 白さや御小袖 一
- 一 しゝら御小袖 一
- 一 そえさや御小袖 二
- 一 そめもの御小袖 拾六
- 一 白御小袖 但綿あし、 三拾七
- 一 沓や此御小袖 但綿あし、 四
- 一 そめ物の御小袖 綿あし、 壹
- 一 白さふとへ御裕 壹
- 合御小袖六拾六 内一御裕、 拾
- 一 白さふとへ御單物 壹
- 一 さや此御單物 壹
- 一 染物の御單物 壹
- 合御單物拾二
- 一 御羽織 四
- 一 御袖不ぞ 二
- 一 御衣 壹

元和二年四月十七日

六五三

元和二年四月十七日

- 一 古キ沓つ板の夜物 壹
- 一 同小夜物 壹
- 一 同染夜物 三
- 夜物合五
- 一 こそふとん、筋一ゆちん 壹
- 一 こそふとん、藤色段子 壹
- 一 こそふとん、菴に一ゆちん 壹
- 一 こそふとん、ひろうと 壹
- 一 上ふとん、内二段一子 三
- 一 ふとん、もへき段子 壹
- 一 ふとん、洒さたえふとへ 壹
- 一 ふとん、きちんえふとへ 壹
- 一 ふとん、洒さた段子 壹
- 一 ふとん、ひち二と一 壹
- 一 ふとん、沓や二組一沓二ハ一セ二て一ん 壹
- 一 ふとん、内一ミ二ズ一ハ二ロ一じ二ゆ一す二ミ一ク二イ一ひろ二ふ一 二
- 一 ふとん、ひ一ゆす 壹

おらんと
嶋

ちつこ

- 一 ふとん、沓二紫一ちほ二つ一た 壹
- 一 ふとん、内二段一子二ん一と二嶋 三
- 一 ふとん、むらさたふるし、 壹
- ふとん合二拾壹
- 一 御乗物ふとん、内一ミ二ズ一ハ二ロ一じ二ゆ一す二ミ一ク二イ一ひろ二ふ一 六
- 一 御沓もとせ、ひろうと 七
- 一 どんちやう、ううらい嶋 一
- 一 ひろうと此御枕 二
- 一 段子此御枕 壹
- 一 蒔繪えり枕 六
- 一 御枕色々 拾
- 枕合拾九
- 一 かいき 百二拾七端
- 一 茶えふとへ 拾四端
- 一 同えふとへ 八疋
- 一 黄えふとへ 拾四端
- 一 黒えふとへ 八匹

元和二年四月十七日

元和二年四月十七日

一 あさねえふとへ 四拾二匹
 一 くろえふとへ 二拾正
 一 師さきえふとへ 二拾六端
 一 もろえふとへ 三正
 一 しろえふとへ 五正
 一 白えふとへ 拾三端
 一 たくりえふとへ 五拾二正
 一 かきねせん 六正
 一 移聖嶋 五端
 一 かうらい嶋 四端
 一 かうらい嶋 五卷
 一 おらんと嶋 三端
 一 さや西六端大さや 拾八端
 一 おり筋此から嶋 七拾端
 一 ころく 二拾六端
 一 たふしいら 二卷
 一 たふしいら 拾三端

六五八

かさいろ

一 一ゆらん(五カ) 二拾九卷
 一 せてん 二拾三端
 一 もんせてん 六卷
 一 くろせてん 百五端
 一 一ゆす 二拾端
 一 一ゆす 五卷
 一 おくまゆす 二卷
 一 むまやう 二端
 一 もへきかさいろ 二正半
 一 かさいろ色々 四拾七端
 一 くろまんとふくさ 壹卷
 一 段子東端もへきやまにめ 六卷
 一 段子 拾六卷
 一 聖んす此ぬい 壹
 一 かうらいぬり 拾七端
 一 からきぬ 壹端

元和二年四月十七日

六五九

元和二年四月十七日

丹後紬

ひ
ひ
ひ
ひ
ひ
ひ

- 一 きぬ 壹疋
- 一 丹後紬、内二拾三端三端さくらし、 七拾四端
- 以上
- 一 えろとおひ 五拾五筋
- 一 こたまおひ 四筋
- 一 おひ、内三筋さくらし、二筋にさく 二筋
- 以上
- 一 えかとうち此さけを 二筋
- 一 さけを 三拾二具
- 一 お不を 三筋
- 一 ううらいうちのいと色々 五拾三ひろ
- 一 たくぼく 百四拾四ひろ
- 一 くれお并此錢さし 四拾七筋
- 一 もつこうほきん 三ッ
- 一 あやうくひの頭巾 二
- 一 あやうくひのきま 八尺五寸
- 一 御馬ゆかけ 拾具

足袋ノ紐

せ
れ
け
た
ノ
膏

- 一 御たひ 七拾八足
- 一 御たひのひふ 壹玉玉して
- 一 御くひいろく 三拾八足
- 一 御くひのうらせまけと 壹足
- 一 御まく御敷ぬふいへり、 二拾二
- 一 御まく、組のまぜ 壹對
- 一 ちしや此鉄炮袋 三十六三端
- 一 ちゆちんの馬せん 壹
- 一段子長持のお不ひ 六
- 以上
- 一 三百四拾壹貫六百二拾目 ぬき綿
- 一 二抱 ぬき綿
- 一 三貫百三拾目 ぬき綿
- 一 七百五拾壹貫七百拾七匁 ぬき綿
- 一 二拾六貫五百五拾目 ぬき綿
- 一 五貫目 ぬき綿

鉄砲袋

關東綿

越前綿

豊後綿

元和二年四月十七日

ぬき綿
ぬき綿
ぬき綿
ぬき綿
ぬき綿
ぬき綿
ぬき綿

元和二年四月十七日

六六二

紅花

伊勢白粉
朱すか

白粉
すじう

- 綿合千二百二拾八貫拾七匁 此外ニぬき綿ニ抱
- 一五拾貫目入紅花 四固 壹固ニ拾二貫五百目入
- 一四拾八貫目入紅花 四固 壹固ニ拾二貫目入
- 一二拾六貫目入紅花 二固 壹固十三貫目入
- 一拾七貫目入紅花 壹固
- 一九貫五百目入紅花 壹固
- 一九貫目入紅花 壹固
- 一三貫五百目入紅花 壹固
- 一三貫目入紅花 壹固
- 一六斤入紅花 壹固 九百六十目
- 紅花合百六拾六貫九百六十目 但 帶袋共ニ
- 一六貫六百目入すじう 壹固
- 一七拾六貫八百目入白粉 八固 壹固 但 九貫九百六十目入
- 一三貫目唐白粉 壹固 但 九貫九百六十目入
- 白粉合七拾九貫八百目 壹固
- 一小箱九拾箱伊勢白粉 二箱
- 一五百斤入中目朱すか 拾箱 但 壹固ニ五十斤入

綠青

をし不
ふし

唐革

羊足袋革

- 一五貫目朱すか 壹箱 ふうたい共
- 一四貫四百六拾八匁中目朱 二箱
- 一拾貫目入中目綠青 一箱
- 一二貫四百目入中目綠青 一箱
- 綠青合拾二貫四百目 二固 但 ふうたい共
- 一拾四貫目をし不 壹固
- 一七拾斤入中目ふし 壹固
- 以上 拾九枚
- 一紋唐革 二尺四方
- 一紋唐革 拾三枚 四方一な枚ニ尺
- 一唐革敷物 二枚半
- 一赤唐革 拾壹枚
- 一黒唐革 拾枚
- 一かき色唐革 四枚
- 一唐革 壹枚
- 一唐革 壹枚
- 一唐革 拾三枚

元和二年四月十七日

六六三

元和二年四月十七日

一 (ちか) つこの革

九枚

一 こめん革

二枚

合八拾五枚半

一 紫革

五百六拾枚

小人島革

一 小人島革

五拾三枚

一 志やうふ革

百八拾五枚

一 卷ふすへ革

二拾三枚半

一 黒皮

四拾九枚

一 灰さき革

四枚

一 眞革

三枚

一 白革

九百拾枚

一 あめし

九枚

革色々合千七百九拾六枚半

一 革羽折

四

一 革たちつぎ西四しやうぶ

拾壹

一 革袋めじやぶすかへ色々

拾三

一 馬皮の長持之おゝい御教有

六

もうせん

一 もうせん

二枚

一 白もうせん

二枚

一 藤色もうせん

壹枚

一 同きまてこて二五尺五寸

壹枚

一 せんむしろ

壹枚

以上

一 てうふ

七拾匹半

一 えせをぬの

二拾端

一 唐布

五端

一 唐布

二端

一 同端

八尺余

合八拾六疋八尺余

一 越後布

三百四拾三匹半

一 越後(上方)山布

三拾九疋

一 奈良さらし

六百五拾四疋

一 同さらし是ハ駿河御五郎へ兵衛へ被遣

五拾疋

元和二年四月十七日

元和二年四月十七日

高宮

一 高宮、内七十四端、端、四ひろ物、五百八端

そつう

一 同嶋、百六十四端

近江さらし

一 そつう、四百六拾九端

一 近江さらし、三拾八端

一 地布、青拾二疋、木ぬの、七拾一疋

一 からむしぬの、七拾七端

一 伊奈ぬの、拾四端

一 佐野ぬの、木ぬの、三拾五端

一 赤キぬの、壹端

一 同布、きれ二ひろ物、六ツ

一 ち、みぬの、拾六端

一 木ぬの、九ひろ物、七拾二端

一 ぬの、三拾疋

一 合原之ぬの、壹端

一 たふ、再三端ぬの、四拾八端但物、四七

一 たふ、但七拾六ひろ有、五端

合 三千八百二拾三端、此外きれ六

たうう
もち

一 御紋之御帷子、二百七

一 白キ御帷子、五百六十四

一 染御帷子、色々、百三拾壹

一 高宮之帷子、二拾壹

一 女帷子、三拾

一 近江さらしの帷子、布十有女帷、百拾七

一 ち、みぬ帷子、三

一 地ぬの帷子、七十五

一 上々、ぬさを申目、卅四、重四百目、三百一抱

帷子合千百四拾八

一 うやぬの、四拾疋

一 たうう、二百五拾四端

一 うやち、み、拾卷

一 うやぬのもへき、内七四端、たもちり、七拾八端

一 もへき、れきぬ、もちかや、二釣

一 もへきのうや、四釣、但ふるし、

一 同ほりて、壹釣、分二但釣有、りて、

元和二年四月十七日

元和二年四月十七日

一 きぬもち

壹端

一 けいひろ 内 壹端 じや

二拾七端

以上

一 唐木綿 内 一物 十 五端 いろ、三端 四、

六百四端

一 白唐木綿 内 三端 四、

百六拾一端

一 上 白唐木綿

四拾三端

一 かききん 内 五端 御手、

拾五端

一 ころ唐木綿 内 八端 じ

百二拾三端

一 こんの唐木綿

三拾二端

一 ちう引唐木綿 内 一物 三端、

六拾九端

一 おらんと嶋木綿

拾壹端

一 唐木綿合千五拾八端

拾壹端

一 うききん 二 似たる嶋、

七

一 同 但 六、三、

二

一 ぬいもめん

百六拾五

一 同敷物

拾壹

一 ぬいもめん も、

六ツ

綿 こくら木

一 こくら木綿

拾九端

一 こくら木綿風呂敷

壹

一 こくら金入敷物

壹

一 うきおりもめん嶋

二拾八端

一 木綿とく のうきおり

壹 但 七尺

一 田舎木綿 内 五、二、

八百六端

一 嶋木綿 但 四、五、

百二拾三端

一 同敷物

拾壹端半

一 同きれ

拾七

一 木綿合九百四拾端半

拾七

一 もめん單物 内 壹端 ち

五ツ

一 ひろうとおり敷物

二

一 かんせん大敷物 内 三、

三ツ

一 かんせん敷物

壹

一 もめん敷もの 内 壹、

二

一 もめんふとん

四

一 古もめんまく

二 そし

元和二年四月十七日

唐人著物

元和二年四月十七日

- 一 もめんろふ 拾一貫五百目
- 一 同唐人著物 四
- 一 同唐人くゆせん 壹
- 一 同長持おゝい 二
- 一 同袋 拾
- 一 同大袋 壹
- 一 うちろい 二
- 一 たない 二
- 一 墨月四ッおき 二百七拾挺 壹箱
- 一 封付 壹箱
- 一 うちろ 百三拾三本 壹箱
- 一 ぶき 三拾本
- 一 すゑひろ 二百四拾壹本
- 一 とうゆの油 壹貫五百目 壹壺 但壺共
- 一 御鷹乗物 家こ入 壹
- 一 黒ぬり御脇差箱 壹
- 一 黒ぬり御刀箱 (いびく) 壹

六七〇

越前みの

奉書

- 一 桐比御刀箱 ふた腰ちんき 二
- 一 すいきう大角 壹
- 一 綿せり 壹
- 一 小てんひん 壹
- 一 ふんたう 二拾五
- 一 越前みの 壹
- 一 唐蒔 四枚
- 一 唐蒔 四枚
- 一 あしろ 四枚
- 一 御座蒔 壺内二枚 子六尺四寸 九枚
- 一 奉書 たけさう 五拾帖 壹固
- 一 奉書 同 五拾帖入 壹箱
- 一 大奉書 五拾帖入 壹固
- 一 うす奉書 五拾帖入 二箱
- 一 うす奉書 百帖入 壹箱
- 一 中奉書 五拾帖入 壹箱
- 一 奉書 五拾二帖 壹箱
- 一 小奉書 百七拾帖 三固

元和二年四月十七日

六七一

元和二年四月十七日

一 同帟	二百帖	二箱
一 同帟	三百六拾帖	壹箱
一 御えみ紙合千三百拾帖		
一 卷へら紙	三千五百帖	七箱 <small>帖一ツ箱、二入五百</small>
一 同紙	四千九百五拾八帖八固	
一 同紙	四百五拾帖入壹箱	
一 同紙	二百五拾帖入壹箱	
一 同紙	百帖入	壹箱
一 同紙	九拾八帖入	壹箱
一 卷へら紙合九千三百五拾六帖		
一 御書物紙	五拾帖	壹箱
一 御から笠紙	百帖入	壹箱
一 酒り帟	五拾帖入	壹箱
一 卷す鳥子	八百二拾枚	壹箱
一 卷す鳥子	千枚	壹箱
一 卷す紙	八百九拾八帖四固	
一 御帳帟	二千九百九拾帖二拾箱入	

六七四

一 大卷す紙	五拾帖入	壹箱
一 もり紙	百帖入	壹箱
一 高檀帟	四拾帖	二箱 <small>帖一箱、二入拾</small>
一 同紙	五拾帖入	壹箱
一 修善寺帟	百帖	壹固
一 黄帟	九拾帖	壹固
一 美濃紙	二百六拾六帖二固	
一 甲州紙	五拾帖入	壹箱
一 森下紙	三拾四帖入	壹箱
一 下伊奈紙	百二拾二帖入壹箱	
一 下伊奈紙	三拾五帖入	壹箱
一 合五千二拾三帖		
一 梯紙	百三拾壹枚	
一 以上		

一 長蠟燭	二拾九挺入	壹箱 <small>長サ四尺</small>
一 同	二拾五挺入	壹箱 <small>長サ三尺</small>
一 同	百七拾四挺入	内百七拾 <small>長サ四尺</small> 、小四 <small>長サ三尺</small> 、壹箱

元和二年四月十七日

六七五

元和二年四月十七日

六七六

一同 二百五拾四挺入 小長三燭

一蠟燭 一長蠟燭大小合四百八拾二挺

一同 四百挺 百拾々々、廿四固、壹固、百拾固、八

一同 二百挺 百拾々々、廿四固、壹固、拾固、二八

一同 百六拾挺 大筋々々、壹固

一蠟燭 八拾挺入 内十々々、百二十挺、目七、廿目、百一箱

一同 五拾五挺入 百拾々々

一同 四拾九挺入 百拾々々

一蠟燭 百拾々々懸合九百四拾四挺内 五拾百七拾目、懸

一同 二百挺 但百目懸、二箱

一同 百九十八挺入 但百目懸、壹箱

一同 百七拾挺入 但百目懸、壹箱

一同 百五挺入 但百目懸、壹箱

一同 九拾五挺入 但百目懸、壹箱

一同 五拾挺入 但百目懸、壹固

一同 百九拾三挺入 但百目懸、壹箱

百目懸合千拾壹挺

一蠟燭 千三百挺 一但箱九拾百目懸、八十三箱

一同 九拾九挺入 但九拾目懸、一箱

一同 百二拾六挺入 内三十九拾五挺、九十四目、ウケ、壹箱

一蠟燭 九拾目懸合千五百二拾五挺内 目三懸、也、五、拾、四、十

一同 千六百挺 一但箱八拾百目懸、入、十六箱

一同 五百挺 一但箱八拾百目懸、入、五固

一同 五千八百挺入 一但箱八拾百目懸、入、二拾九固

一同 三百挺入 一但箱八拾百目懸、拾挺、入、二固

一同 五百九挺入 八拾目懸、三箱

一同 二百五拾挺入 八十三々々懸、一箱

一同 八拾九挺入 八十三々々懸、一箱

一蠟燭 八拾目懸合九千四拾八挺

一同 四百挺入 但七拾五々々懸、二箱

一同 百六拾五挺入 同、一箱

一同 百五拾挺入 同、一箱

一同 百挺入 同、一箱

七拾五々々懸合八百十五挺

元和二年四月十七日

六七七

元和二年四月十七日

六七八

一 蠟燭 二千百挺入 一但箱七拾百挺、入二十一箱
 一 同 八百挺 一但箱七拾百挺、入四固
 一 同 四百六拾挺 一但箱七拾百挺、入三固
 一 蠟燭 二百八拾五挺 九但箱七拾百挺、入一箱、三箱
 一 同 百九十一挺 入 九但箱七拾百挺、入一箱
 一 蠟燭 七拾目懸合三千八百三拾六挺
 一 同 百十七挺 入 內 四十七挺 七拾百目懸 一箱
 一 同 三百四拾挺 入 內 百十七挺 八拾百目懸 一箱
 一 同 二百拾四挺 入 內 六十一挺 八拾百目懸 一箱
 一 同 百拾二挺 入 內 四十五挺 七拾百目懸 一箱
 一 蠟燭 合八百拾三挺
 一 同 三百六拾挺 入 六十五挺 懸 一箱
 一 同 二百挺 入 同 一箱
 一 同 百七拾一挺 入 同 一箱
 一 同 九拾四挺 入 同 一箱
 一 同 六拾挺 入 同 一箱
 一 同 百挺 入 同 一箱

一 蠟燭 六拾五勿懸合九百八拾五挺
 一 同 二百挺 入 但六十目懸 二箱
 一 同 二百五拾八挺 入 同 一箱
 一 同 二百挺 入 同 一固
 一 同 百三十挺 入 同 一箱
 一 蠟燭 六拾目懸七百八拾八挺
 一 同 二百六十挺 入 內 八十三挺 六拾百目懸 一箱
 一 同 二百五拾挺 入 內 六十八挺 七拾百目懸 一箱
 一 同 百八十一挺 內 八十一挺 六十五挺 七拾百目懸 一箱
 一 蠟燭 合六百九十壹挺
 一 同 四百挺 但五十五勿懸 四箱 百壹挺 入
 一 同 百九十挺 入 同 二箱 九拾十箱 五挺 入
 一 同 二百挺 入 同 一箱
 一 蠟燭 五拾五勿懸合七百九拾挺
 一 同 千五百挺 入 但五十目懸 十五箱 一箱、二百
 一 同 千挺 但五十目懸 五箱 百壹挺 入、二
 一 同 二百挺 同 二固 壹挺 入、百

元和二年四月十七日

六七九

元和二年四月十七日

一 蠟燭

四百挺入 但五十目 壹箱

一 同

三百五拾挺入 同 壹箱

一 同

百五拾挺入 同 壹箱

一 同

百四十挺入 同 壹箱

一 同

百九十四挺入 同 壹箱

一 同

百十二挺入 同 壹箱

十二挺くさり物

一 蠟燭

五拾目懸合四千四拾六挺 千五百挺 但四拾五入、内一けつむ、二ろ包、五六箱

一 同

六百挺 同 入、むじ箱、ろ二包、一、二百三箱

一 同

六百挺 同 入、内箱、二百挺、八、六箱

一 同

二百四拾五挺入 但四拾五 壹箱

一 同

三百三拾四挺 但四十七 壹箱、一箱、二箱

一 同

三百挺入 但四十五 壹箱、一箱、二箱

一 同

百六拾六挺入 但四十五 壹箱、一箱

一 同

百五拾挺入 同 壹箱

一 同

二百三拾九挺 同 壹箱

一 蠟燭

二百三十挺入 但四十五 壹箱

紙内百挺ハ
紙しん

四拾五目懸合四千三百六拾四挺

一 蠟燭

三百挺 但四拾三 壹箱、三箱

一 同

三百挺 但四拾三 壹箱、三箱

一 同

二百挺 但四拾三 壹箱、一箱

一 同

九拾挺 但四拾三 壹箱、一箱

合八百九拾挺

一 蠟燭

千三百九十五挺 但四拾五 壹箱、五箱

一 同

六百挺 但四拾五 壹箱、三箱

一 同

千八百挺 但四拾五 壹箱、八拾八箱

一 同

三百十挺 但四拾五 壹箱、二箱

一 同

四百六十三挺 同 壹箱

一 同

九拾五挺入 同 壹箱

一 同

八拾九挺入 同 壹箱

一 同

百三拾挺入 同 壹箱

一 同

拾八挺 同 壹箱

一 蠟燭

四拾目懸合四千九百挺 四百挺入 但三十五 壹箱

元和二年四月十七日

元和二年四月十七日

一同 二百九十挺入 同 壹箱
 一同 二百五拾挺入 同 一箱
 一同 二百挺入 同 一箱
 一同 百五拾挺入 同 一箱
 一同 百挺入 同 一箱
 三拾五刃懸合千三百九拾挺
 一蠟燭 三百挺入 三拾目懸 一固
 一同 三百九拾挺入 同 一固
 一同 百挺入 同 壹箱
 三拾目懸合七百九拾挺
 一蠟燭 百九十一挺内 廿六拾九挺 廿五拾九挺 廿一挺 壹箱
 一同 七百五十挺入内 廿五拾五挺 廿四挺 廿五挺 廿一挺 壹箱
 一同 百廿七挺入内 三十九挺 廿七挺 廿四挺 廿一挺 壹箱
 一同 百九十一挺内 廿六拾九挺 廿五拾九挺 廿一挺 壹箱
 一同 二百九十九挺内 九十九挺 廿九挺 廿五挺 廿一挺 壹箱
 一同 五百挺入 但廿目りけ、一固
 一同 百挺入 但拾九刃りけ、一箱

六八二

蠟燭ノ總數

唐蠟

一同 合二千百五拾八挺
 都合四萬二百六拾六挺
 一唐蠟 二百六十五固
 一同 百九拾貫目入 壹箱 十貫目 十九固 二入
 一同 四拾貫目入 中目 一箱 二貫目 五固
 一同 二拾二貫目入 一箱 一貫目 二箱
 一同 拾二貫目入 一箱 一貫目 二箱
 一同 拾七貫目入 拾目 壹箱
 一同 拾四貫目入 拾目 壹箱
 一同 拾三貫目入 拾目 一箱
 一同 拾三貫目入 壹箱
 一同 拾一貫目入 壹箱
 一同 拾貫目入 壹箱
 一同 拾貫目入 壹箱
 一同 九貫目入 壹箱

元和二年四月十七日

六八三

元和二年四月十七日

六八四

蜜蠟

- 一同 四貫五百目入 中具一箱
- 合三百六拾七貫六百八十目
- 一蜜蠟 三拾六斤 五貫七百六十目 壹箱ニ九斤ツ、八四箱
- 一同 五十斤 八貫目 一箱
- 一同 拾貫目入 壹箱
- 一同 七貫五百目入 壹箱
- 蜜蠟合三拾一貫二百六拾目
- 一越後蠟 五貫目入 壹箱
- 三口合四百三貫九百四拾目
- 一いねとの帯袋大 壹コ入
- 久野に參蠟燭之覺
- 一蠟燭 二百八拾挺 但大あうし
- 一同 百拾八挺 但越後掛
- 一同 六百六拾一挺 但百二拾目懸
- 一同 百挺 但百拾匆懸
- 合千百五拾九挺

右之分、久野に相觸、榊原内記ニ相渡、手形請取申候、以上、

元和二年

十一月廿三日

小野澤五郎兵衛

豊田太郎右衛門

一金箔

五百枚

竹腰山城守之渡、

是ハ御所ちやまへ被進之由、

一綿

廿抱

同主に渡、

是ハ日光に被遺、御道具包申之由、

一革さざと箱

壹

一同は、ら再置もりは、ら

二

一御えささ箱いろく

拾

一長持 但御服物入置杉白じ、

五

一しやうかき

五

一小長持内ニじちやうめん

三

一ぬり長持

三

一桐長持 きちやうめん、

六

一桐赤染長持

壹

一藤之丸蒔繪長持

壹

一黒ぬり長持 きちやうめん、

十六

元和二年四月十七日

六八五

元和二年四月十七日

六八六

- 一 赤染長持 きちやうめん 四
- 一 たぬぬり長持 きちやうめん 二
- 一 赤うるし長持 六
- 一 ぬいけ長持 三
- 一 御紋梨地蒔繪長持 但お、ひ有、あめし、壹
- 一 御紋蒔繪黒塗長持 同斷、七
- 一 御紋青貝之長持 同斷、壹
- 一 長持のえう 但黒ぬり、拾一本

右御道具何立合相改請取所如件、

元和四年

午十一月朔日

- 曲淵八右衛門
- 井出兵左衛門
- 青山彌次兵衛
- 天野助太夫
- 大野右馬助

山下信濃守殿

一小袖

ニツ

三部源左衛門遣
安藤帶刀内
作左衛門

- 同年 一小袖 壹ツ
- 同年 一唐木綿 壹端
- 日三月廿六日 一蠟燭 五百挺 五箱
- 一羽折 六ツ 段子じゆちん

- 深津助藏ニ遣
- 三部喜三郎ニ遣
- 松平河内殿ニ被遣
- 御臺所衆 七 平
- 長右衛門
- 少九郎
- 少八
- 二郎右衛門
- 作兵衛

右六人ニ被下、請取則相渡候、以上、

元和三年

三月廿五日

大橋 七 平

此御帳面之分、曲淵八右衛門、天野助太夫、大野右馬助、青山彌次兵衛、野口門
三郎、御勘定之本ニ立、相濟申候、以上、

寛永十二年亥十月七日

- 鳥居與三右衛門
- 羽鳥伊左衛門
- 上田 六 兵衛

元和二年四月十七日

六八七

元和二年四月十七日

野呂瀬主税助

六八八

藥種 麝香

駿府御分物之内同御藥種具色々帳
一 麝香中目五百七匁 但革共 錫之家こ入

一同中目壹貫三百五拾壹匁

革共 同

一同中目百四拾三匁

同 同

一同中目二百六拾三匁

同 同

一同中目九拾六匁

同 同

一同中目八拾四匁

但革無 同

合二貫四百四拾四匁

龍腦

一 龍腦中目三百二拾五匁

正實 壹壺

一同中目百拾三匁

壹壺

一同中目七拾壹匁

正實 ひいとろこ入

合五百九匁

牛黃

一 牛黃中目二百六拾五匁五分

正實 壹壺

一同中目二百拾四匁

同 壹壺

一同中目五拾六匁

壹香合

人參

合五百三拾五匁五分

一 人參中目一貫百八拾匁

一箱こ入

一同中目二貫四百目 但きざこ

壹壺

一同中目壹貫二百六拾目

壹壺こ入

一同中目八百目

二袋

一同中目六百目 但まつふこ入申候

三袋

一同中目百目

一袋

合六貫三百四拾目

蜂蜜

一 蜜拾四貫目

ふうたい共 壹壺

一同六貫五百目

同 同

一同六貫五百目

ふうたい共 壹壺

一同六貫目

同 壹壺

一同六貫九百目

同 壹壺

一同五貫八百目

同 壹壺

一同拾六貫八百目

同 壹壺

一同二貫目

同 壹壺

一同二貫目

同 壹壺

元和二年四月十七日

六八九

元和二年四月十七日

肉菴蓉

一 肉菴蓉 中目 三百八拾五匁

壹壺

鹽脯臍

一 合 五百三拾四匁

壹壺

犀角

一 さい角 三百六拾目

壹壺

一 同 二百拾五匁

壹壺

一 同 三百目

壹壺

一 同 二百五拾匁

壹壺

一 同 二百三拾匁

壹壺

一 同 三百二十目

壹壺

一 同 八拾目

壹壺

一 同 百七拾八匁

壹壺

一 合 二貫 三百六拾三匁

壹壺

慈石

一 慈しやく 中目 三百五拾五匁

一袋

縮砂

一 同 中目 六拾二匁

壹包

一 同 中目 六百八拾匁

壹包

一 同 中目 四拾六匁

壹包

一 合 壹貫 百四拾三匁

壹壺

一 志ゆく^(縮)や 中目 一貫 七百目

壹壺

一 同 中目 一貫 八拾目

壹袋

一 同 中目 六拾五匁

壹袋

一 同 中目 三百目

壹袋

一 同 中目 八拾五匁

壹袋

一 合 三貫 二百三拾目

壹袋

一 志^(百)終ん^(然)どう 中目 二百拾匁

壹袋

一 同 中目 百四拾五匁

壹袋

一 同 中目 二百廿匁

壹袋

一 同 中目 百九十目

壹袋

一 同 中目 百七拾目

壹袋

一 同 中目 八拾目

壹袋

一 合 壹貫 拾五匁

壹袋

自然生

元和二年四月十七日

硼砂

元和二年四月十七日

一中目(兩)不うししやや六百四十目

一同中目三百二十目

一同中目八十目

合壹貫四拾匁

一阿阿阿中目三百二十目

一同中目三百三十目

一同中目二百七十目

一同中目三百二十拾五匁

一同中目百九十目

合壹貫四百三拾五匁

一遠遠遠中目四百四拾目

一同中目百六拾目

一同中目二百三十目

一同中目二百六拾目

一同中目三百二十拾目

一同中目六拾目

合壹貫四百七拾目

二袋

壹袋

一袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

二袋

壹袋

大黃

一大黃中目三百二十目

一同中目百六拾目

一同中目三百二十拾目

一同中目百四拾目

一同中目三百五拾目

一同中目百六拾目

一同中目百四拾目

一同中目八拾目

合壹貫六百七拾目

一甘草中目五百目

一同中目百六拾目

一同中目百三十目

一同中目六拾目

合八百五拾目

一荒荒荒中目三百二十拾目

一同中目百四拾目

一同中目三十目

元和二年四月十七日

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

五袋ニ入

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

壹袋

元和二年四月十七日

沒藥

一同中目八拾目 壹袋
 合六百七拾目
 一(沒)藥中目四百五十目 壹袋
 一同中目四百目 二袋
 一同中目三百三十拾目 壹袋
 一同中目三百廿目 壹袋
 一同中目三百拾目 壹袋
 一同中目五百二十拾目 壹袋
 一同中目拾八目 壹袋
 合二貫三百四拾八目
 一五靈子(船)中目百四拾五目 壹袋
 一五靈子中目二百七拾目 壹袋
 一同中目百拾目 壹袋
 一同中目百拾五目 二袋
 合六百九拾目
 一(附子)白(子)中目四百四拾目 壹袋
 一同中目二百九拾目 壹袋

五靈脂

白附子

麻黃

一同中目二百目 壹袋
 一同中目百五十目 壹袋
 合壹貫八拾目
 一麻黃中目壹貫七百目 壹壺
 一同中目四百八拾目 壹袋
 一同中目三百二十拾目 壹袋
 一同中目百拾目 壹袋
 一同中目百目 壹袋
 一同中目六拾五目 壹袋
 合二貫七百七拾五目
 一天麻中目九百目 二袋
 一同中目百六拾目 壹袋
 一同中目百五拾目 壹袋
 合壹貫二百拾目
 一(猪)ちよ(茶)中目四百五拾目 二袋
 一同中目二百二拾目 壹袋
 一同中目二百六拾目 壹袋

猪苓

天麻

元和二年四月十七日

六九六

六九七

元和二年四月十七日

一同	三拾目	同	壹袋
合	六百目		
一	えいそ、三百二拾目	中目	壹袋
一同	百六拾目	同	壹袋
一同	百目	同	壹袋
合	五百八拾目		
一	びやくもん、四百拾五匁	中目	壹袋
一同	二百二拾五匁	同	壹袋
一同	百四拾目	同	壹袋
合	七百八拾目		
一	ぎんじん、三百五拾目	中目	壹袋
一同	三百二拾目	同	壹袋
一同	二百五拾目	同	壹袋
一同	二百七拾目	同	壹袋
一同	九拾目	同	壹袋
合	壹貫二百八拾目		
一	かいも、百三拾匁	中目	壹袋

七〇〇

延胡索

一同	百二拾五匁	同	壹袋
一同	百拾五匁	同	壹袋
合	三百七拾目		
一	えんご、二百三拾目	中目	壹袋
一同	百四拾目	同	壹袋
一同	七拾九匁	同	壹袋
合	四百四拾九匁		
一	さうゆ、一貫四百目	中目	壹袋
一同	八百目	同	壹袋
合	二貫二百目		
一	ふうかう、六百三拾目	中目	壹袋
一同	五百二拾目	同	壹袋
一同	百四拾目	同	壹袋
合	壹貫二百九十目		
一	もう、四百五拾目	中目	壹袋
一同	二百目、但くす	同	壹袋
一同	百二拾五匁	同	壹袋

元和二年四月十七日

七〇一

元和二年四月十七日

杜仲

一 合七百七拾五匁
一 七ち（杜仲）う六百目

一 同 百五匁

一 合七百五匁

一 び（白）やく（石）せきし（題）壹貫百目

一 同 六百目

一 合壹貫七百目

巴豆

一 巴豆四百三拾目

一 同 三百二拾目

一 同 二百二十目

一 同 百四拾五匁

一 合壹貫百拾五匁

一 去（衆）ん（丸）げう（丸）う三百二拾目

一 同 百四拾目

一 合四百六拾目

一 加（薬）う（本）ん（本）四百八拾目

一 同 百拾匁

七〇二

零陵香

一 同 百五匁

一 同 八拾匁

一 合七百七拾五匁

一 せ（零）いれ（零）う（零）かう（零）三百八拾目

一 同 百目

一 合四百八拾目

一 び（白）やく（零）び（零）三百五拾目

一 同 百二拾五匁

一 同 百拾匁

一 同 百五匁

一 合六百九拾目

一 不（苦）う（題）せ（題）う（題）五百目

一 同 百三拾五匁

一 合六百三拾五匁

一 し（藤）り（黄）う（黄）二百九拾目

一 同 百六拾匁

一 同 九拾五匁

元和二年四月十七日

白薇

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

中目 壹壺

同 壹壺

中目 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

零陵香

中目 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

七〇三

藤黄

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

芒硝

中目 壹壺

同 壹壺

同 壹壺

同 壹壺

同 壹壺

同 壹壺

同 壹壺

元和二年四月十七日

骨碎補

一 (骨碎補) 合三百六拾目

一 同 百四拾目

一 同 百六拾目

合八百四拾目

檳榔子

一 檳榔子六百三拾目

一 同 百四拾目

一 同 百五拾目

合九百二拾目

草果

一 (草果) 合四百六拾五目

一 同 百五拾目

一 同 八拾目

合四百六拾五目

白芨

一 白芨 (芨) 壹貫三百目

一 同 三百四拾目

一 同 二百二拾目

一 同 二百四拾三目

七〇六

知母

合二貫百三目

一 知母四百四拾目

一 同 二百三拾目

一 同 百拾目

合七百八拾目

一 (丹) 九んしん百四拾目

一 同 八拾目

合二百二拾目

一 (續) ぞくたん百五拾目

一 同 百三拾五目

合二百八拾五目

薰陸

一 薰陸拾貫目

一 同 六百八拾目

合拾貫六百八拾目

升麻

一 升麻四百五拾目

一 同 三百七拾目

一 同 百八拾目

元和二年四月十七日

中目 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

中目 壹袋

同 壹袋

中目 壹袋

同 壹袋

中目 壹箱

同 壹袋

中目 壹袋

中目 壹袋

中目 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

同 壹袋

七〇七

元和二年四月十七日

烏藥

一同 八拾目
合壹貫八拾目
一(烏)やく(藥)四百七拾目
同 中目 壹袋

白檀

合壹貫二百七拾目
一白檀二貫三百目
中目 壹木
一同 四百三匁
同 壹袋

川芎

合二貫七百九拾五匁
一川芎六百四拾目
中目 二袋
一同 百三拾目
同 壹袋

合八百八拾目
一(條)かうしん(乳)かう(香)壹貫三百目
同 壹箱

一同 八百四拾目
同 二袋

山査子

一(山)さん(査)し(子)百六拾目
壹袋

石鐘乳

一同 百三拾目
合二百九十目
一(石)せきせう(乳)ふう四貫目
二箱
一同 六百目
壹袋

使君子

一(使)しくん(子)し百二拾五匁
中目 壹袋
一同 百目
同 壹袋

寒水石

合二百二拾五匁
一(寒)かんすい(水)石七貫目
中目 壹箱
一同 四貫八百目
同 壹包

一同 壹貫三百目
同 壹包
一同 七拾目
同 壹包

爐眼石

合拾三貫百九拾二匁五分
一(爐)ろがん(眼)石六百六拾目
中目 壹袋
一同 三百二拾目
同 壹袋

元和二年四月十七日

元和二年四月十七日

代赭石

一 たいし^(代)しゃ石 壹貫三百目 中目 壹袋

一 同 五百五拾目 同 壹袋

一 同 四百三拾目 同 壹袋

合 二貫二百八拾目

一 せき^(石)かう^(零)三貫八百目 中目 壹袋

一 同 四百五十目 同 壹袋

一 同 百七十目 同 壹袋

一 同 百六十目 同 壹袋

一 同 二百六拾目 同 壹袋

一 同 百三拾五目 同 壹袋

合 四貫九百七拾五目

一 く^(滑)は^(石)ひ石 壹貫二百目 中目 壹袋

一 同 壹貫二百目 同 壹袋

一 同 八百目 同 壹袋

一 同 三百二拾目 同 壹袋

合 三貫五百二拾目

赤石脂

一 赤^(赤)やく^(石)せき^(脂)し 百六拾目 中目 壹袋

一 同 百五拾目 同 壹袋

一 同 五百二十目 同 壹袋

一 同 五百二拾目 同 壹袋

一 同 壹貫八拾目 同 壹袋

合 二貫四百三拾目

一 ち^(陽)う^(起)き石 百二十目 中目 壹袋

一 同 百七拾目 同 壹袋

一 同 三百四拾目 同 壹袋

合 六百三拾目

一 く^(花)ま^(薬)すい石 九拾五目 中目 壹袋

一 同 二百四十目 同 壹袋

合 三百三拾五目

一 し^(紫)せ^(石)ゑ^(英)い 壹貫四百目 中目 壹袋

一 同 二百拾五目 同 壹袋

合 一貫六百拾五目

一 お^(雄)う^(黄) 四百六拾目 中目 二袋

元和二年四月十七日

元和二年四月十七日

砂銀	四拾匁	壹袋
千金子	五百九十匁	壹袋
ろくまい	三百七拾目	中目 壹袋
大腹子	百六拾目	同 壹袋
ろん	百八拾目	同 壹袋
ひり	百四拾目	同 壹袋
こ	百六拾目	同 壹袋
うよろ	壹貫三百目	同 二袋
かい	七拾目	中目 壹袋
たい	四百六拾五匁	同 三袋
い	二十四	中目 二袋
い	六拾五匁	同 壹袋
不	二百七拾五匁	同 壹袋
ころ	三百三拾五匁	同 壹袋
丁香皮	二百六拾五匁	同 二袋
せ	百七拾目	同 一袋
甘松香	九百目	中目 壹袋

七一四

木香	もつ	五百拾匁	同 二袋	
ウリ	ろく	三百五拾五匁	同 壹袋	
そ	こ	百八拾目	同 壹袋	
さん	さう	ふん二百六拾五匁	同 壹袋	
砕砂	八拾目		同 壹袋	
こ	ま	し百四拾目	同 壹袋	
たい	を	き百三拾目	同 壹袋	
不	こ	のし三百拾匁	同 壹袋	
たい	い	せひ五十目	同 壹袋	
そ	い	さう八拾目	同 壹袋	
す	い	ふん三百目	同 壹袋	
ふ	く	ふんし二百三拾目	同 壹袋	
さ	う	づく三百目	同 壹袋	
う	う	づく二百目	同 壹袋	
せ	き	こく百三拾目	同 壹袋	
い	く	ふん百六拾目	同 壹袋	
た	う	じや	百五拾目	同 壹袋

元和二年四月十七日

七一五

